

# 出雲市消防団改革推進委員会

## 【基本資料】

## 目 次

○出雲市消防団改革推進委員会設置要綱	1
○出雲市消防団条例	3
○出雲市消防団規則	7
○消防団組織図	25
○出雲市消防団の沿革	26
○分団勢力図	27
○分団別年齢構成及び定員充足率	28
○分団年代別構成	29
○地区（分団）別人口推移及び人口推計	30
○年齢区分別人口率の推計（グラフ）	32
○分団別人口実態	42
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	43
○消防団の組織概要等に関する調査（令和4年度）の結果	45
○令和4年度版 消防白書（抜粋） 消防団を中核とした地域防災力の充実強化	51
○常備消防（出雲市消防本部）の現況	64
○火災出場時の消防団活動	67
○出雲市消防団各分団活動状況（令和3年・4年）	68
○水防団出場人数（令和3年7月・8月、令和5年7月）	69
○出雲市消防協力組織一覧表	71
○私設消防団（斐川地域）	72
○消防団員アンケート調査	73
○地区災害対策本部における消防団の関わりについて	89

## ○出雲市消防団改革推進委員会設置要綱

(令和3年出雲市告示第349号)

改正 令和3年6月30日告示第420号

(設置)

第1条 出雲市消防団の改革推進に必要な計画の立案及び消防団を取り巻く諸課題の解決に向けた検討を行うため、出雲市消防団改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 消防団の諸課題の解決及び組織の改革に必要と認められる事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 消防団員
- (2) 消防本部職員
- (3) 防災を担当する市職員
- (4) 市議会の議員
- (5) 市内の地域自治協会等関係者
- (6) 市内の商工団体関係者
- (7) 市内の企業関係者
- (8) 識見を有する者
- (9) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 追加して委嘱し、又は任命する委員の任期は、現に委嘱し、又は任命している委員の任期の終期までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長の指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じて、関係機関、助言者に出席を求め、説明若しくは意見又は助言を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員及び会議に出席し、又は関係した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(謝金及び費用弁償)

第7条 委員の謝金は、日額3,110円とする。ただし、第3条第2項第2号及び第3号に規定する委員には支給しない。

2 委員の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部警防課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に招集される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(令和3年6月30日告示第420号)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。



# ○出雲市消防団条例

(平成17年出雲市条例第305号)

改正 平成19年3月19日条例第21号 平成19年6月28日条例第43号  
平成23年9月30日条例第108号 平成28年3月19日条例第23号  
平成29年12月21日条例第44号 令和元年9月28日条例第36号  
令和2年12月19日条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定により、消防団の設置、名称及び区域並びに出雲市消防団員(以下「消防団員」という。)の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務その他身分取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 出雲市に、消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
出雲市消防団	出雲市全域

(任命)

第3条 消防団の長(以下「団長」という。)は、消防団の推せんに基づき市長が任命し、団長以外の消防団員は、団長が次の各号に掲げる者のうちから市長の承認を得てこれを任命する。

- (1) 本市に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健の者

(定員)

第4条 消防団員の定員は、1,841人とする。

(任期)

第5条 団長、副団長、方面隊長、分団長及び副分団長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により任命された団長、副団長、方面隊長、分団長及び副分団長の任期は、前任者の残任期間とする。

(欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第9条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(分限)

第7条 任命権者は、消防団員が心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるときは、免職することができる。

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第1号に該当するに至ったとき。
- (2) 第3条第1号に該当しなくなったとき。

(退職)

第8条 消防団員が退職しようとするときは、あらかじめ、文書により任命権者に届け出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第9条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(服務の宣誓)

第10条 消防団員は、任命後、次に掲げる宣誓書に署名しなければならない。

[別紙参照]

(服務)

第11条 消防団員は、団長の招集によって出動し服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ、指定するところに従い、直ちに出動し、服務しなければならない。

(出動した場合の注意)

第12条 消防団員が水火災その他の災害の現場に出動したときは、次の各号に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 消防団員は、団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 団長は、出雲市消防長又は所轄消防署長の指揮の下に行動しなければならない。
- (3) 消防作業は、迅速かつ適切に行わなければならない。
- (4) 消防団の分団は、相互に連絡調整しなければならない。

(消火、水防等の活動)

第13条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団員は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災その他の災害の防御及び鎮圧に努めなければならない。

(規律)

第14条 消防団員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務のためであっても、みだりに建造物その他の物件をき損してはならない。
- (2) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附を募集し、又は営利行為をしてはならない。
- (3) 消防団又は消防団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (4) 市民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に関しては、全力を挙げて、これに当たる心構えを持たなければならない。
- (5) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほか使用してはならない。

(諸給与)

第15条 消防団員に対する諸給与は、市長が定める額を支給する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の出雲市消防団条例(出雲市条例第307号)、平田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年平田市条例第7号)、佐田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年佐田町条例第16号)、多伎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年多伎町条例第5号)、湖陵町消防団条例(昭和26年湖陵町条例第8号)又は大社町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年大社町条例第8号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成16年度分の消防団員の年手当は、それぞれの合併前の条例の例による。

附 則(平成19年3月19日条例第21号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月28日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第108号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、編入前の斐川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成7年斐川町条例第3号。以下「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の出雲市消防団条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日以後最初に斐川地域から任用された副団長、方面隊長、分団長及び副分団長の任期は、改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお編入前の条例の例による。
- 5 施行日の前日までに、編入前の条例の規定に基づいて既に支払われた平成23年4月1日から平成23年9月30日までに係る報酬は、改正後の条例の規定による諸給与の内払とみなす。

附 則(平成28年3月19日条例第23号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月21日条例第44号)  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月28日条例第36号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月19日条例第55号)  
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## ○出雲市消防団規則

(平成 17 年出雲市規則第 253 号)

改正 平成 17 年 9 月 29 日規則第 278 号 平成 19 年 3 月 30 日規則第 13 号  
平成 23 年 10 月 1 日規則第 82 号 平成 27 年 3 月 31 日規則第 52 号  
平成 28 年 3 月 31 日規則第 6 号 平成 29 年 3 月 31 日規則第 11 号  
平成 30 年 4 月 1 日規則第 23 号 平成 31 年 3 月 31 日規則第 9 号  
令和 3 年 1 月 25 日規則第 3 号 令和 5 年 3 月 1 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、出雲市消防団条例(平成 17 年出雲市条例第 305 号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 出雲市消防団(以下「消防団」という。)の組織は、別表第 1 から別表第 4 までのとおりとする。

(階級)

第 3 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 方面隊長の階級は、副団長とする。

3 伝令部長の階級は、部長とする。

4 伝令班長の階級は、班長とする。

(職務)

第 4 条 団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ定められた順序によりその職務を代理する。

3 方面隊長は、団長の命を受け、所轄方面隊を統括し、所属分団を指揮監督する。

4 分団長は、上司の命を受け、分団を統括し、所属団員を指揮監督する。

5 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又欠けたときは、その職務を代理する。

6 部長、班長及び団員は、上司の命を受け、職務に従事する。

(消防団本部の事務)

第 5 条 消防団本部は、次の各号に掲げる事務を掌握する。

(1) 消防団員の身分に関すること。

(2) 報告、通報及び連絡に関すること。

(3) 教養訓練に関すること。

(4) 消防団の諸計画に関すること。

- (5) 会計及び経理に関すること。
- (6) 設備、資材及び物品の管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、団長が必要と認める事項

2 前項の消防団本部は、出雲市消防本部内に置く。

(分団の事務)

第6条 分団は、次の各号に掲げる事務を掌握する。

- (1) 消防団員の身分に関すること。
- (2) 報告、通報及び連絡に関すること。
- (3) 設備、資材及び物品の管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、分団長が必要と認める事項

(報酬及び費用弁償の支給額)

第7条 消防団員に対する報酬及び費用弁償の支給額は、別表第5に定めるところによる。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第8条 年額報酬又は技術手当は、2期に区分し、前期分を9月に、後期分を3月に、それぞれ2分の1の額を支給する。

2 年度の中途において、新たに消防団員となった場合はその月から、その職を退いた場合はその月まで支給する。

3 月の中途で異なる階級に異動した場合は、上位の階級を当該月における階級として支給する。

4 前2項の規定により報酬を支給する場合は、月割によって計算し、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 出場報酬、特別教養訓練手当又は旅費は、原則として出場、参加等のあった翌月に支給する。

(報酬及び費用弁償の返還)

第8条の2 市長は、消防団員が偽りその他不正の手段により報酬及び費用弁償の支給を受けようとしたとき又は受けたときは、その支給を停止し、又は支給した報酬及び費用弁償の全部若しくは一部を期限を定めて返還させることができる。

(教養訓練)

第9条 団長は、消防団員の資質の向上及び実施に役立つ技能の練磨に努め、定期的に教養訓練を行わなければならない。

(表彰)

第10条 市長は、消防団又は消防団員がその任務遂行に当たって、功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合、消防団員については、団長が表彰を行うことができる。

第11条 消防団本部には、次の各号に掲げる文書を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員の名簿
  - (2) 沿革誌
  - (3) 設備資材台帳
  - (4) ポンプ台帳
  - (5) 水防資材台帳
  - (6) 区域内全図
  - (7) 消防水利地図
  - (8) 諸令達簿
  - (9) 関係法規例規綴
  - (10) 雑書綴
- (訓練礼式及び服制)

第12条 消防団の訓練礼式及び服制については、消防庁の定める基準による。

(機関員)

第13条 消防自動車及び小型動力ポンプ等が円滑に操作等できるよう分団各部に機関員を置く。

2 機関員は、消防団員が兼務するものとし、分団長が指名する。

(守秘義務)

第14条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成17年9月29日規則第278号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月1日規則第82号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第52号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第11号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月31日規則第9号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月25日規則第3号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月1日規則第10号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

出雲市消防団組織表



出雲市消防団本部	今市分団
	大津分団
	塩冶分団
	古志分団
	四絡分団
	高浜分団
	川跡分団
	鷺巣分団
	上津分団
	稗原分団
	朝山分団
	乙立分団
	高松分団
	神門分団
	神西分団
	長浜分団
	平田分団
	久多美分団
	佐香分団
	灘分団
	國富分団
	西田分団
	鱒淵分団
	北浜分団
	檜山分団
	東分団
	伊野分団
	西須佐分団
	東須佐分団
	八幡原分団
	窪田分団
	久村分団
	小田多岐分団
	田儀分団
	湖陵西分団
	湖陵南分団
	杵築分団
	日御碕分団
	鵜鷺分団
	荒木分団
遙堪分団	
莊原北分団	
莊原南分団	
出東分団	
出西阿宮分団	
伊波野分団	
直江分団	
久木分団	

別表第2(第2条関係)

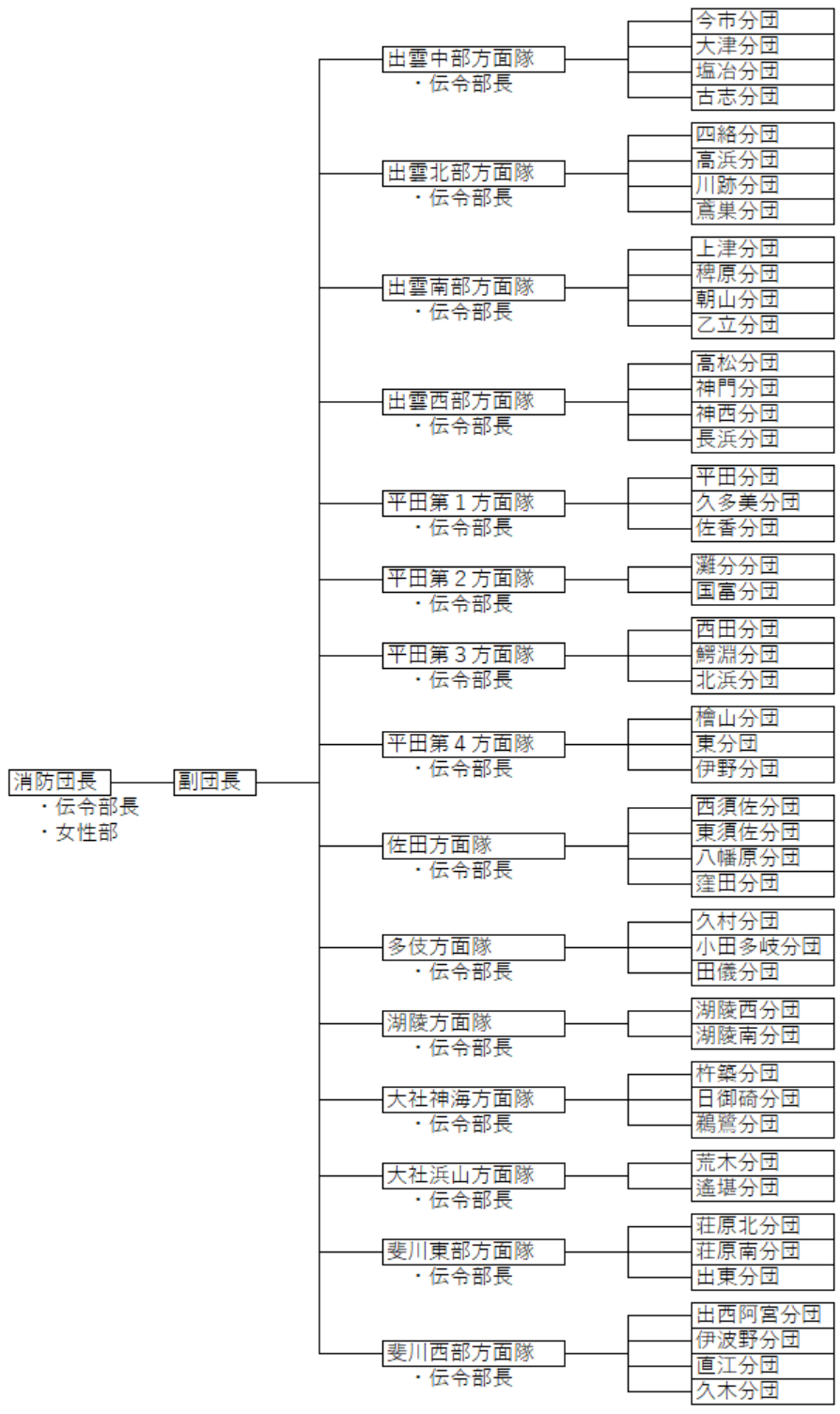
消防団本部組織表

消防団本部組織表

区 分	団長	副団長	方面隊長	部長	班長	団員	計
出雲市消防団	1人	6人	15人	17人	1人	22人	62人

別表第3(第2条関係)

消防団指揮命令系統図



別表第4(第2条関係)

消防団分団組織表

分	分団本部	部	計
---	------	---	---

団名	分団長	副分団長	伝令班長	部名	区域	部長班長団員			
						部長	班長	団員	
今市分団	1	1	1	第1部	今市町、今市町北本町1丁目、今市町北本町2丁目、今市町北本町3丁目、今市町北本町4丁目、今市町北本町5丁目、今市町南本町、駅北町、駅南町1丁目、駅南町2丁目及び駅南町3丁目の区域	1	1	10	27
				第2部		1	1	10	
大津分団	1	1	1	第1部	大津町、大津新崎町1丁目、大津新崎町2丁目、大津新崎町3丁目、大津新崎町4丁目、大津新崎町5丁目、大津新崎町6丁目、大津新崎町7丁目、大津朝倉1丁目、大津朝倉2丁目、大津朝倉3丁目及び枝大津町の区域	1	1	11	29
				第2部		1	1	11	
塩冶分団	1	1	1	第1部	上塩冶町、築山新町、塩冶町、天神町、塩冶有原町1丁目、塩冶有原町2丁目、塩冶有原町3丁目、塩冶有原町4丁目、塩冶有原町5丁目、塩冶有原町6丁目、塩冶神前1丁目、塩冶神前2丁目、塩冶神前3丁目、塩冶神前4丁目、塩冶神前5丁目、塩冶神前6丁目、塩冶町南町1丁目、塩冶町南町2丁目、塩冶町南町3丁目、塩冶町南町4丁目、塩冶町南町5丁目、医大南町1丁目、医大南町2丁目、医大南町3丁目、塩冶原町1丁目、塩冶原町2丁目、塩冶原町3丁目及び塩冶善行町の区域	1	1	9	36
				第2部		1	1	9	
				第3部		1	1	9	
古志分団	1	1	1	第1部	古志町の区域	1	1	11	29
				第2部		1	1	11	
四絡分団	1	1	1	第1部	矢野町、小山町、大塚町、姫原町、姫原1丁目、姫原2丁目、姫原3丁目、姫原4丁目及び渡橋町の区域	1	1	10	27
				第2部		1	1	10	
高浜分団	1	1	1	第1部	矢尾町、日下町、里方町、平野町、常松町、江田町及び八島町の区域	1	1	10	27
				第2部		1	1	10	

川跡分団	1	1	1	第1部	中野町、武志町、荻杼町、稲岡町、中野美保北町1丁目、中野美保北町2丁目、中野美保南町1丁目、中野美保南町2丁目、中野美保南町3丁目及び高岡町の区域	1	1	13	32
				第2部		1	1	12	
鳶巣分団	1	1	1	第1部	西林木町及び東林木町の区域	1	1	14	29
				第2部		1	1	8	
上津分団	1	1	1	第1部	西谷町、上島町及び船津町の区域	1	1	12	39
				第2部		1	1	10	
				第3部		1	1	8	
稗原分団	1	1	1	第1部	野尻町、稗原町及び宇那手町の区域	1	1	10	39
				第2部		1	1	10	
				第3部		1	1	10	
朝山分団	1	1	1	第1部	馬木町、朝山町、所原町、見々久町及び馬木北町の区域	1	1	11	39
				第2部		1	1	13	
				第3部		1	1	6	
乙立分団	1	1	1	第1部	乙立町の区域	1	1	10	25
				第2部		1	1	8	

			2部									
高松分団	1	1	1第1部	高松町、白枝町、松寄下町、浜町及び下横町の区域	1	1	13	33				
			第2部							1	1	13
神門分団	1	1	1第1部	芦渡町、下古志町、知井宮町、神門町、西新町1丁目、西新町2丁目、西新町3丁目及び平成町の区域	1	1	16	32				
			第2部							1	1	9
神西分団	1	1	1第1部	西神西町、東神西町、神西沖町、大島町及び神西新町の区域	1	1	12	32				
			第2部							1	1	13
長浜分団	1	1	1第1部	荒茅町、東園町、西園町、外園町及び長浜町の区域	1	1	9	39				
			第2部							1	1	10
			第3部							1	1	11
平田分団	1	1	1第1部	平田町及び西平田町の区域	1	1	10	27				
			第2部							1	1	10
久多美分団	1	1	1第1部	東郷町、東福町、久多見町、野石谷町及び上岡田町の区域	1	1	10	39				
			第2部							1	1	10
			第3部							1	1	10

佐香分団	1	1	1部	三津町、小伊津町及び坂浦町の区域	1	1	8	33
			2部		1	1	8	
			3部		1	1	8	
灘分分団	1	1	1部	灘分町、島村町及び出島町の区域	1	1	12	45
			2部		1	1	12	
			3部		1	1	12	
国富分団	1	1	1部	美談町、西代町、国富町及び口宇賀町の区域	1	1	10	41
			2部		1	1	11	
			3部		1	1	11	
西田分団	1	1	1部	西郷町、本庄町、万田町及び奥宇賀町の区域	1	1	8	33
			2部		1	1	8	
			3部		1	1	8	
鰐淵分団	1	1	1部	河下町、唐川町、別所町及び猪目町の区域	1	1	8	33
			2部		1	1	8	

			第3部		1	1	8	
北浜分団	1	1	第1部	小津町、十六島町、釜浦町、塩津町及び美保町の区域	1	1	10	51
			第2部		1	1	10	
			第3部		1	1	10	
			第4部		1	1	10	
檜山分団	1	1	第1部	岡田町、多久谷町及び多久町の区域	1	1	8	33
			第2部		1	1	8	
			第3部		1	1	8	
東分団	1	1	第1部	園町、鹿園寺町及び小境町の区域	1	1	13	48
			第2部		1	1	13	
			第3部		1	1	13	
伊野分団	1	1	第1部	美野町、野郷町及び地合町の区域	1	1	10	39
			第2部		1	1	10	
			第3部		1	1	10	
西	1	1	第1部	佐田町大呂、佐田町反辺及び佐田町吉野の区域	1	1	13	48



須佐分団			1部								
			第2部				1	1	13		
			第3部				1	1	13		
東須佐分団	1	1	1第1部	佐田町朝原、佐田町原田及び佐田町須佐の区域			1	1	10	39	
			第2部				1	1	10		
			第3部				1	1	10		
八幡東分団	1	1	1第1部	佐田町八幡原、佐田町東村、佐田町毛津及び佐田町一窪田の一部(原川、栗原、飯の原、五谷及び銀山谷)の区域			1	1	10	39	
			第2部				1	1	10		
			第3部				1	1	10		
窪田分団	1	1	1第1部	佐田町一窪田(ただし、八幡東分団の区域を除く。)、佐田町上橋波、佐田町下橋波、佐田町佐津目及び佐田町高津屋の区域			1	1	10	39	
			第2部				1	1	10		
			第3部				1	1	10		
久村分団	1	1	1第1部	多伎町久村の区域			1	1	10	27	
			第2部				1	1	10		
小田	1	1	1第1部	多伎町多岐及び多伎町小田の区域			1	1	10	39	

多岐分団			部										1	1	10	
			第2部										1	1	10	
			第3部										1	1	10	
田儀分団	1	1	1第1部	多伎町口田儀、多伎町奥田儀及び多伎町神原の区域									1	1	13	48
			第2部										1	1	13	
			第3部										1	1	13	
湖陵西分団	1	1	1第1部	湖陵町大池、湖陵町板津及び湖陵町差海の区域									1	1	13	48
			第2部										1	1	13	
			第3部										1	1	13	
湖陵南分団	1	1	1第1部	湖陵町畑村、湖陵町常楽寺及び湖陵町二部及び三部の区域									1	1	13	48
			第2部										1	1	13	
			第3部										1	1	13	
杵築分団	1	1	1杵築東部	大社町杵築東、大社町杵築西、大社町杵築南及び大社町杵築北の区域									1	1	10	51
			杵築西部										1	1	10	
			杵										1	1	10	

			築南部									
			杵築北部					1	1	10		
日御碕分団	1	1	1日御碕部	大社町日御碕及び大社町宇龍の区域				1	1	10	39	
			宇龍部					1	1	10		
			中山部					1	1	10		
鵜鷺分団	1	1	1鵜鷺第1部	大社町鷺浦及び大社町鵜峠の区域				1	1	13	33	
			鵜鷺第2部					1	1	13		
荒木分団	1	1	1荒木第1部	大社町修理免、大社町北荒木及び大社町中荒木の区域				1	1	13	48	
			荒木第2部					1	1	13		
			荒木第3部					1	1	13		
遙堪	1	1	1遙堪	大社町遙堪、大社町菱根及び大社町入南の区域				1	1	13	48	

分団				東部							
				遙堪西部			1	1	13		
				遙堪南部			1	1	13		
荘原北分団	1	1	1	第1部	斐川町荘原の区域	1	1	10	27		
				第2部		1	1	10			
荘原南分団	1	1	1	第1部	斐川町学頭、斐川町上庄原、斐川町神庭及び斐川町三絡の区域	1	1	10	27		
				第2部		1	1	10			
出東分団	1	1	1	第1部	斐川町沖洲、斐川町黒目、斐川町坂田、斐川町三分市及び斐川町中州の区域	1	1	10	51		
				第2部		1	1	10			
				第3部		1	1	10			
				第4部		1	1	10			
出西阿宮分団	1	1	1	第1部	斐川町併川、斐川町阿宮、斐川町神氷、斐川町求院及び斐川町出西の区域	1	1	10	51		
				第2部		1	1	10			
				第3部		1	1	10			

				第4部					1	1	10	
伊波野分団	1	1	1	第1部	斐川町上直江、斐川町富村、斐川町鳥井及び斐川町名島の区域				1	1	10	39
				第2部					1	1	10	
				第3部					1	1	10	
直江分団	1	1	1	第1部	斐川町直江の区域				1	1	10	27
				第2部					1	1	10	
久木分団	1	1	1	第1部	斐川町今在家、斐川町原鹿、斐川町福富及び斐川町美南の区域				1	1	10	27
				第2部					1	1	10	
合計	48	48	48						130	130	1,375	1,377.9

別表第5(第7条関係)

報酬及び費用弁償支給額表

階級 ＼ 報酬 等の 種別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年額報酬	80,000円	65,000円	50,000円	43,000円	40,000円	37,000円	36,500円
出場報酬	災害（水火災又は地震等）等に出場した者に1回8,000円。ただし、長時間にわたる時は、市長の定める額						
	火災現場における警戒（火災鎮火後の警戒）、火災原因調査、行方不明者の捜索に出場した者に1回4,000円。ただし、長時間にわたる時は、市長の定める額						

	その他の業務に出場した者に1回3,700円	
技術手当	消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ積載車の機関員に年額11,500円	
特別教養訓練手当	県消防学校又は消防大学校の行う教養訓練等に参加した者に1日3,700円	
旅費	出雲市職員等の旅費に関する条例(平成17年出雲市条例第43号)及び出雲市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成17年出雲市規則第37号)を準用する。ただし、その者の受ける車賃、日当、宿泊料及び食卓料については次の区分による。	
	団長については、出雲市職員等の旅費に関する条例(平成17年出雲市条例第43号)第18条第1項の規定による別表(1)の市長の受ける旅費に相当する額。ただし、当分の間、特別車両料金については支給しない。	副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員については、出雲市職員等の旅費に関する条例(平成17年出雲市条例第43号)第18条第1項の規定による別表(1)の上欄に掲げる職員以外の職員が受ける額を支給する。

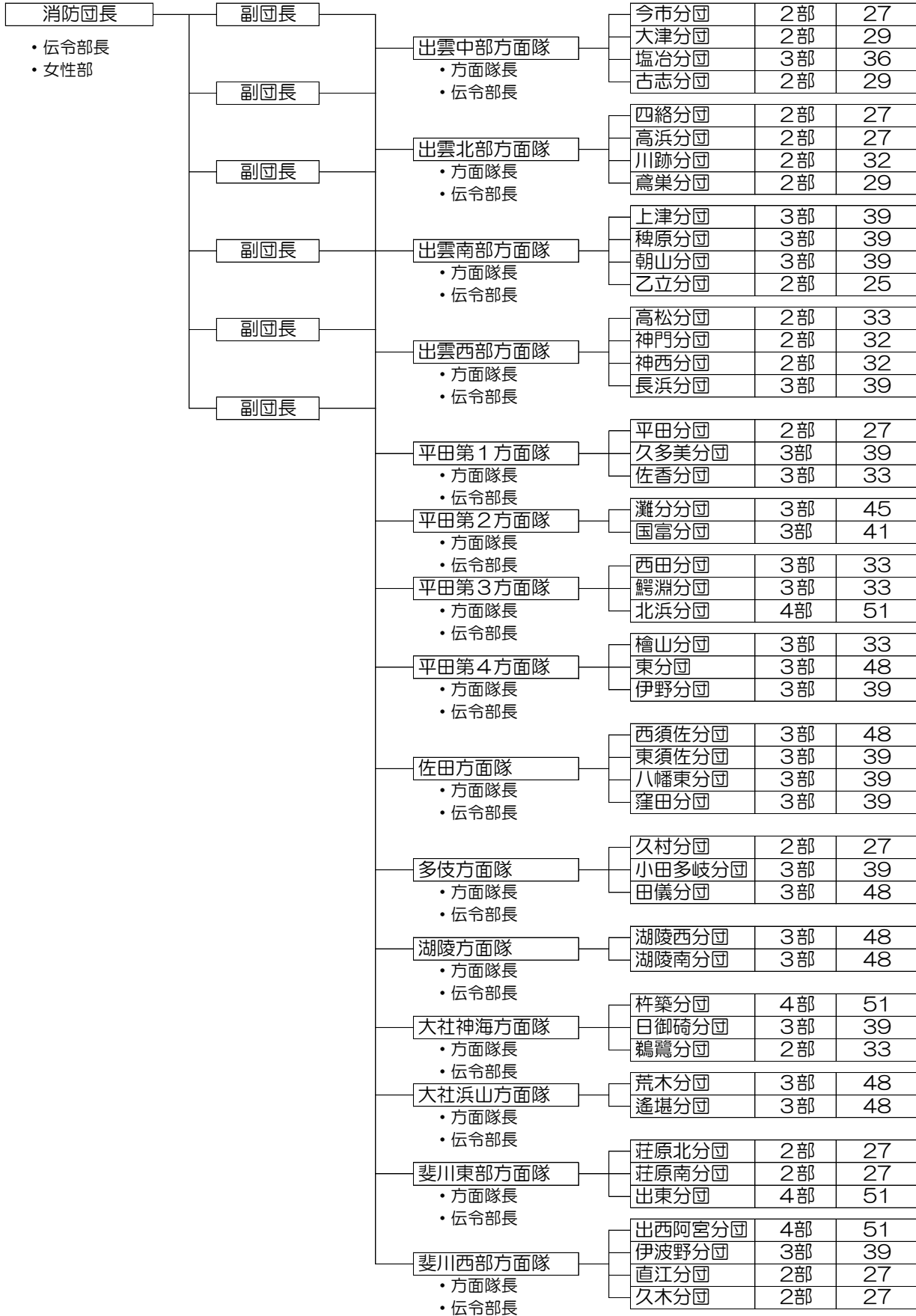
# 消防団組織図

団員数 定員 1,841 人  
 実員 1,641 人  
 充足率 89.1 %

(R5. 7. 31 現在)

15方面隊      48分団      130部      定員

※方面隊長は副団長級



団本部 62人(定員)

分団 1,779人(定員)

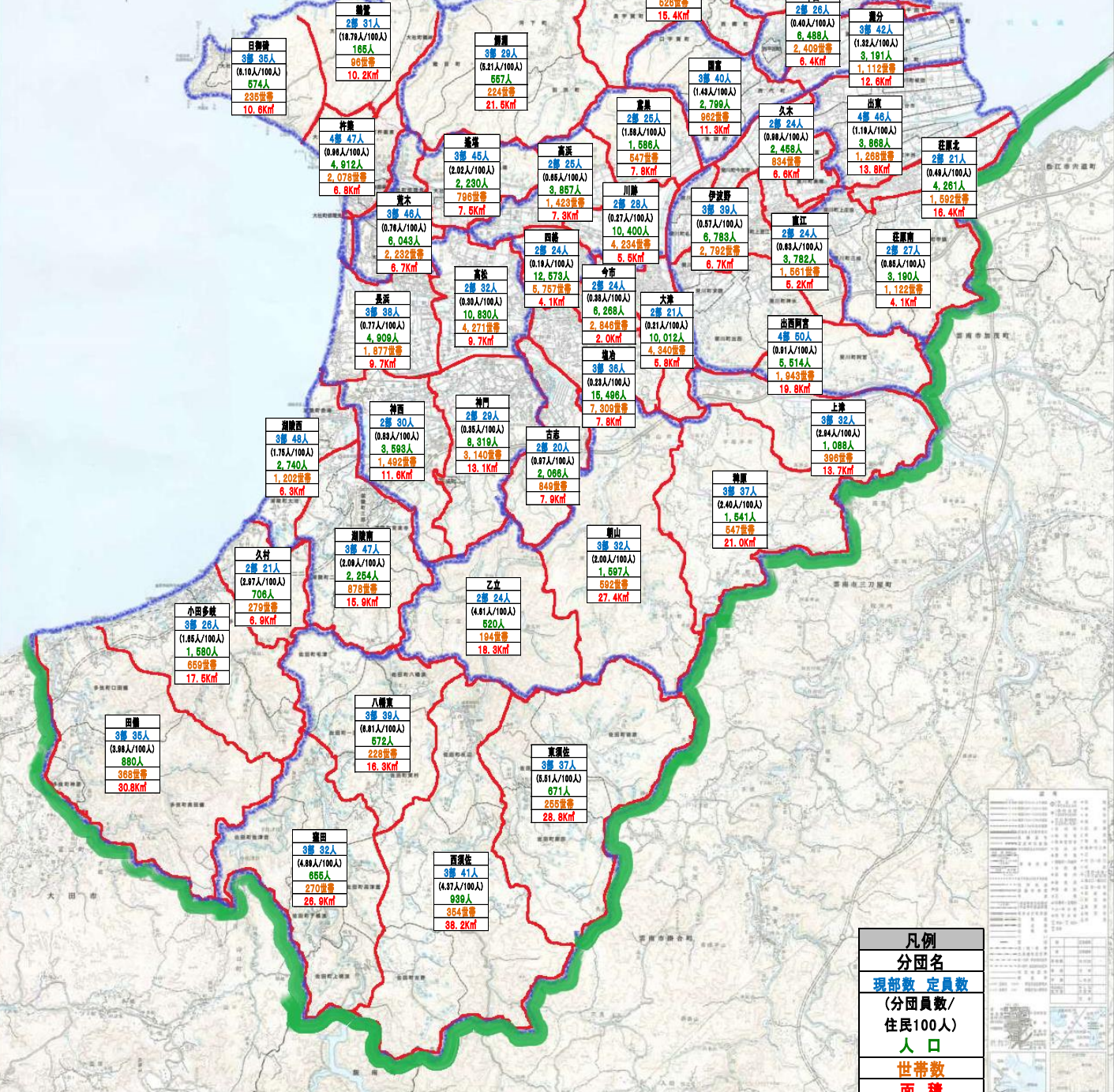
## 出雲市消防団の沿革

		名称	出雲	平田	佐田	多伎	湖陵	大社	合計	充足率(%)	名称	斐川
H17	行政合併	出雲市消防団 連合会	535	494	180	125	125	279	1738	98.2	斐川町 消防団	255
			<b>533</b>	<b>485</b>	<b>172</b>	<b>120</b>	<b>118</b>	<b>279</b>	<b>1707</b>			<b>255</b>
H18		出雲市消防団 連合会	535	494	180	125	125	279	1738	98.2	斐川町 消防団	255
			<b>535</b>	<b>483</b>	<b>173</b>	<b>119</b>	<b>118</b>	<b>279</b>	<b>1707</b>			<b>255</b>
H19		出雲市消防団	1738						97.4	斐川町 消防団	255	
			<b>1693</b>								<b>253</b>	
H20		出雲市消防団	1738						97.2	斐川町 消防団	255	
			<b>1690</b>								<b>254</b>	
H21		出雲市消防団	1738						97.1	斐川町 消防団	255	
			<b>1689</b>								<b>254</b>	
H22		出雲市消防団	1738						96.3	斐川町 消防団	255	
			<b>1674</b>								<b>254</b>	
H23	10月 旧斐川町合併	出雲市消防団	1993 (条例定員改正)						96.0		255	
			<b>1914</b>								<b>254</b>	
H24		出雲市消防団	1993						95.9		255	
			<b>1912</b>								<b>254</b>	
H25		出雲市消防団	1993						94.2		255	
			<b>1879</b>								<b>254</b>	
H26		出雲市消防団	1993						92.7		255	
			<b>1849</b>								<b>254</b>	
H27		出雲市消防団	1993						90.4		255	
			<b>1802</b>								<b>254</b>	
H28	4月	出雲市消防団	1844 (条例定員改正)						94.2		255	
			<b>1738</b>								<b>254</b>	
H29		出雲市消防団	1844						94.3		255	
			<b>1739</b>								<b>254</b>	
H30		出雲市消防団	1844						94.5		255	
			<b>1743</b>								<b>254</b>	
H31 R 1		出雲市消防団	1844						93.6		255	
			<b>1727</b>								<b>254</b>	
R 2		出雲市消防団	1844						92.2		255	
			<b>1701</b>								<b>254</b>	
R 3	4月	出雲市消防団	1841 (条例定員改正)						92.2		255	
			<b>1698</b>								<b>254</b>	
R 4	4月	出雲市消防団	1841						89.8		255	
			<b>1654</b>								<b>254</b>	
R 5	4月	出雲市消防団	1841						88.8		255	
			<b>1635</b>								<b>254</b>	
最新	R5/7/31	出雲市消防団	1841						89.1		255	
			<b>1641</b>								<b>254</b>	

※上段：定員(人)、下段：実団員数(人)



# 出雲市消防団 分団比較一覽表 《R5. 7. 31現在》 【分団名・現部数 定員数・管轄人口・管轄面積】



凡例
分団名
現部数 定員数
(分団員数/住民100人)
人口
世帯数
面積

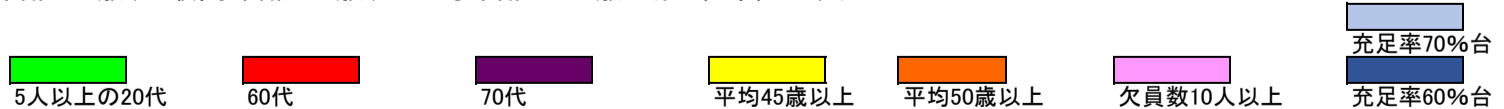
分団別年齢構成及び定員充足率（令和5年7月31日現在）

【出雲市】

（団本部定員62人＋分団定員1779人＝条例定員1841人）（団本部実員数45人＋分団実員数1596人＝実員数1641人）[全体充足率:89.14%]

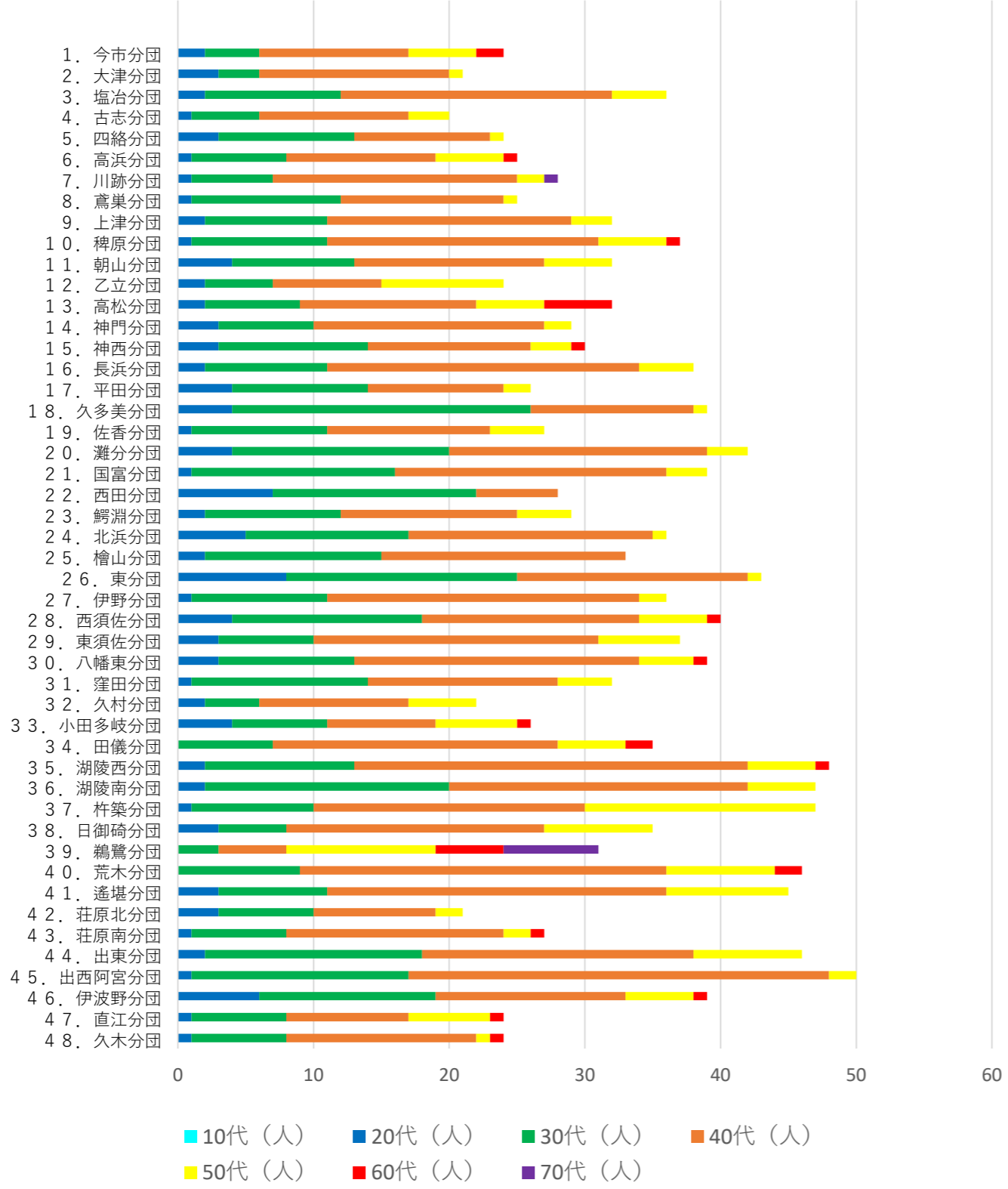
No.	分団名	10代(人)	20代(人)	30代(人)	40代(人)	50代(人)	60代(人)	70代(人)	平均年齢	部数	各部定員数(人)				定員(人)	実員数(人)	欠員数(人)	分団別充足率
											1部	2部	3部	4部				
1	今市分団	0	2	4	11	5	2	0	45.9	2	12	12		27	24	△3	88.89%	
2	大津分団	0	3	3	14	1	0	0	41.3	2	13	13		29	21	△8	72.41%	
3	塩冶分団	0	2	10	20	4	0	0	41.6	3	11	11	11	36	36	0	100.00%	
4	古志分団	0	1	5	11	3	0	0	42.1	2	13	13		29	20	△9	68.97%	
5	四絡分団	0	3	10	10	1	0	0	39.1	2	12	12		27	24	△3	88.89%	
6	高浜分団	0	1	7	11	5	1	0	43.6	2	12	12		27	25	△2	92.59%	
7	川跡分団	0	1	6	18	2	0	1	42.9	2	15	15		32	28	△4	87.50%	
8	鳶巣分団	0	1	11	12	1	0	0	38.9	2	16	10		29	25	△4	86.21%	
9	上津分団	0	2	9	18	3	0	0	41.4	3	14	12	10	39	32	△7	82.05%	
10	稗原分団	0	1	10	20	5	1	0	43.7	3	12	12	12	39	37	△2	94.87%	
11	朝山分団	0	4	9	14	5	0	0	41.3	3	13	15	8	39	32	△7	82.05%	
12	乙立分団	0	2	5	8	9	0	0	44.8	2	12	10		25	24	△1	96.00%	
13	高松分団	0	2	7	13	5	5	0	45.8	2	15	15		33	32	△1	96.97%	
14	神門分団	0	3	7	17	2	0	0	40.7	2	18	11		32	29	△3	90.63%	
15	神西分団	0	3	11	12	3	1	0	41.1	2	14	15		32	30	△2	93.75%	
16	長浜分団	0	2	9	23	4	0	0	42.5	3	11	12	13	39	38	△1	97.44%	
17	平田分団	0	4	10	10	2	0	0	38.7	2	12	12		27	26	△1	96.30%	
18	久多美分団	0	4	22	12	1	0	0	36.3	3	12	12	12	39	39	0	100.00%	
19	佐香分団	0	1	10	12	4	0	0	42.0	3	10	10	10	33	27	△6	81.82%	
20	灘分団	0	4	16	19	3	0	0	39.9	3	14	14	14	45	42	△3	93.33%	
21	国富分団	0	1	15	20	3	0	0	40.5	3	12	13	13	41	39	△2	95.12%	
22	西田分団	0	7	15	6	0	0	0	34.4	3	10	10	10	33	28	△5	84.85%	
23	鱒淵分団	0	2	10	13	4	0	0	40.3	3	10	10	10	33	29	△4	87.88%	
24	北浜分団	0	5	12	18	1	0	0	39.4	4	12	12	12	51	36	△15	70.59%	
25	檜山分団	0	2	13	18	0	0	0	40.1	3	10	10	10	33	33	0	100.00%	
26	東分団	0	8	17	17	1	0	0	36.9	3	15	15	15	48	43	△5	89.58%	
27	伊野分団	0	1	10	23	2	0	0	41.4	3	12	12	12	39	36	△3	92.31%	
28	西須佐分団	0	4	14	16	5	1	0	41.2	3	15	15	15	48	40	△8	83.33%	
29	東須佐分団	0	3	7	21	6	0	0	43.4	3	12	12	12	39	37	△2	94.87%	
30	八幡東分団	0	3	10	21	4	1	0	42.2	3	12	12	12	39	39	0	100.00%	
31	窪田分団	0	1	13	14	4	0	0	41.9	3	12	12	12	39	32	△7	82.05%	
32	久村分団	0	2	4	11	5	0	0	42.5	2	12	12		27	22	△5	81.48%	
33	小田多岐分団	0	4	7	8	6	1	0	41.2	3	12	12	12	39	26	△13	66.67%	
34	田儀分団	0	0	7	21	5	2	0	45.6	3	15	15	15	48	35	△13	72.92%	
35	湖陵西分団	0	2	11	29	5	1	0	42.9	3	15	15	15	48	48	0	100.00%	
36	湖陵南分団	0	2	18	22	5	0	0	40.1	3	15	15	15	48	47	△1	97.92%	
37	杵築分団	0	1	9	20	17	0	0	45.6	4	12	12	12	51	47	△4	92.16%	
38	日御碕分団	0	3	5	19	8	0	0	44.3	3	12	12	12	39	35	△4	89.74%	
39	鵜鷺分団	0	0	3	5	11	5	7	57.0	2	15	15		33	31	△2	93.94%	
40	荒木分団	0	0	9	27	8	2	0	45.1	3	15	15	15	48	46	△2	95.83%	
41	遙堪分団	0	3	8	25	9	0	0	42.8	3	15	15	15	48	45	△3	93.75%	
42	莊原北分団	0	3	7	9	2	0	0	39.4	2	12	12		27	21	△6	77.78%	
43	莊原南分団	0	1	7	16	2	1	0	41.9	2	12	12		27	27	0	100.00%	
44	出東分団	0	2	16	20	8	0	0	42.2	4	12	12	12	51	46	△5	90.20%	
45	出西阿宮分団	0	1	16	31	2	0	0	41.9	4	12	12	12	51	50	△1	98.04%	
46	伊波野分団	0	6	13	14	5	1	0	40.0	3	12	12	12	39	39	0	100.00%	
47	直江分団	0	1	7	9	6	1	0	42.6	2	12	12		27	24	△3	88.89%	
48	久木分団	0	1	7	14	1	1	0	42.2	2	12	12		27	24	△3	88.89%	
	計	0	115	471	772	203	27	8	全平均41.9	130				1779	1596	△183	89.71%	
	割合	0.00%	7.21%	29.51%	48.37%	12.72%	1.69%	0.50%										

※最低年齢:20歳、最高年齢:77歳、平均年齢:41.9歳（団本部含まず）

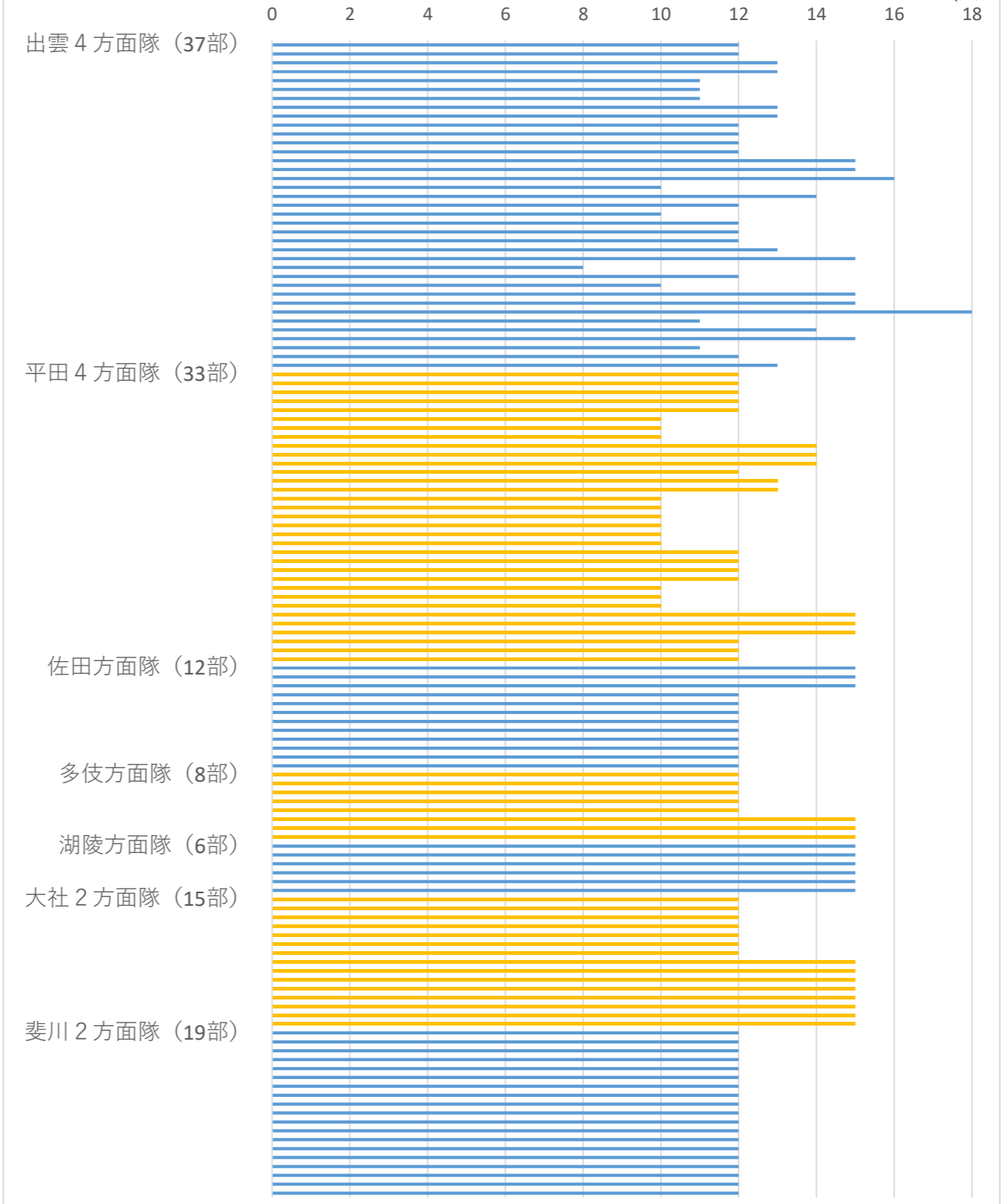




各分団年代別構成 (R5.7.31現在)



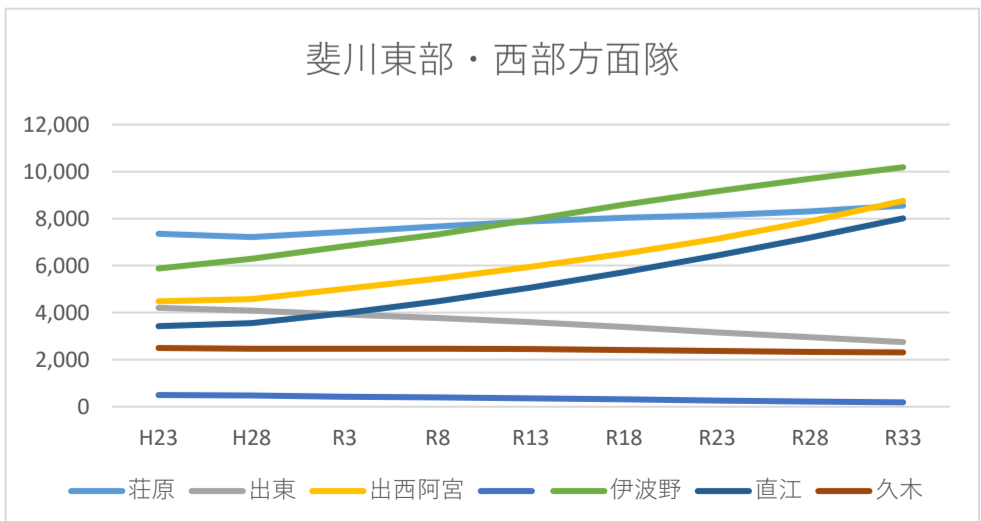
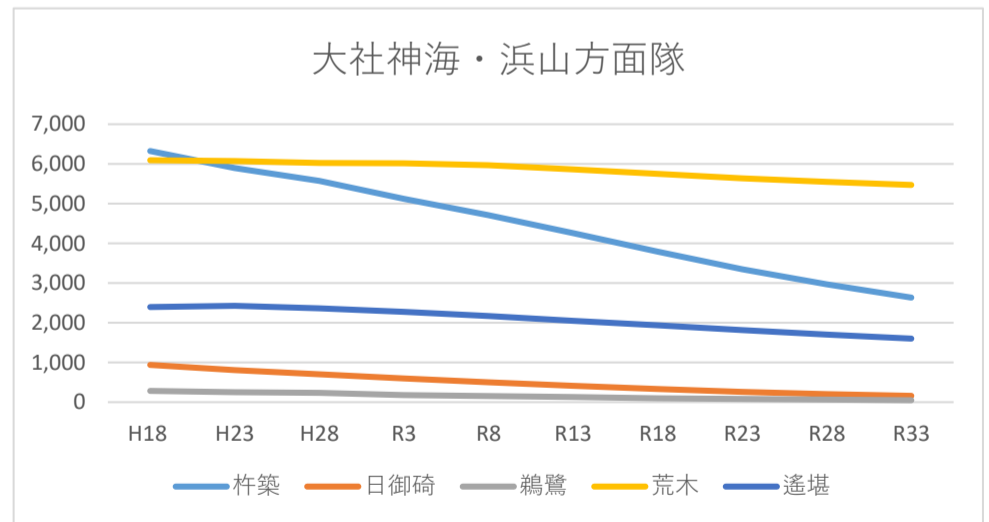
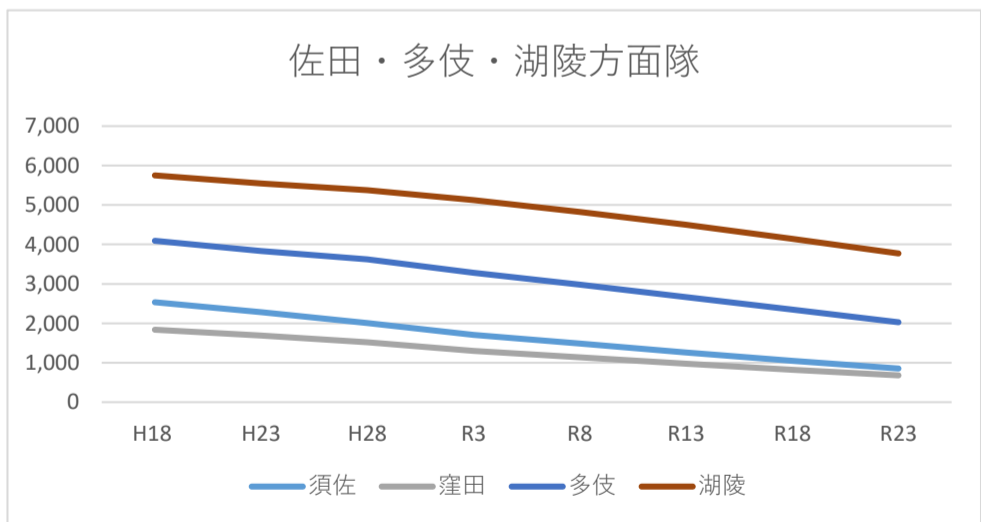
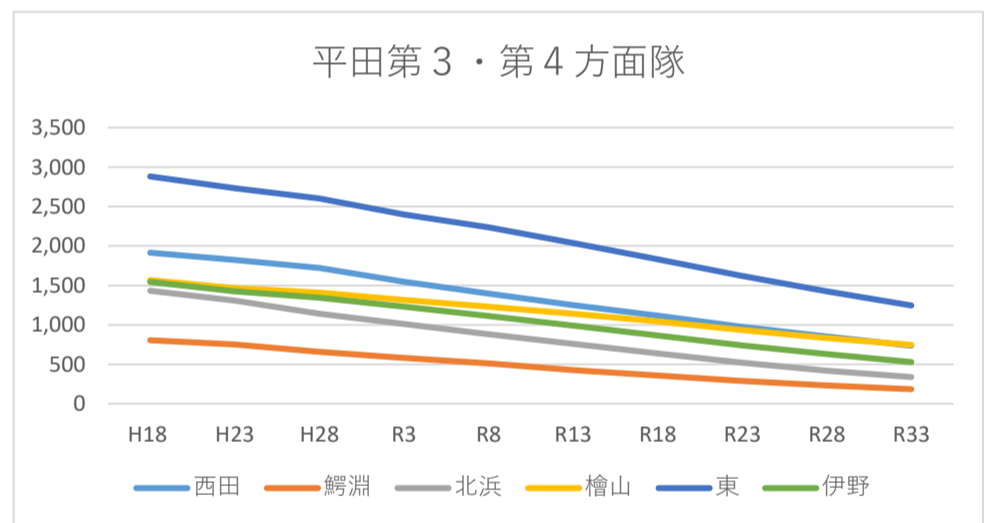
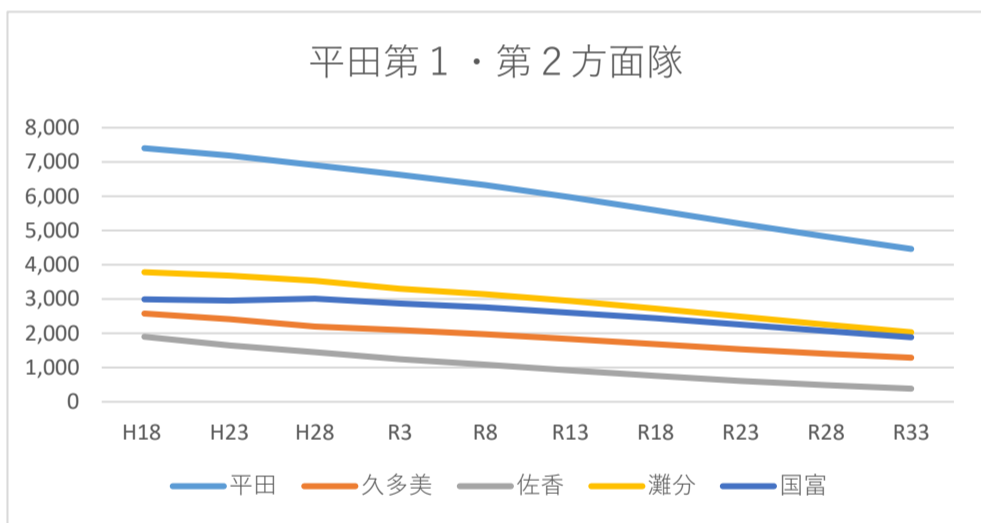
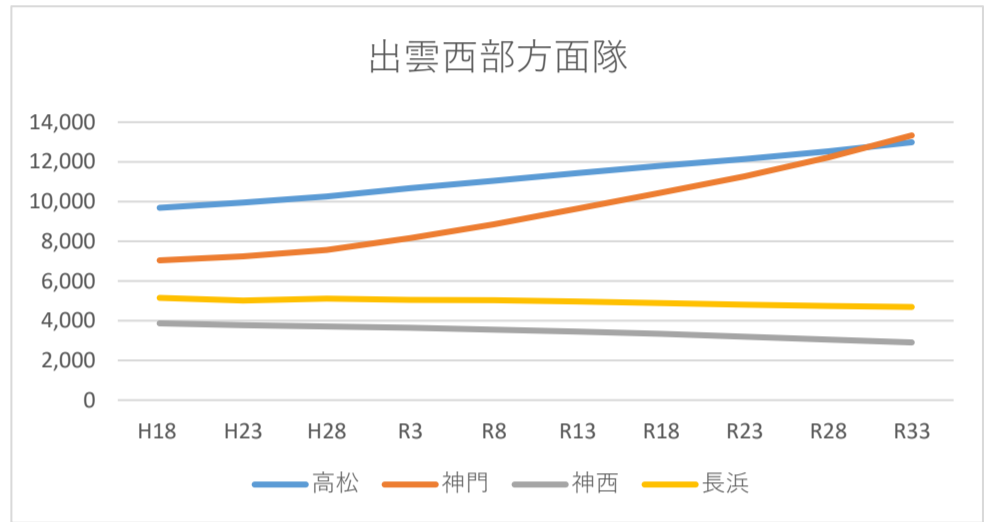
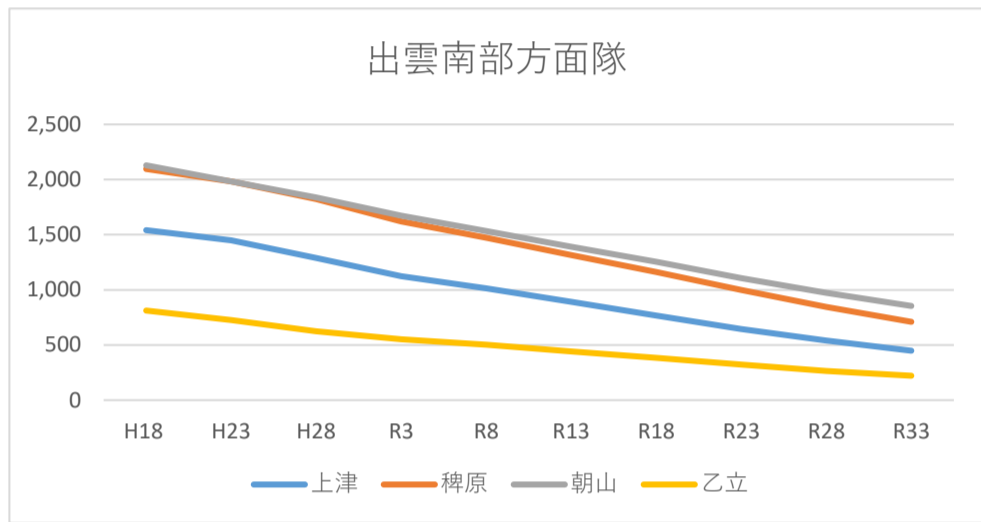
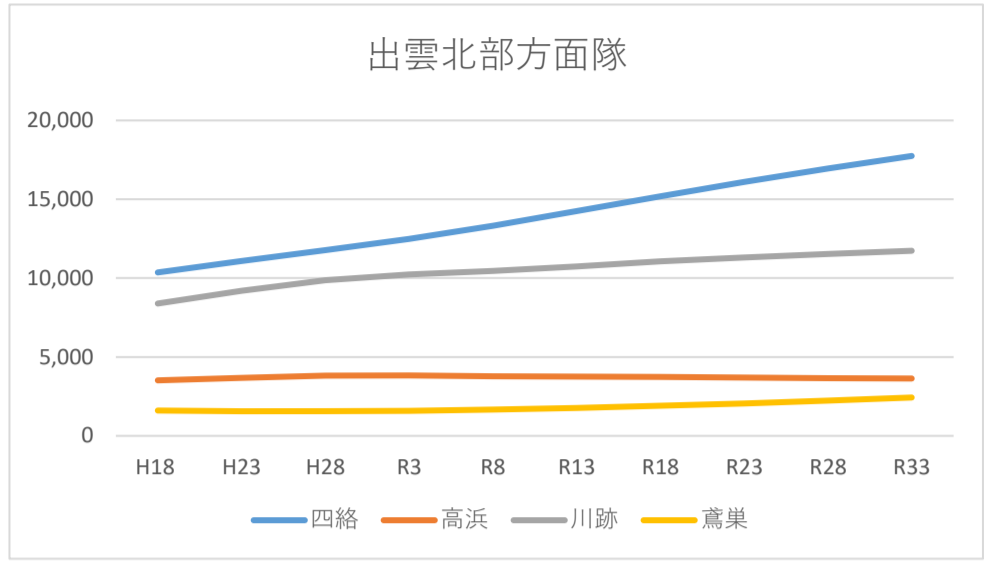
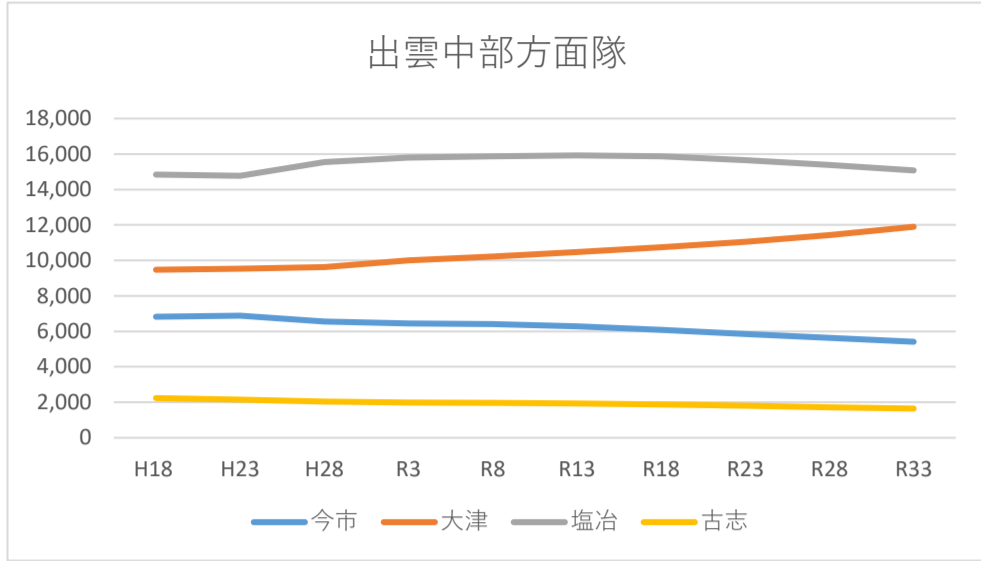
方面隊別各部定員数



### 地区(分団)別 人口推移 および 人口推計

No.	分団	地区 コミセン	地区人口(人) ※ 1,500人↓ 1,000人↓ 500人↓											
			出雲市人口調査をもとにした人口推移 ←				島根県地域振興部「しまねの郷づくり応援サイト」の人口推計 →							
			H18	H23	H28	R3	R8	R13	R18	R23	R28	R33		
1	今市		6,823	6,883	6,553	6,453	6,406	6,274	6,079	5,853	5,626	5,413		
2	大津		9,473	9,528	9,614	9,993	10,216	10,477	10,741	11,040	11,427	11,896		
3	塩冶		14,835	14,770	15,549	15,789	15,865	15,920	15,861	15,655	15,385	15,082		
4	古志		2,238	2,152	2,036	1,988	1,976	1,940	1,881	1,798	1,721	1,646		
5	四絡		10,361	11,092	11,779	12,495	13,321	14,244	15,185	16,097	16,946	17,746		
6	高浜		3,519	3,666	3,815	3,830	3,783	3,760	3,733	3,690	3,654	3,627		
7	川跡		8,390	9,195	9,859	10,236	10,447	10,737	11,066	11,304	11,530	11,736		
8	鳶巣		1,612	1,559	1,562	1,594	1,666	1,763	1,902	2,053	2,228	2,431		
9	上津		1,541	1,450	1,290	1,123	1,012	892	766	646	541	448		
10	稗原		2,096	1,982	1,824	1,619	1,471	1,316	1,162	1,000	845	710		
11	朝山		2,129	1,982	1,838	1,673	1,532	1,390	1,253	1,107	973	854		
12	乙立		812	725	624	552	502	442	384	321	265	221		
13	高松		9,687	9,956	10,257	10,678	11,049	11,429	11,798	12,145	12,527	12,988		
14	神門		7,040	7,239	7,560	8,163	8,856	9,646	10,445	11,267	12,217	13,333		
15	神西		3,867	3,773	3,712	3,648	3,554	3,454	3,333	3,192	3,047	2,905		
16	長浜		5,150	5,020	5,107	5,042	5,037	4,968	4,890	4,803	4,737	4,691		
17	平田		7,401	7,190	6,908	6,627	6,325	5,967	5,589	5,193	4,818	4,461		
18	久多美		2,576	2,409	2,194	2,095	1,972	1,833	1,683	1,534	1,404	1,287		
19	佐香		1,898	1,643	1,447	1,242	1,080	915	757	611	487	383		
20	灘分		3,783	3,679	3,531	3,296	3,140	2,940	2,723	2,482	2,252	2,030		
21	国富		2,993	2,957	3,010	2,868	2,759	2,602	2,436	2,252	2,068	1,883		
22	西田		1,915	1,823	1,722	1,545	1,395	1,251	1,115	976	853	736		
23	鰐淵		805	750	656	582	510	427	359	289	231	184		
24	北浜		1,432	1,306	1,141	1,010	881	758	637	521	420	338		
25	檜山		1,567	1,465	1,408	1,315	1,231	1,143	1,043	932	834	746		
26	東		2,882	2,732	2,602	2,400	2,237	2,038	1,833	1,620	1,424	1,246		
27	伊野		1,544	1,427	1,346	1,231	1,111	989	865	739	628	528		
28	西須佐	須佐	2,534	2,280	2,002	1,707	1,488	1,260	1,050	853	680	542		
29	東須佐													
30	八幡東	窪田	1,837	1,693	1,519	1,300	1,140	973	824	679	550	441		
31	窪田													
32	久村	多伎	4,092	3,834	3,623	3,284	2,982	2,666	2,350	2,026	1,730	1,474		
33	小田多岐													
34	田儀													
35	湖陵西	湖陵	5,750	5,543	5,374	5,123	4,826	4,496	4,145	3,771	3,424	3,112		
36	湖陵南													
37	杵築	大社	6,324	5,896	5,574	5,121	4,710	4,257	3,794	3,343	2,964	2,633		
38	日御碕		938	808	704	598	499	410	330	261	204	159		
39	鵜鷺		283	253	233	181	155	127	101	78	62	48		
40	荒木		6,093	6,076	6,022	6,017	5,970	5,862	5,751	5,637	5,546	5,470		
41	遙堪		2,396	2,426	2,361	2,277	2,167	2,051	1,935	1,814	1,702	1,600		
42	莊原北	莊原		7,358	7,214	7,434	7,666	7,885	8,032	8,141	8,313	8,553		
43	莊原南													
44	出東			4,206	4,091	3,929	3,778	3,592	3,396	3,167	2,952	2,748		
45	出西阿宮	出西 阿宮		4,484	4,580	5,012	5,452	5,952	6,509	7,140	7,887	8,756		
46	伊波野													
47	直江			4,484	4,580	5,012	5,452	5,952	6,509	7,140	7,887	8,756		
48	久木			495	471	423	392	354	309	261	217	185		
	伊波野			5,878	6,296	6,828	7,332	7,960	8,598	9,169	9,692	10,185		
	直江			3,425	3,555	3,979	4,479	5,067	5,721	6,431	7,197	8,011		
	久木			2,496	2,463	2,469	2,470	2,448	2,414	2,364	2,328	2,309		

## 地区(分団)別 人口推移 および 人口推計 (グラフ)

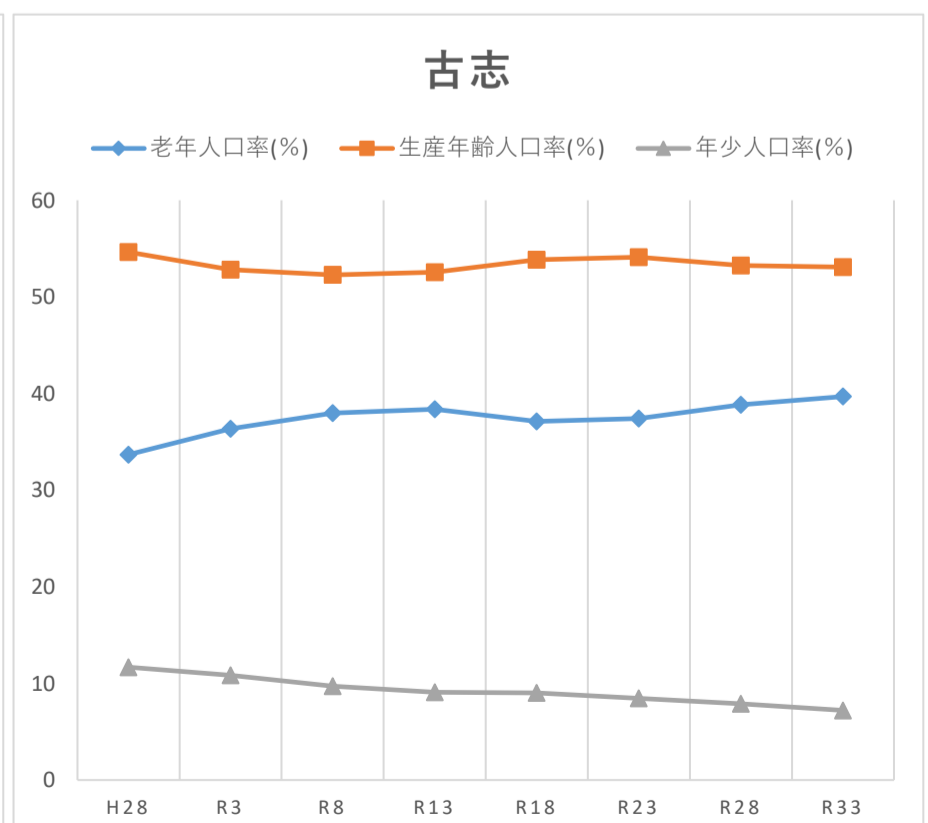
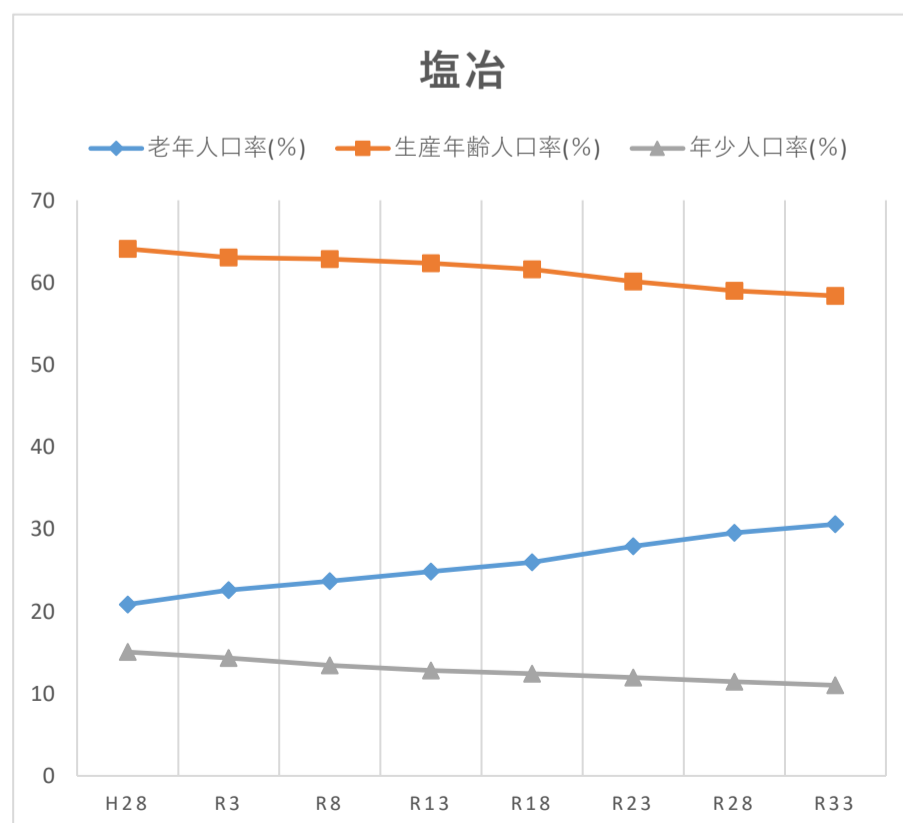
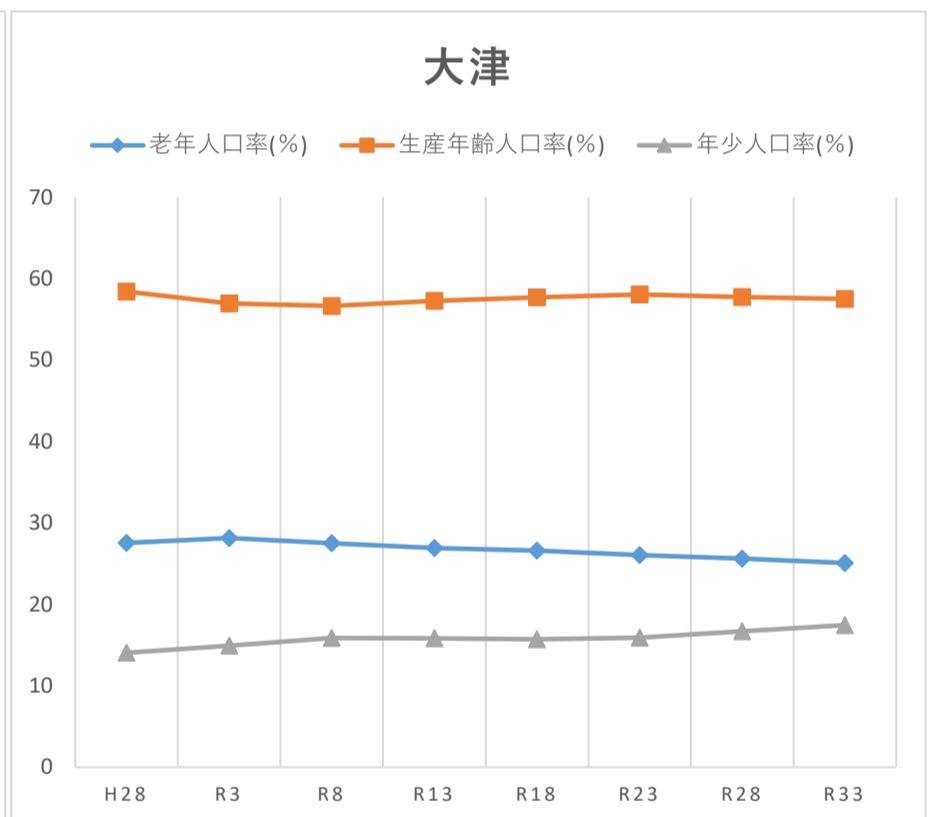
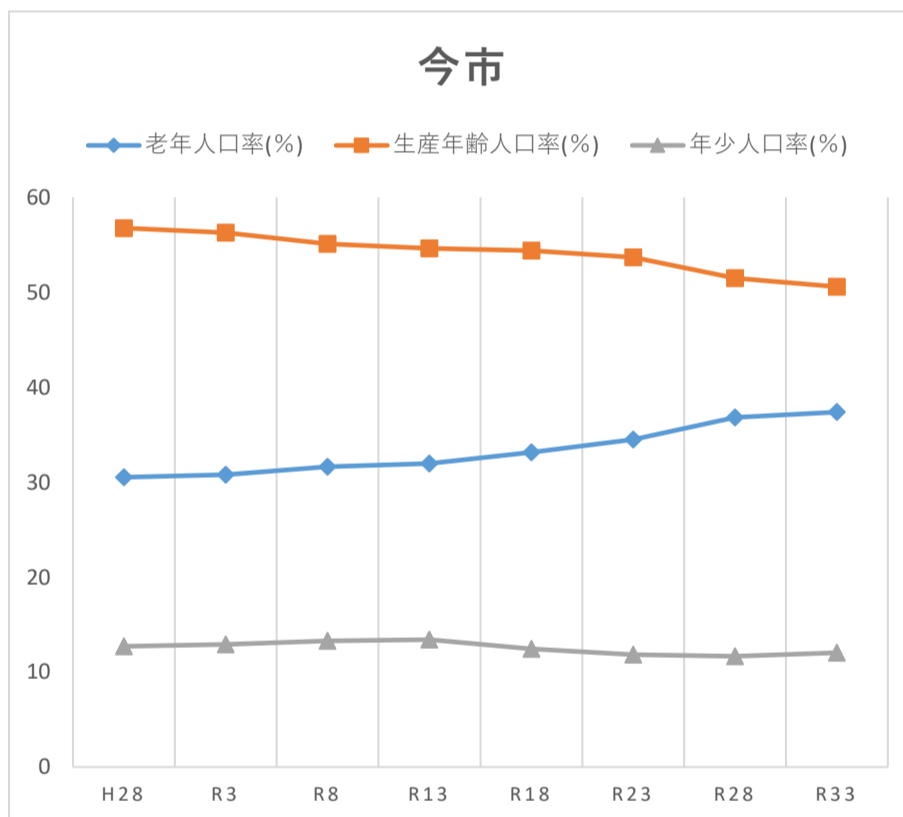


### ※グラフについて

- ・ R3までは出雲市人口調査結果をもとにした実推移
- ・ R8からR33は島根県地域振興部 中山間地域・離島振興課「しまねの郷づくり応援サイト」の推計値を使用しグラフ化したもの。

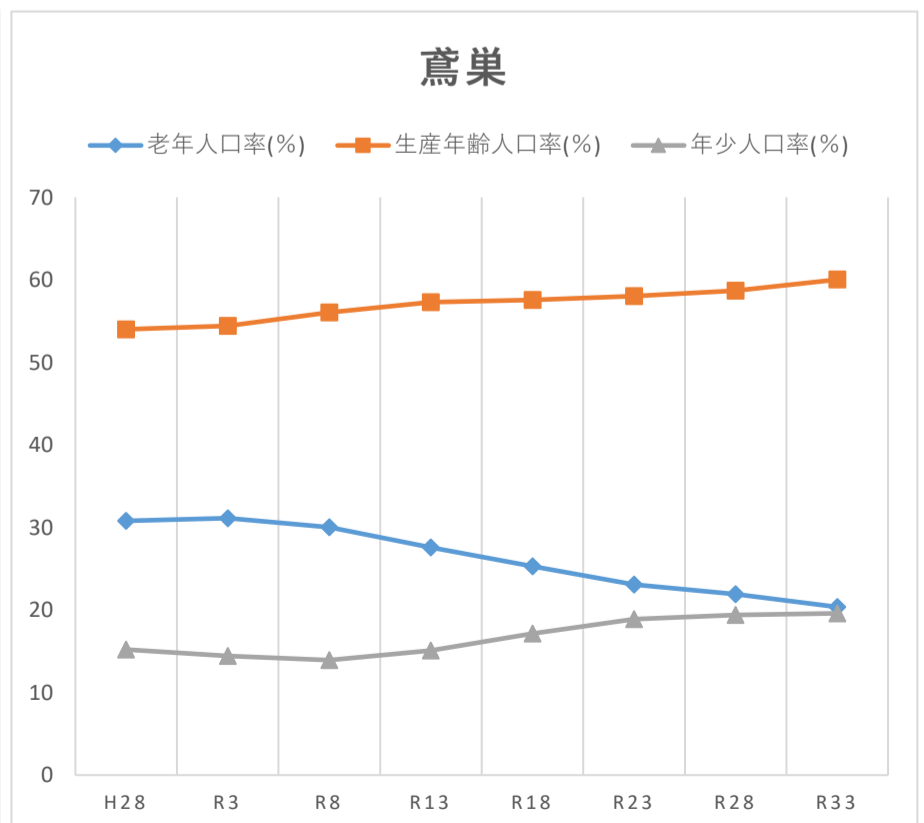
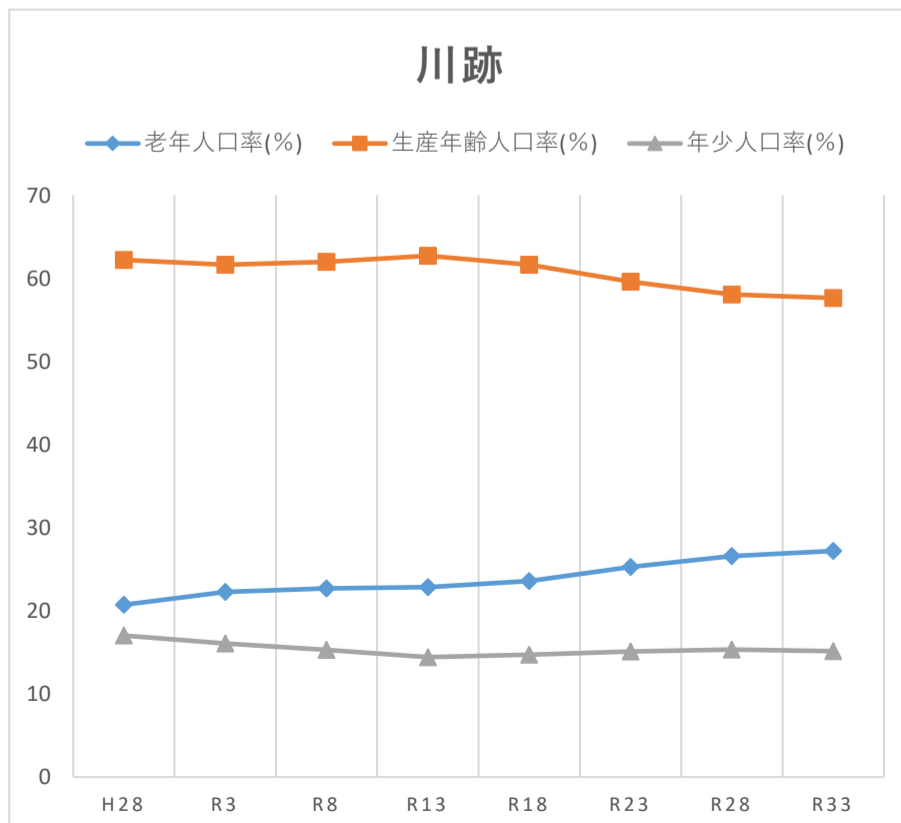
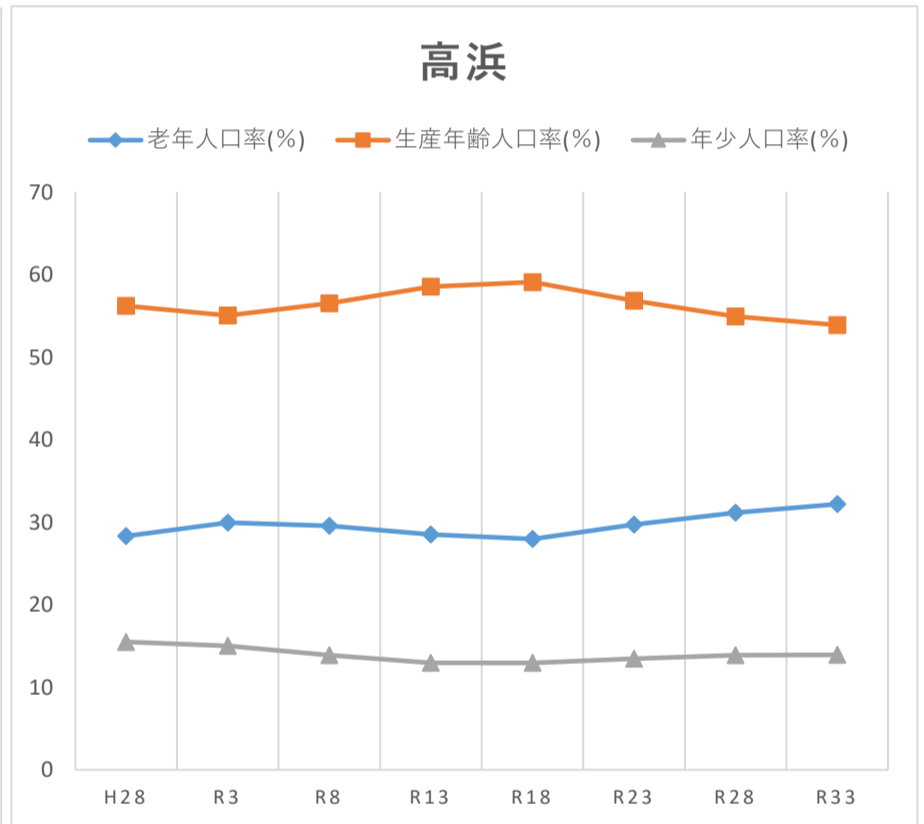
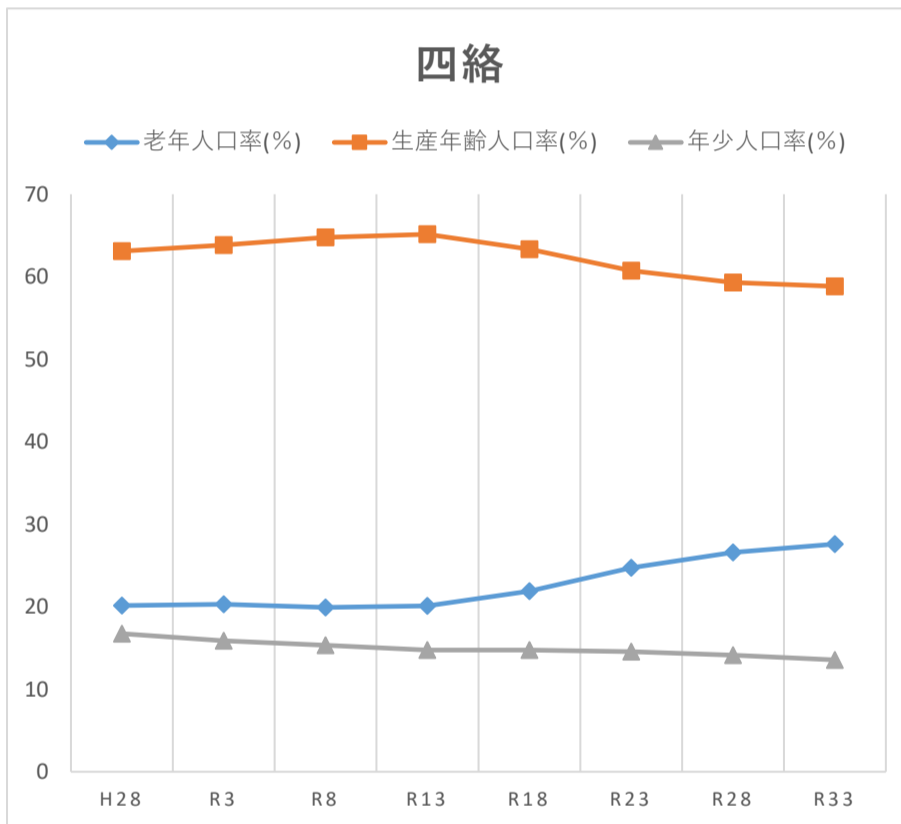
## 年齢区分別人口率の推計（グラフ）

	出雲中部	区分	島根県地域振興部「しまねの郷づくり応援サイト」の数値を引用							
			H28	R3	R8	R13	R18	R23	R28	R33
1	今市	老年人口率(%)	30.52	30.8	31.63	31.97	33.14	34.49	36.83	37.38
		生産年齢人口率(%)	56.76	56.28	55.09	54.61	54.4	53.68	51.5	50.58
		年少人口率(%)	12.71	12.92	13.28	13.42	12.46	11.83	11.67	12.04
2	大津	老年人口率(%)	27.54	28.14	27.49	26.91	26.58	26.06	25.6	25.07
		生産年齢人口率(%)	58.42	56.95	56.65	57.28	57.7	58.06	57.73	57.49
		年少人口率(%)	14.04	14.91	15.86	15.82	15.71	15.88	16.67	17.44
3	塩冶	老年人口率(%)	20.85	22.6	23.68	24.84	25.97	27.93	29.55	30.6
		生産年齢人口率(%)	64.09	63.06	62.87	62.36	61.6	60.12	58.99	58.38
		年少人口率(%)	15.06	14.34	13.44	12.81	12.42	11.96	11.46	11.02
4	古志	老年人口率(%)	33.68	36.35	37.98	38.37	37.13	37.42	38.85	39.69
		生産年齢人口率(%)	54.64	52.82	52.28	52.56	53.84	54.13	53.27	53.1
		年少人口率(%)	11.68	10.83	9.73	9.08	9.03	8.45	7.88	7.21



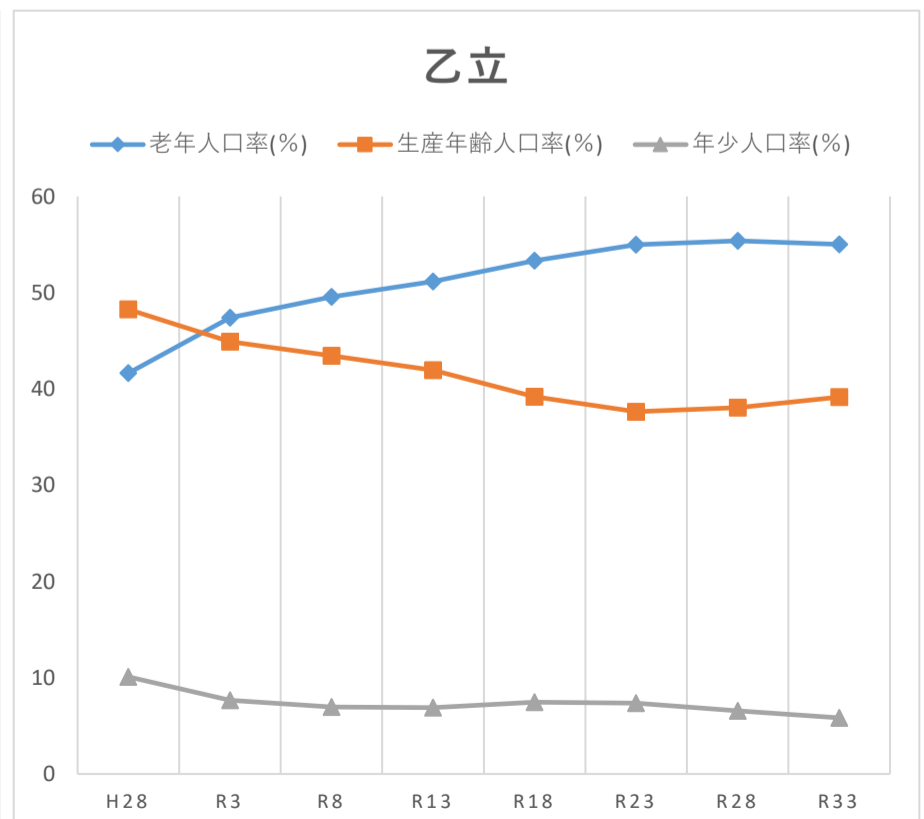
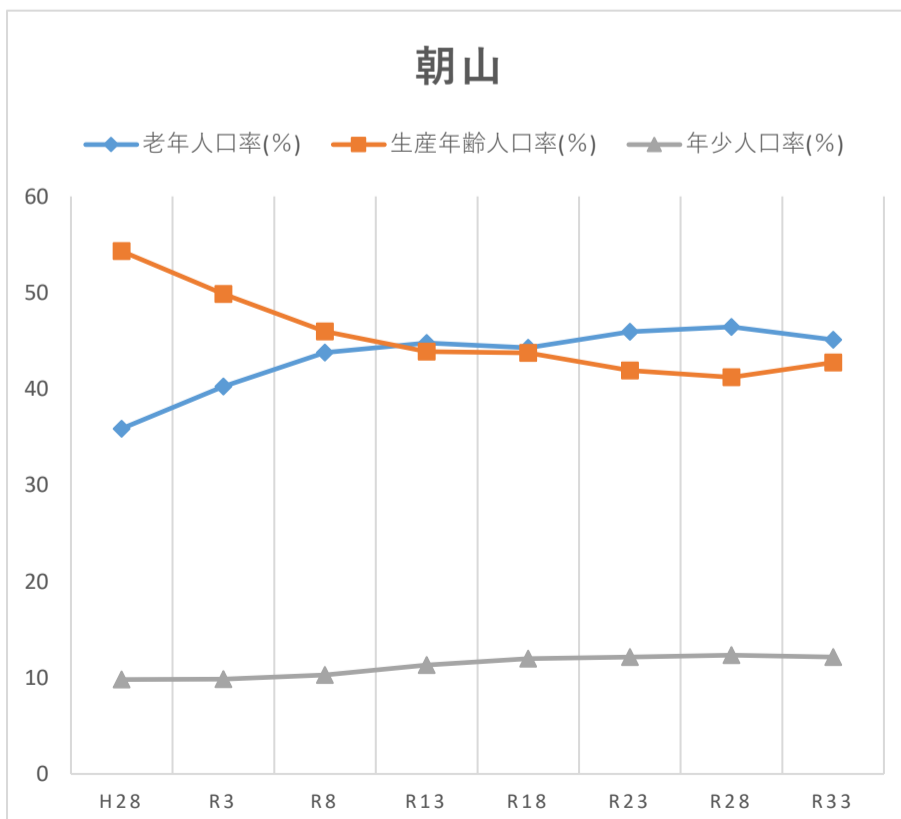
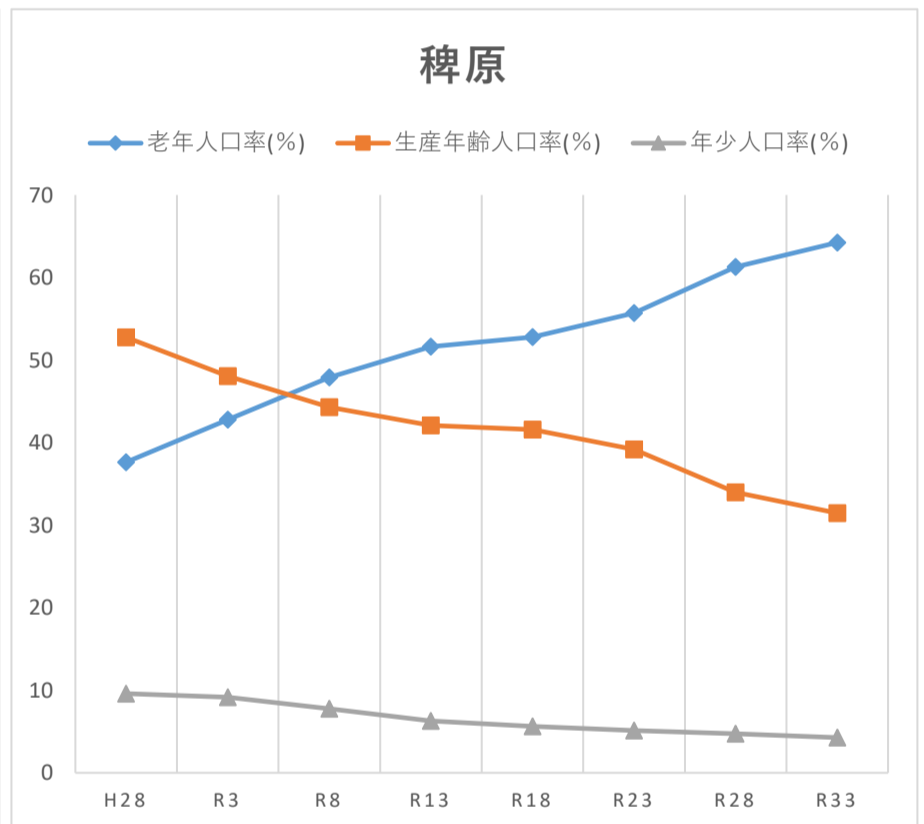
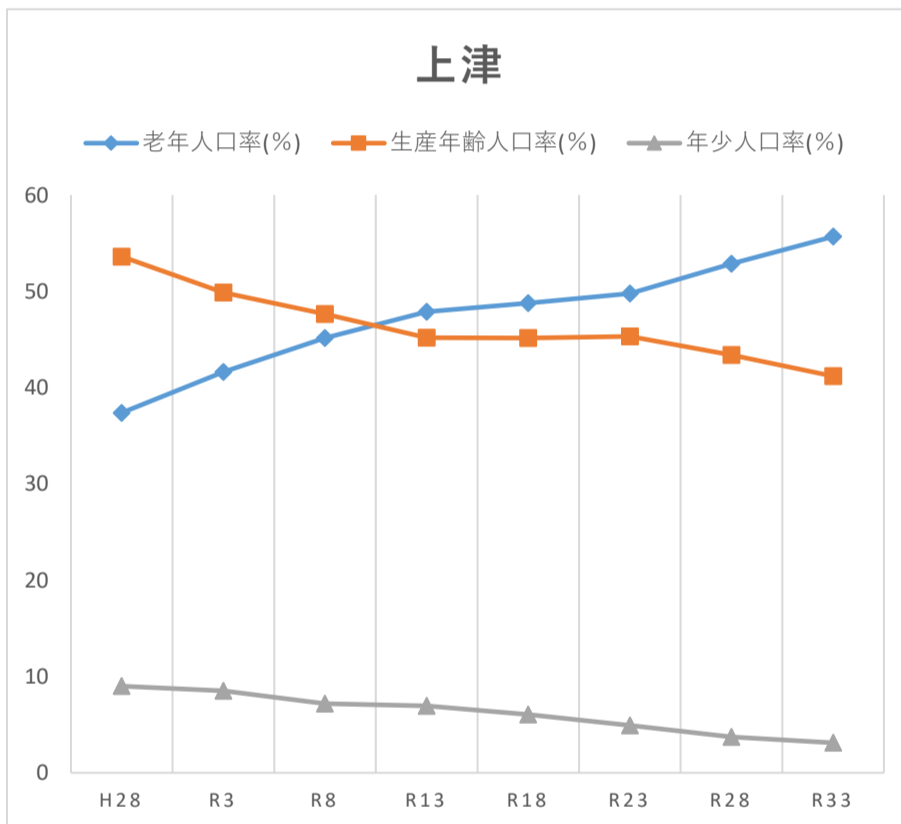
## 年齢区分別人口率の推計（グラフ）

	出雲北部	区分	島根県地域振興部「しまねの郷づくり応援サイト」の数値を引用							
			H28	R3	R8	R13	R18	R23	R28	R33
5	四絡	老年人口率(%)	20.15	20.29	19.92	20.09	21.9	24.73	26.59	27.6
		生産年齢人口率(%)	63.11	63.83	64.76	65.15	63.35	60.73	59.29	58.84
		年少人口率(%)	16.74	15.88	15.32	14.76	14.75	14.54	14.12	13.56
6	高浜	老年人口率(%)	28.31	29.94	29.58	28.52	27.96	29.7	31.17	32.19
		生産年齢人口率(%)	56.19	55.06	56.51	58.53	59.09	56.84	54.93	53.89
		年少人口率(%)	15.5	15	13.91	12.96	12.95	13.46	13.9	13.92
7	川跡	老年人口率(%)	20.73	22.26	22.7	22.84	23.6	25.3	26.59	27.21
		生産年齢人口率(%)	62.25	61.66	62.01	62.73	61.66	59.6	58.07	57.65
		年少人口率(%)	17.03	16.08	15.29	14.43	14.74	15.11	15.34	15.13
8	鳶巣	老年人口率(%)	30.79	31.13	30.01	27.59	25.29	23.07	21.91	20.37
		生産年齢人口率(%)	54.01	54.42	56.06	57.31	57.57	58.04	58.69	60.03
		年少人口率(%)	15.2	14.45	13.93	15.09	17.14	18.89	19.4	19.6



## 年齢区分別人口率の推計（グラフ）

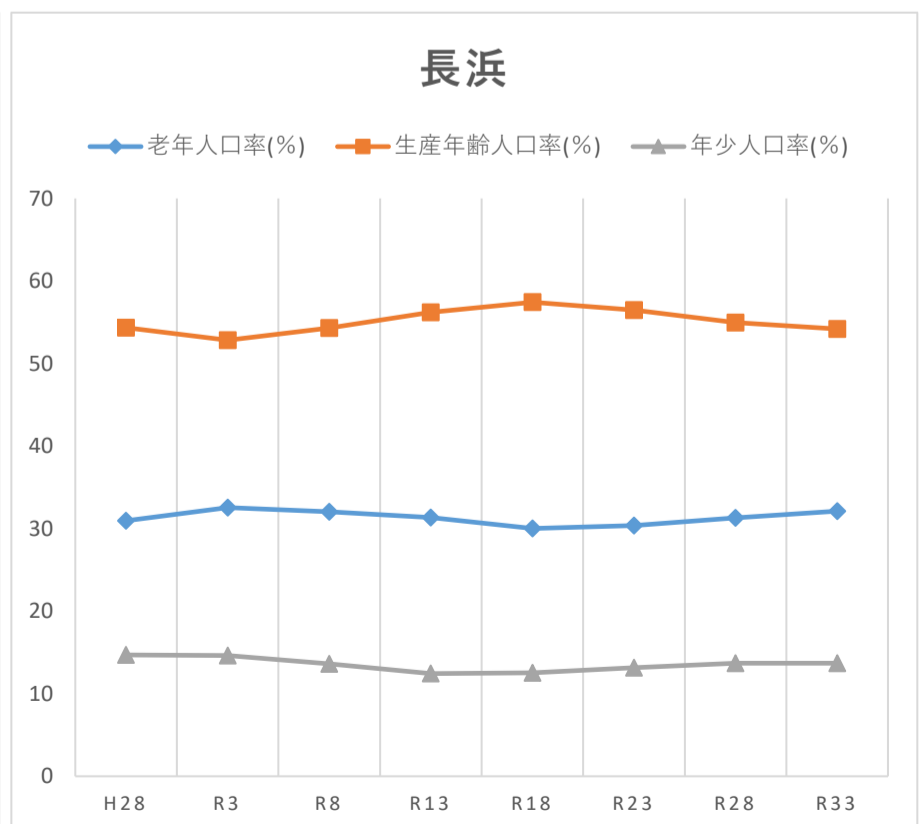
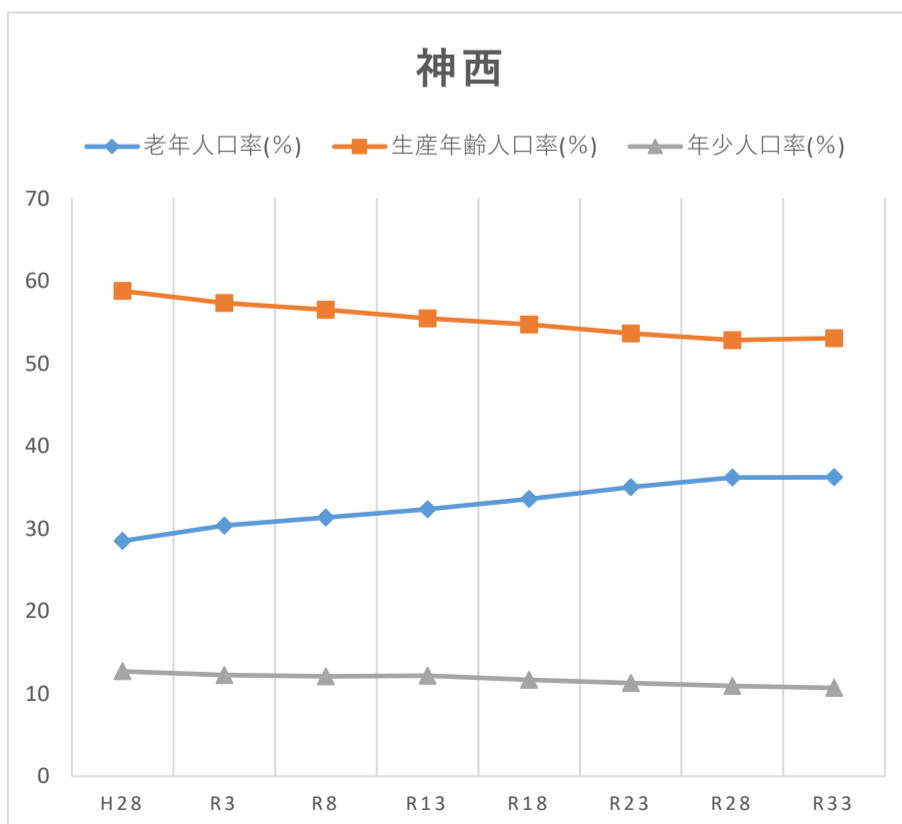
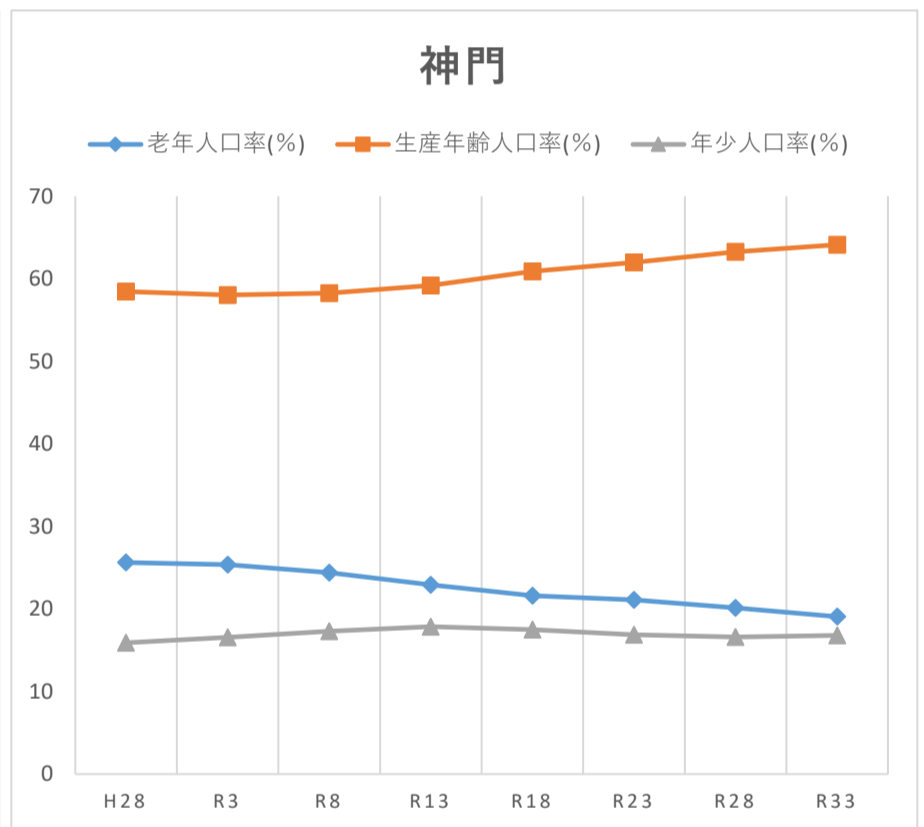
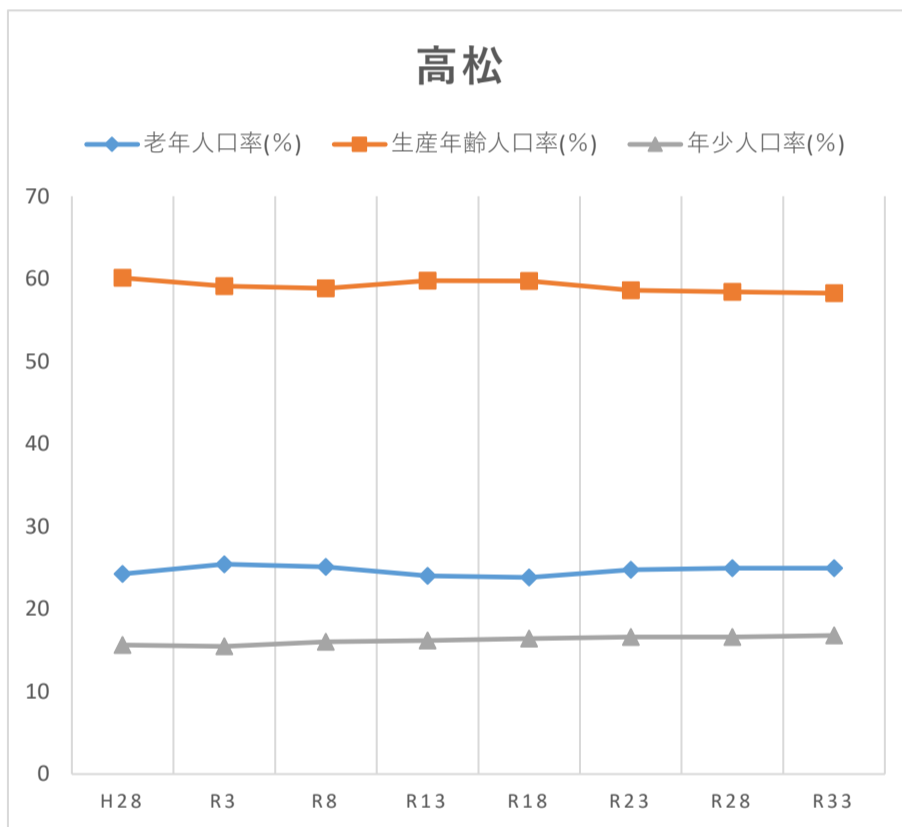
	出雲南部	区分	島根県地域振興部「しまねの郷づくり応援サイト」の数値を引用							
			H28	R3	R8	R13	R18	R23	R28	R33
9	上津	老年人口率(%)	37.39	41.63	45.15	47.87	48.78	49.78	52.88	55.68
		生産年齢人口率(%)	53.61	49.87	47.66	45.17	45.15	45.31	43.39	41.19
		年少人口率(%)	9	8.5	7.19	6.96	6.07	4.91	3.72	3.12
10	稗原	老年人口率(%)	37.64	42.8	47.92	51.63	52.78	55.69	61.27	64.25
		生産年齢人口率(%)	52.76	48.05	44.3	42.1	41.59	39.19	34	31.47
		年少人口率(%)	9.6	9.16	7.78	6.27	5.63	5.12	4.73	4.27
11	朝山	老年人口率(%)	35.88	40.26	43.77	44.78	44.29	45.94	46.45	45.12
		生産年齢人口率(%)	54.31	49.88	45.96	43.89	43.74	41.91	41.21	42.75
		年少人口率(%)	9.81	9.86	10.27	11.33	11.97	12.14	12.34	12.13
12	乙立	老年人口率(%)	41.64	47.42	49.57	51.15	53.32	54.99	55.39	55.02
		生産年齢人口率(%)	48.26	44.92	43.46	41.95	39.2	37.64	38.06	39.15
		年少人口率(%)	10.09	7.66	6.97	6.9	7.47	7.37	6.55	5.83





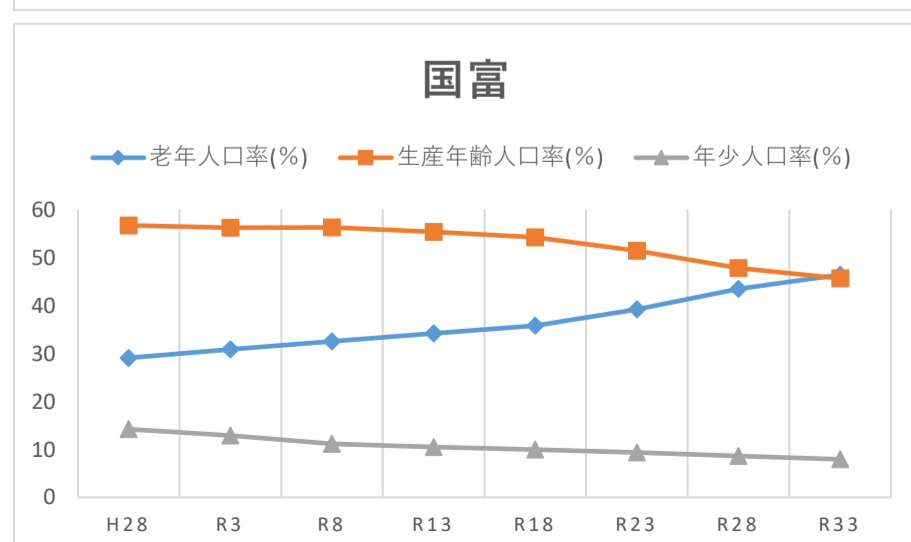
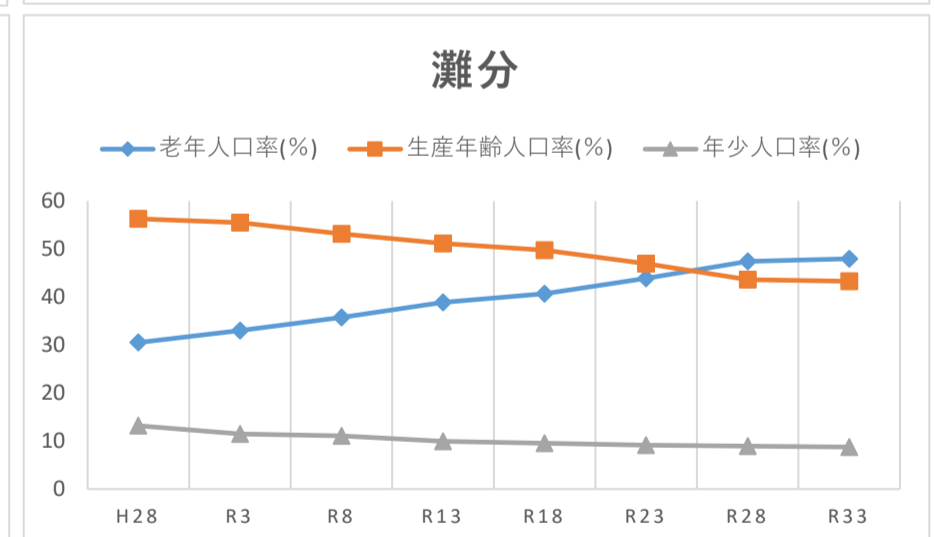
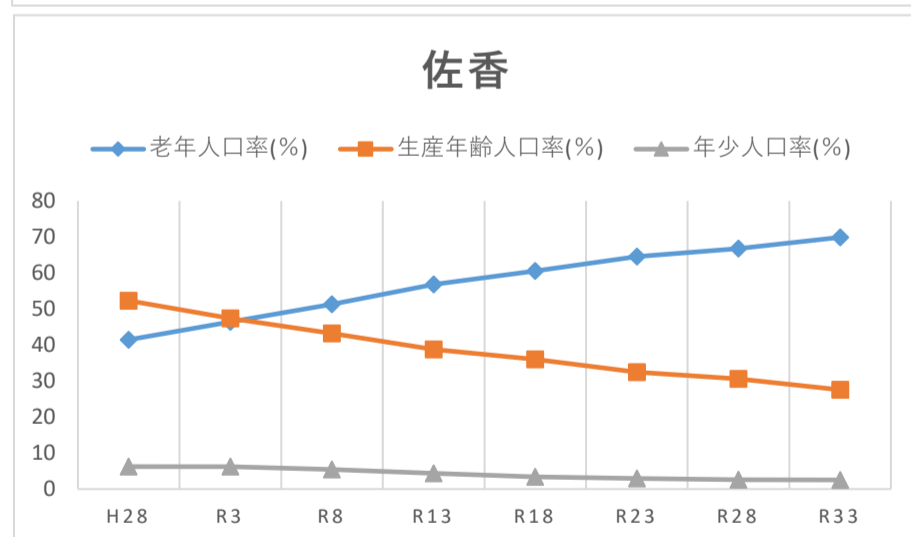
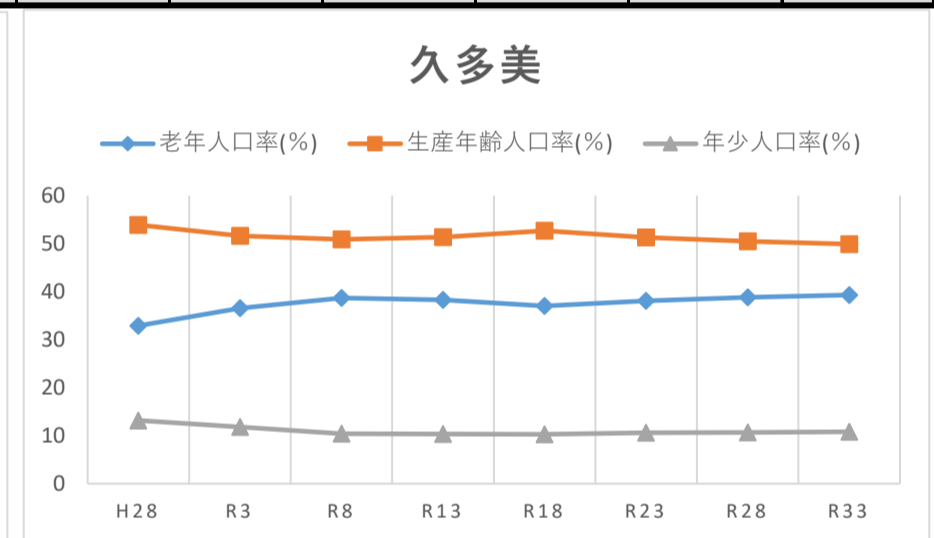
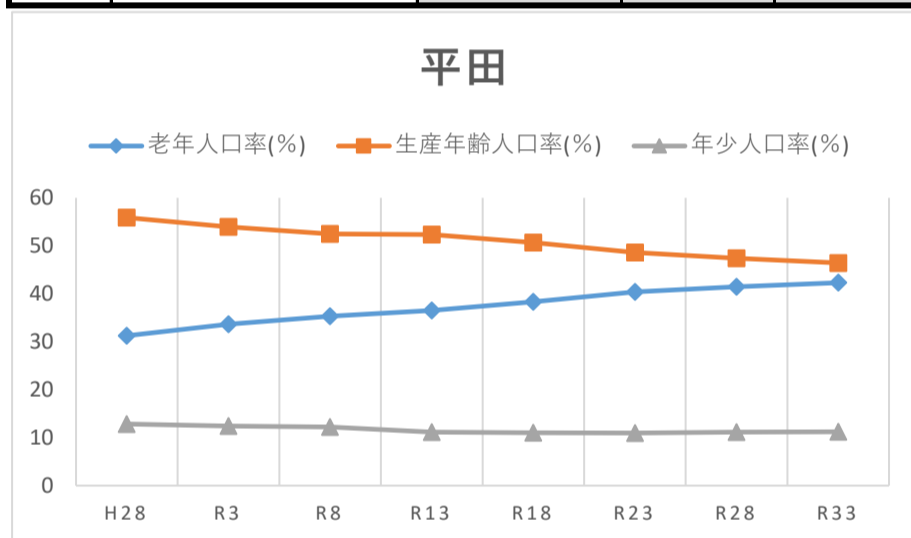
## 年齢区分別人口率の推計（グラフ）

	出雲西部	区分	島根県地域振興部「しまねの郷づくり応援サイト」の数値を引用							
			H28	R3	R8	R13	R18	R23	R28	R33
13	高松	老年人口率(%)	24.24	25.43	25.1	24.03	23.82	24.76	24.96	24.94
		生産年齢人口率(%)	60.11	59.1	58.86	59.79	59.75	58.63	58.41	58.26
		年少人口率(%)	15.65	15.47	16.03	16.18	16.42	16.61	16.62	16.79
14	神門	老年人口率(%)	25.63	25.39	24.42	22.93	21.6	21.12	20.13	19.07
		生産年齢人口率(%)	58.46	58.04	58.27	59.21	60.91	62	63.28	64.13
		年少人口率(%)	15.91	16.58	17.31	17.86	17.49	16.88	16.59	16.8
15	神西	老年人口率(%)	28.51	30.38	31.36	32.34	33.59	35.02	36.21	36.22
		生産年齢人口率(%)	58.79	57.35	56.53	55.48	54.72	53.66	52.84	53.08
		年少人口率(%)	12.71	12.28	12.11	12.19	11.69	11.31	10.95	10.7
16	長浜	老年人口率(%)	30.96	32.55	32.05	31.34	30.02	30.36	31.32	32.14
		生産年齢人口率(%)	54.35	52.83	54.32	56.22	57.43	56.48	54.98	54.18
		年少人口率(%)	14.7	14.62	13.63	12.44	12.55	13.16	13.7	13.69



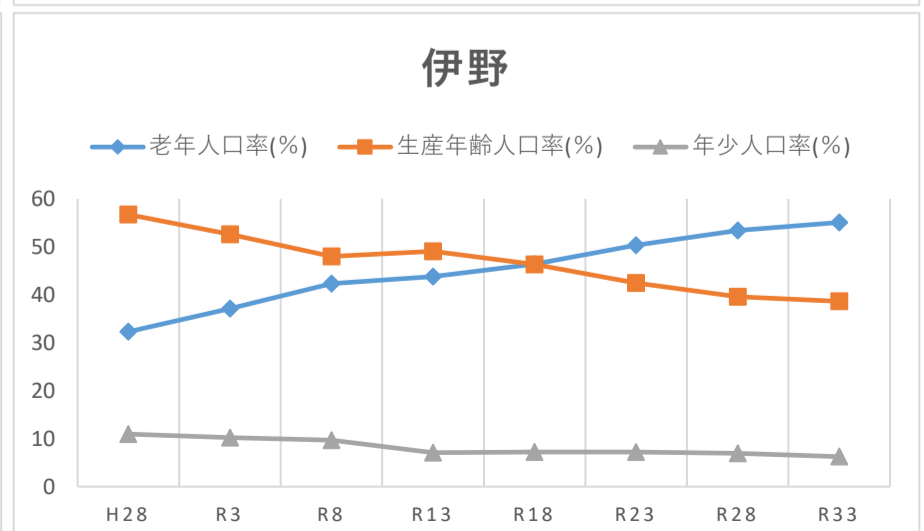
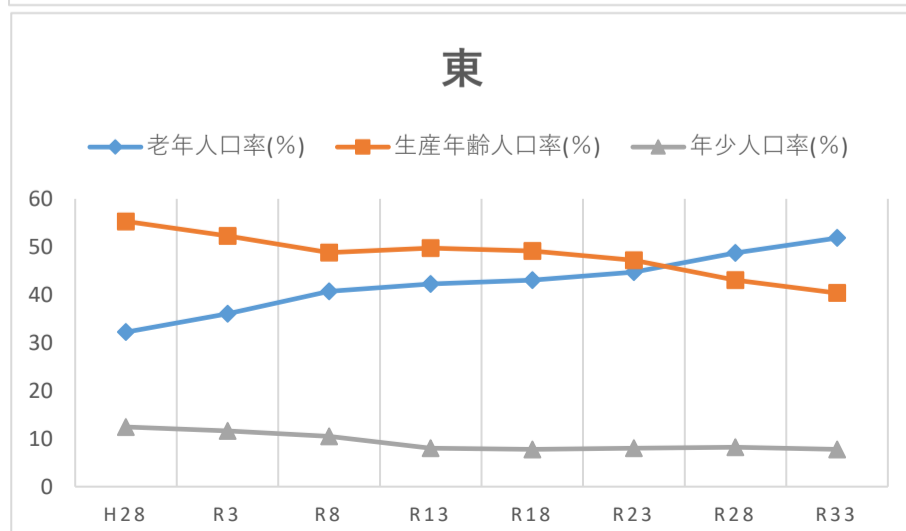
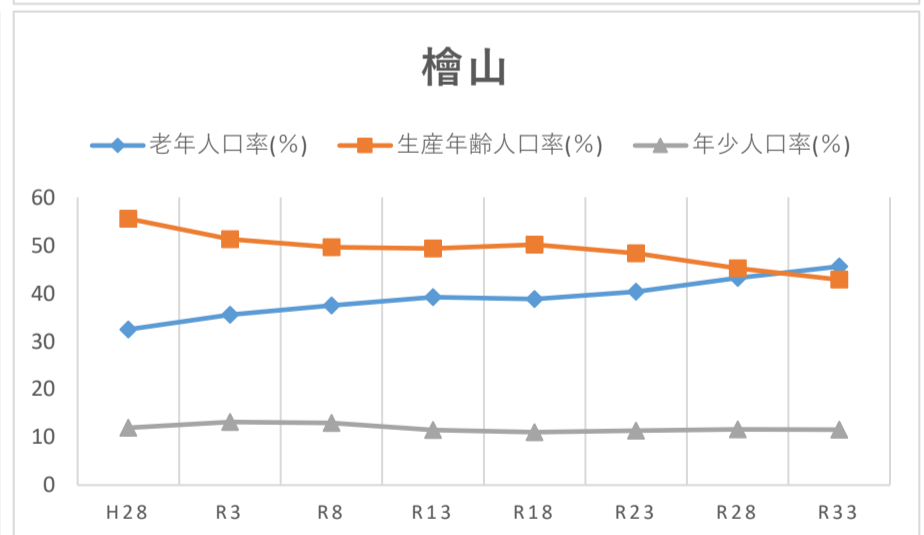
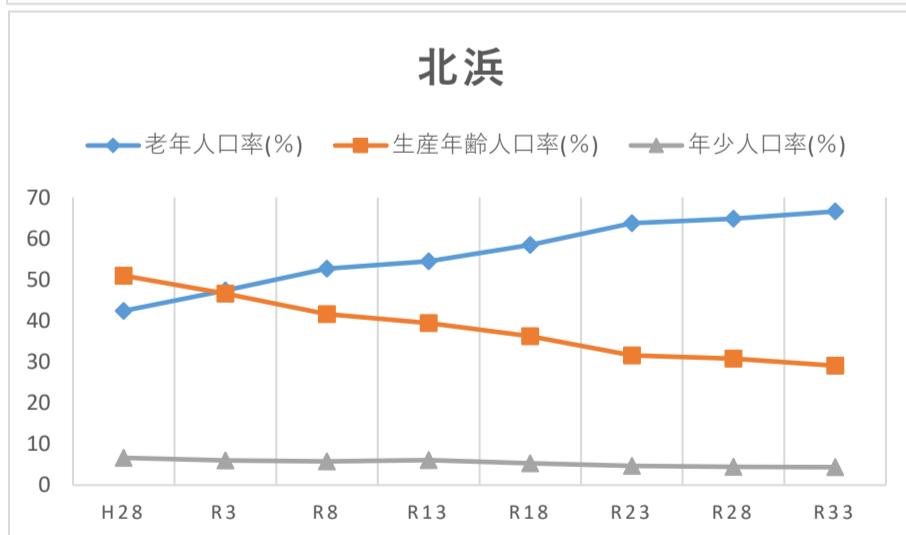
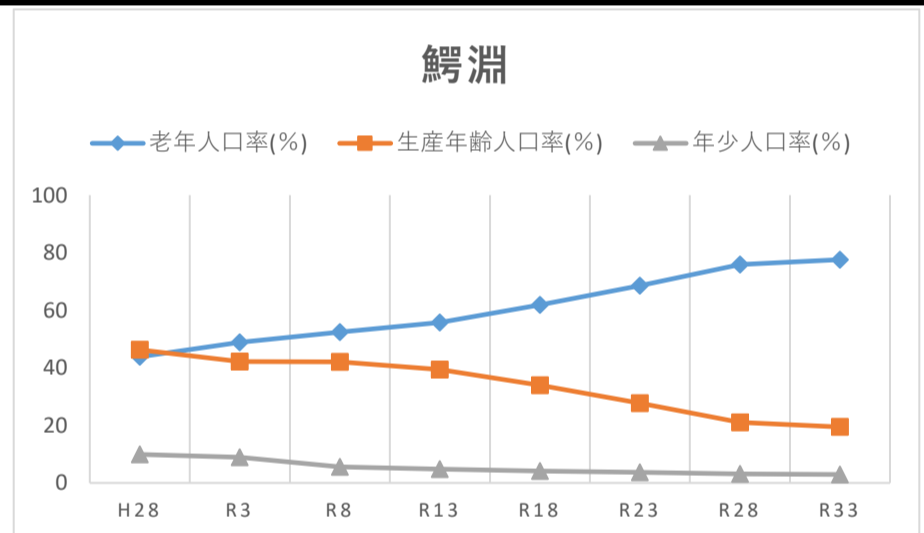
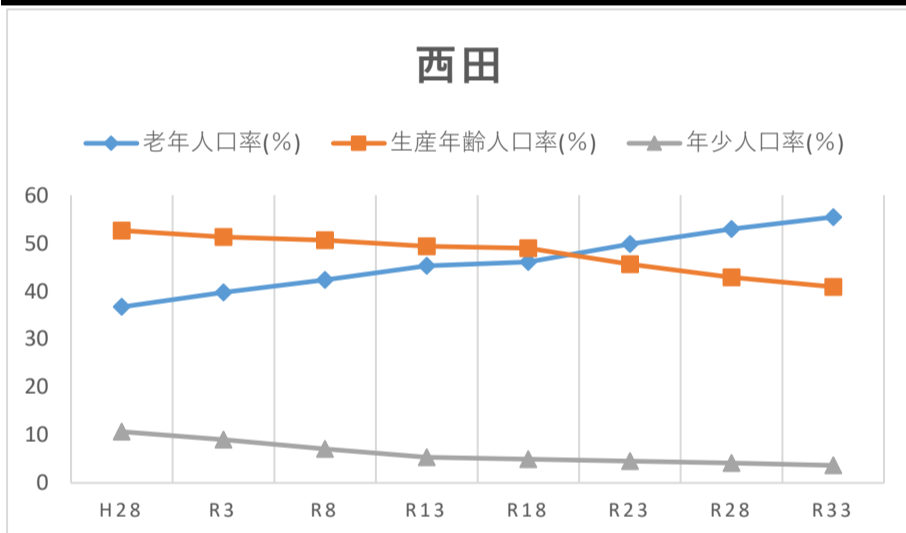
## 年齢区分別人口率の推計（グラフ）

	平田 1・2	区分	島根県地域振興部「しまねの郷づくり応援サイト」の数値を引用							
			H28	R3	R8	R13	R18	R23	R28	R33
17	平田	老年人口率(%)	31.26	33.64	35.3	36.51	38.35	40.42	41.47	42.31
		生産年齢人口率(%)	55.89	53.94	52.46	52.34	50.65	48.61	47.4	46.44
		年少人口率(%)	12.85	12.41	12.24	11.15	11	10.97	11.13	11.25
18	久多美	老年人口率(%)	32.91	36.55	38.7	38.31	36.99	38.08	38.81	39.31
		生産年齢人口率(%)	53.91	51.62	50.88	51.36	52.72	51.31	50.51	49.9
		年少人口率(%)	13.18	11.83	10.42	10.33	10.29	10.6	10.68	10.79
19	佐香	老年人口率(%)	41.47	46.41	51.32	56.83	60.58	64.6	66.76	69.91
		生産年齢人口率(%)	52.32	47.37	43.19	38.76	36.06	32.44	30.63	27.56
		年少人口率(%)	6.21	6.22	5.48	4.4	3.36	2.96	2.62	2.53
20	灘分	老年人口率(%)	30.52	32.99	35.73	38.91	40.67	43.9	47.41	47.97
		生産年齢人口率(%)	56.29	55.5	53.17	51.16	49.79	46.93	43.62	43.28
		年少人口率(%)	13.19	11.51	11.09	9.94	9.54	9.17	8.97	8.75
21	国富	老年人口率(%)	29.08	30.88	32.53	34.22	35.79	39.19	43.5	46.42
		生産年齢人口率(%)	56.71	56.2	56.29	55.33	54.24	51.43	47.84	45.65
		年少人口率(%)	14.21	12.92	11.18	10.46	9.97	9.38	8.65	7.93



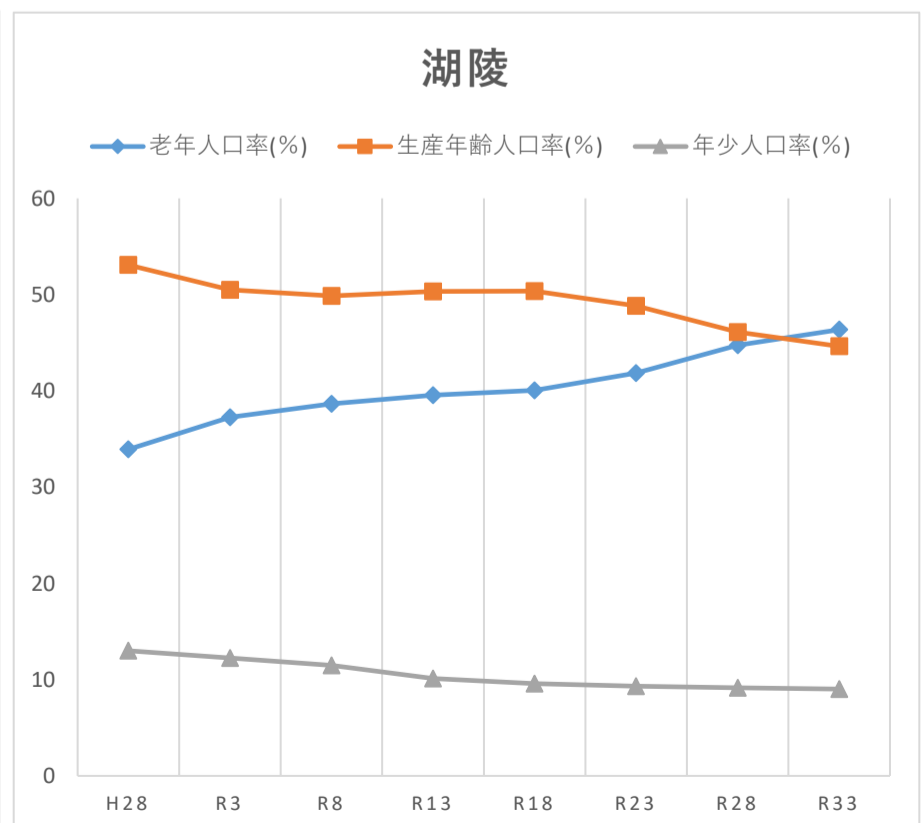
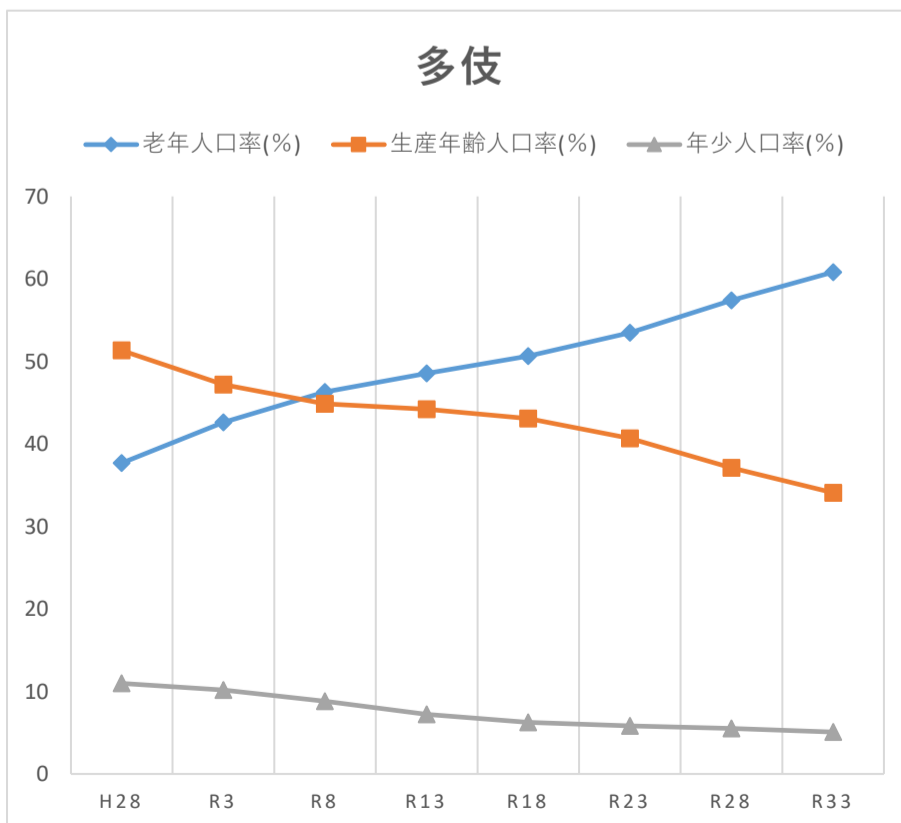
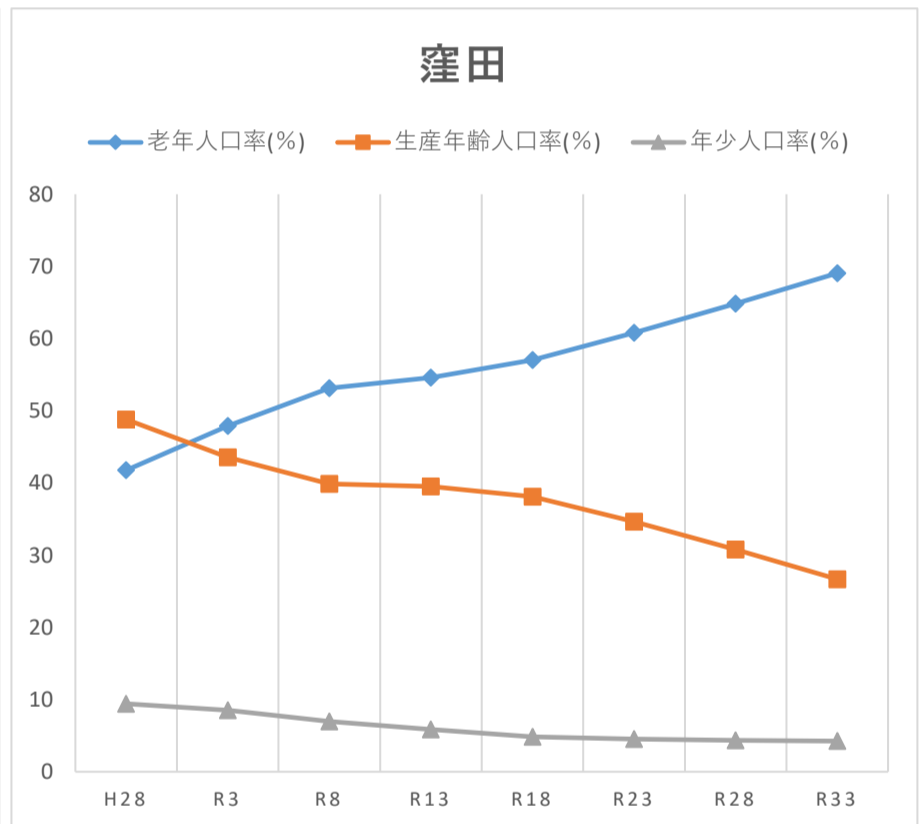
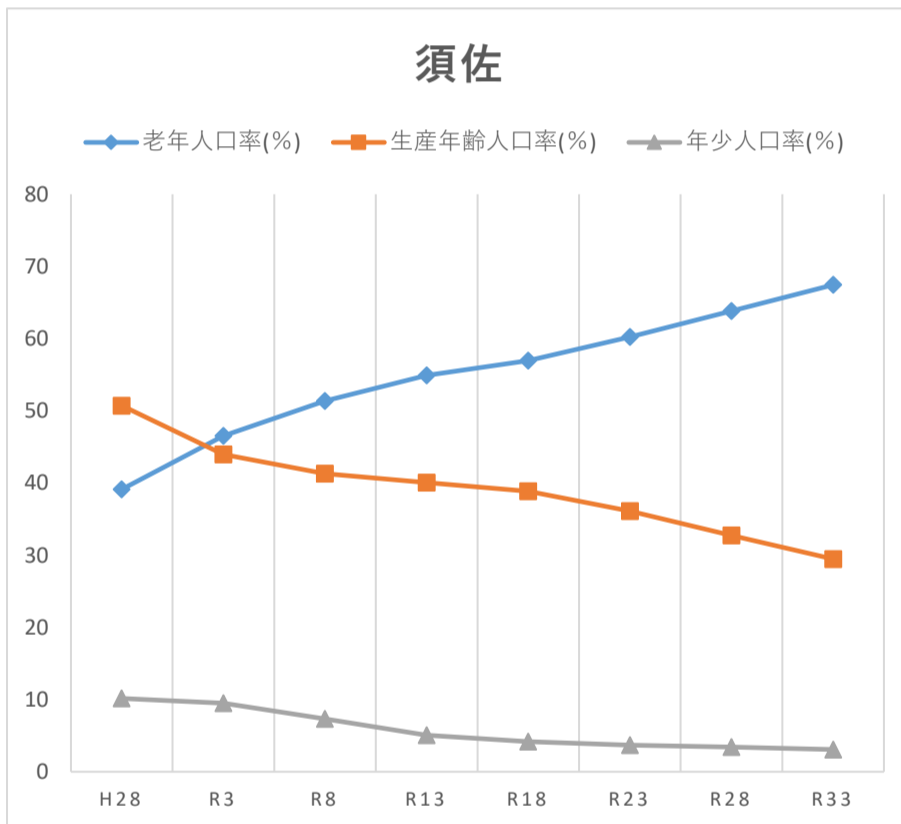
## 年齢区分別人口率の推計（グラフ）

	平田 3・4	区分	島根県地域振興部「しまねの郷づくり応援サイト」の数値を引用							
			H28	R3	R8	R13	R18	R23	R28	R33
22	西田	老年人口率(%)	36.7	39.76	42.34	45.28	46.07	49.84	52.95	55.45
		生産年齢人口率(%)	52.63	51.25	50.59	49.36	48.95	45.59	42.88	40.89
		年少人口率(%)	10.68	8.99	7.07	5.36	4.98	4.58	4.17	3.66
23	鰐淵	老年人口率(%)	43.84	48.89	52.38	55.75	61.93	68.6	75.87	77.61
		生産年齢人口率(%)	46.25	42.22	42.1	39.4	33.94	27.69	21.02	19.45
		年少人口率(%)	9.91	8.89	5.53	4.85	4.13	3.71	3.11	2.94
24	北浜	老年人口率(%)	42.4	47.38	52.63	54.46	58.46	63.76	64.78	66.58
		生産年齢人口率(%)	50.96	46.59	41.62	39.44	36.21	31.52	30.8	29.05
		年少人口率(%)	6.64	6.02	5.76	6.1	5.32	4.72	4.42	4.37
25	檜山	老年人口率(%)	32.46	35.55	37.44	39.17	38.81	40.33	43.18	45.59
		生産年齢人口率(%)	55.56	51.29	49.61	49.35	50.15	48.32	45.19	42.84
		年少人口率(%)	11.98	13.16	12.95	11.48	11.04	11.35	11.63	11.57
26	東	老年人口率(%)	32.23	36.09	40.75	42.24	43.09	44.72	48.72	51.85
		生産年齢人口率(%)	55.32	52.29	48.78	49.77	49.13	47.24	43.06	40.37
		年少人口率(%)	12.45	11.62	10.47	7.99	7.78	8.04	8.22	7.78
27	伊野	老年人口率(%)	32.3	37.12	42.31	43.81	46.4	50.33	53.43	55.1
		生産年齢人口率(%)	56.74	52.64	47.99	49.1	46.37	42.46	39.61	38.64
		年少人口率(%)	10.96	10.24	9.7	7.09	7.23	7.21	6.95	6.26



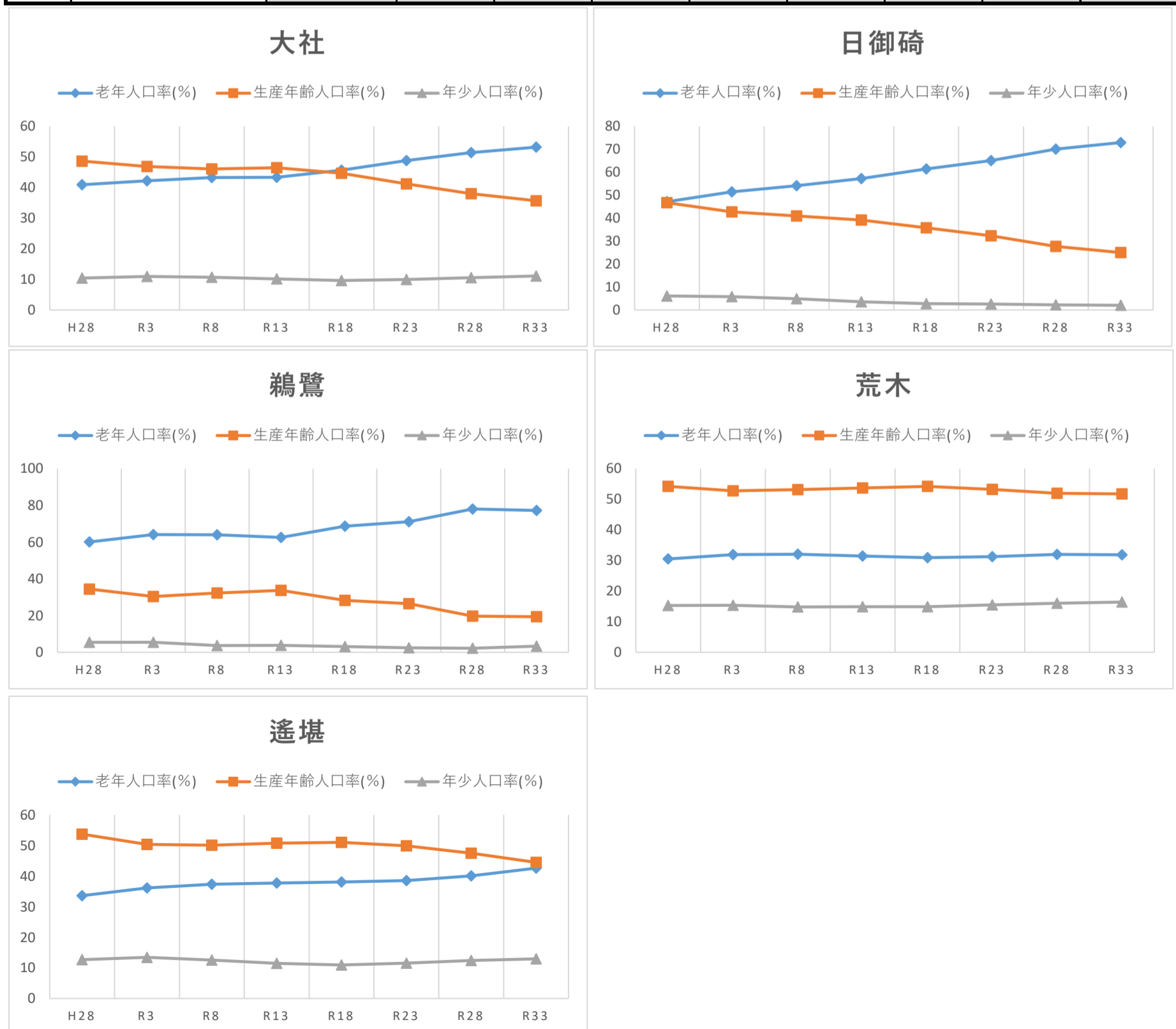
## 年齢区分別人口率の推計（グラフ）

佐田・多伎 ・湖陵		区分	島根県地域振興部「しまねの郷づくり応援サイト」の数値を引用								
			H28	R3	R8	R13	R18	R23	R28	R33	
28 29	西須佐 東須佐	須佐	老年人口率(%)	39.12	46.54	51.35	54.92	56.97	60.22	63.82	67.45
			生産年齢人口率(%)	50.72	43.94	41.31	40.04	38.84	36.1	32.75	29.47
			年少人口率(%)	10.16	9.52	7.34	5.05	4.19	3.68	3.43	3.08
30 31	八幡東 窪田	窪田	老年人口率(%)	41.77	47.92	53.12	54.6	57.05	60.82	64.85	69.07
			生産年齢人口率(%)	48.81	43.55	39.89	39.52	38.1	34.66	30.79	26.68
			年少人口率(%)	9.42	8.53	6.99	5.88	4.85	4.52	4.36	4.25
32 33 34	久村 小田多岐 田儀	多伎	老年人口率(%)	37.69	42.63	46.3	48.57	50.65	53.48	57.39	60.83
			生産年齢人口率(%)	51.33	47.21	44.87	44.21	43.1	40.68	37.1	34.09
			年少人口率(%)	10.98	10.16	8.83	7.22	6.25	5.84	5.51	5.08
35 36	湖陵西 湖陵南	湖陵	老年人口率(%)	33.92	37.25	38.65	39.54	40.04	41.85	44.73	46.36
			生産年齢人口率(%)	53.08	50.5	49.86	50.34	50.38	48.84	46.11	44.63
			年少人口率(%)	13	12.25	11.49	10.12	9.58	9.31	9.15	9.02



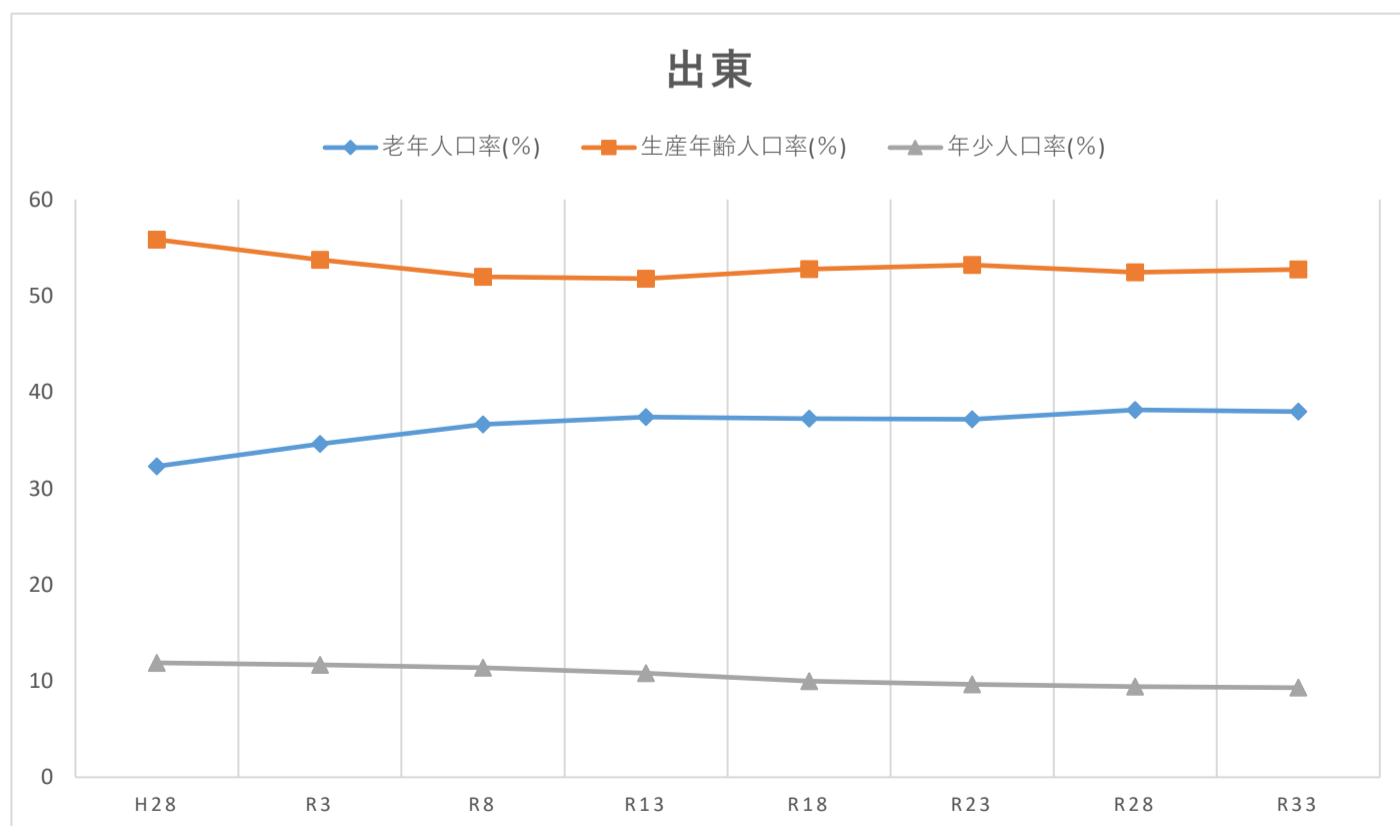
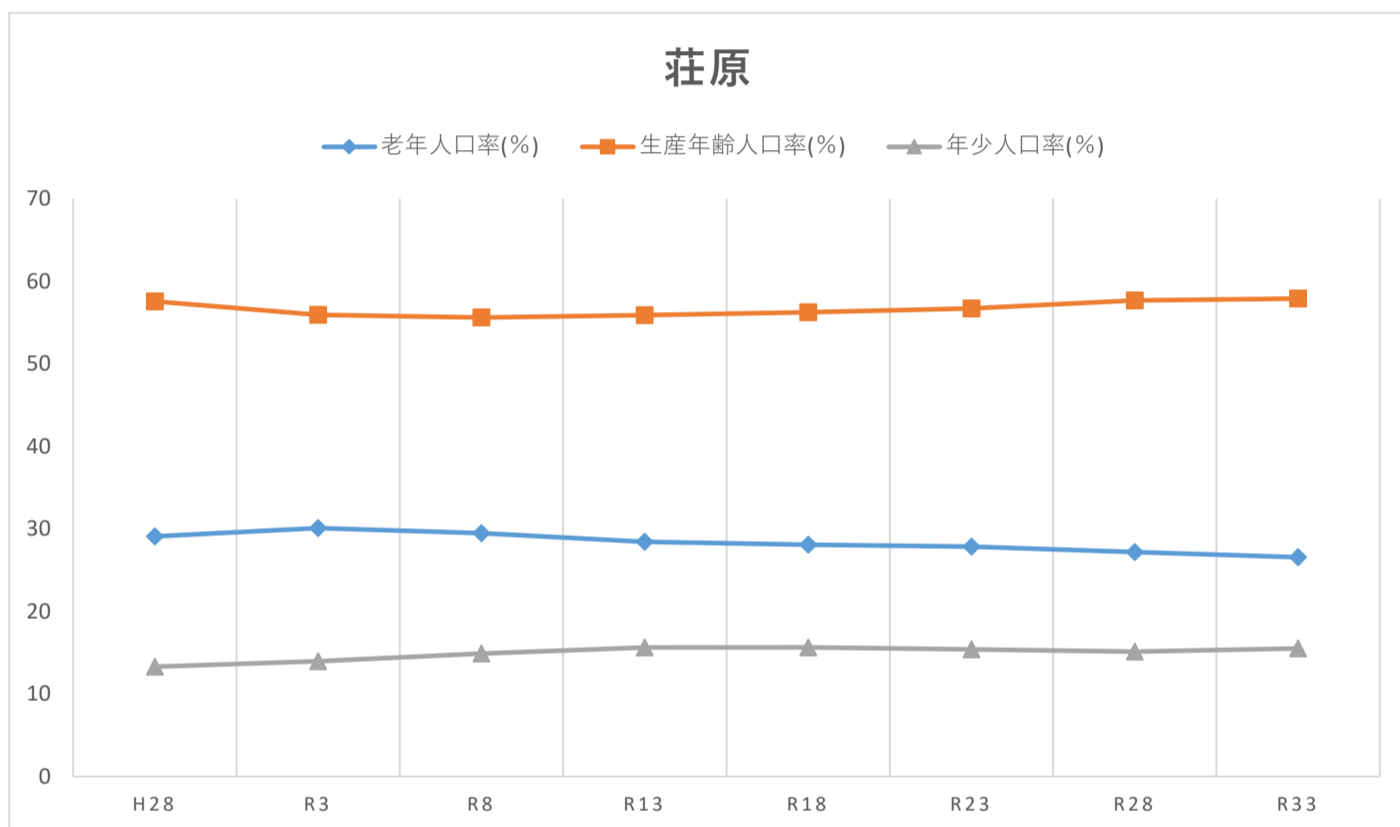
## 年齢区分別人口率の推計（グラフ）

	大社		区分	島根県地域振興部「しまねの郷づくり応援サイト」の数値を引用							
				H28	R3	R8	R13	R18	R23	R28	R33
37	杵築	大社	老年人口率(%)	40.93	42.18	43.25	43.35	45.68	48.83	51.43	53.19
			生産年齢人口率(%)	48.64	46.89	46.07	46.47	44.69	41.2	37.99	35.69
			年少人口率(%)	10.43	10.93	10.68	10.19	9.63	9.98	10.59	11.11
38	日御碕		老年人口率(%)	47.16	51.42	54.09	57.24	61.42	65.04	70.05	72.93
			生産年齢人口率(%)	46.73	42.74	40.98	39.17	35.78	32.37	27.7	25.03
			年少人口率(%)	6.11	5.84	4.93	3.59	2.8	2.59	2.26	2.04
39	鵜鷺		老年人口率(%)	60.08	64.13	63.97	62.51	68.67	71.11	78.04	77.25
			生産年齢人口率(%)	34.45	30.43	32.31	33.73	28.23	26.45	19.75	19.38
			年少人口率(%)	5.46	5.43	3.72	3.76	3.11	2.44	2.21	3.38
40	荒木		老年人口率(%)	30.5	31.89	32.04	31.45	30.89	31.27	31.99	31.84
			生産年齢人口率(%)	54.19	52.74	53.14	53.67	54.2	53.25	51.97	51.75
			年少人口率(%)	15.3	15.37	14.82	14.88	14.92	15.48	16.03	16.41
41	遙堪		老年人口率(%)	33.6	36.16	37.32	37.73	38.05	38.56	40.09	42.59
			生産年齢人口率(%)	53.69	50.37	50.11	50.77	50.99	49.88	47.51	44.47
			年少人口率(%)	12.71	13.46	12.57	11.51	10.96	11.56	12.4	12.94



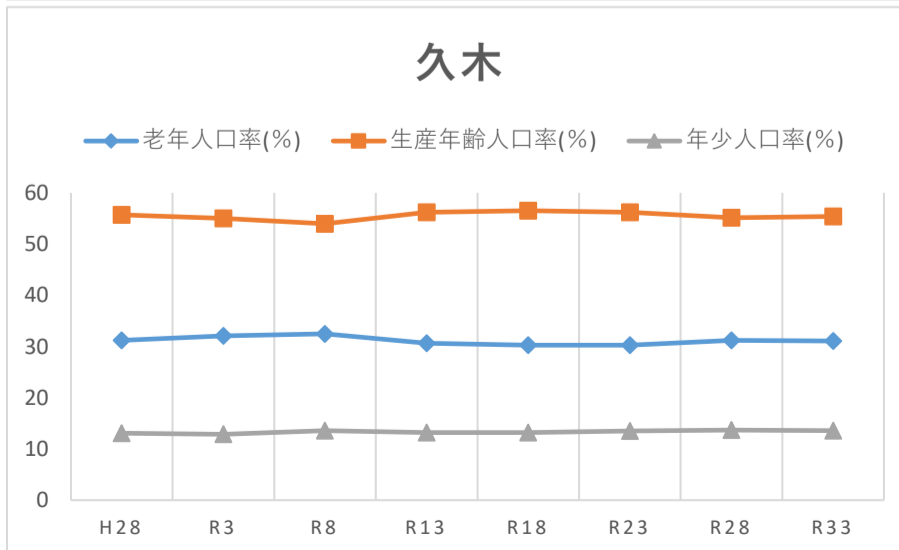
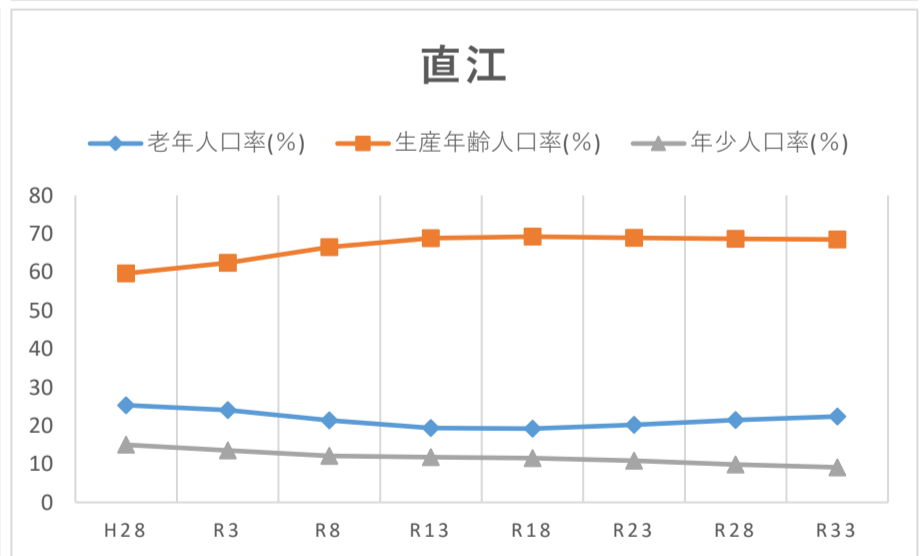
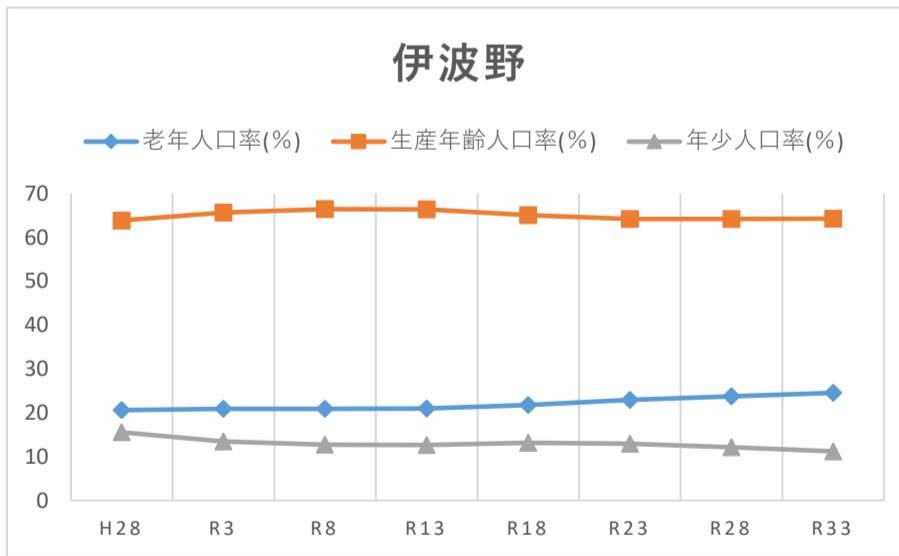
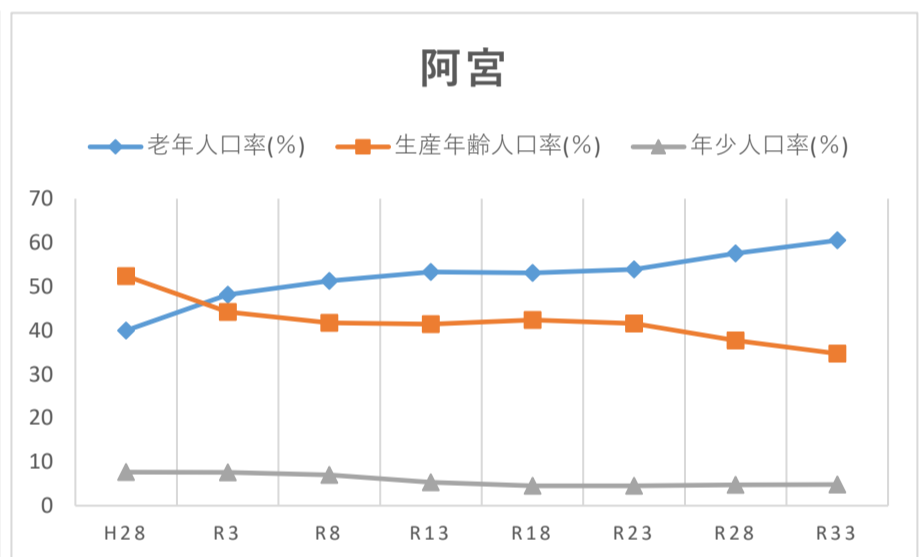
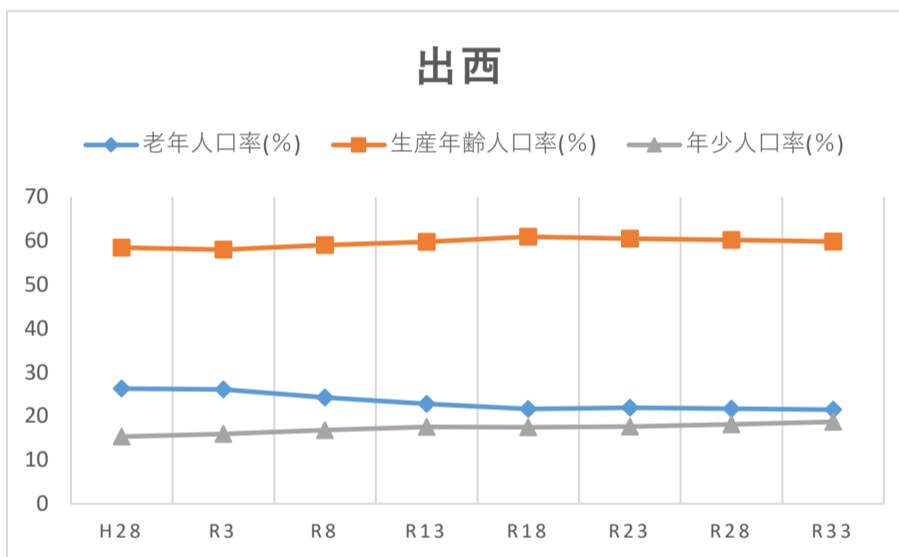
## 年齢区分別人口率の推計（グラフ）

斐川東部		区分	島根県地域振興部「しまねの郷づくり応援サイト」の数値を引用								
			H28	R3	R8	R13	R18	R23	R28	R33	
42 43	荘原北 荘原南	荘原	老年人口率(%)	29.11	30.1	29.48	28.45	28.09	27.85	27.2	26.57
			生産年齢人口率(%)	57.58	55.93	55.61	55.91	56.26	56.72	57.67	57.9
			年少人口率(%)	13.31	13.97	14.91	15.64	15.65	15.42	15.13	15.53
44	出東	出東	老年人口率(%)	32.29	34.6	36.64	37.4	37.23	37.16	38.15	37.97
			生産年齢人口率(%)	55.83	53.73	51.98	51.78	52.78	53.21	52.43	52.73
			年少人口率(%)	11.88	11.67	11.38	10.82	9.99	9.64	9.42	9.3



## 年齢区分別人口率の推計（グラフ）

	斐川西部	区分	島根県地域振興部「しまねの郷づくり応援サイト」の数値を引用							
			H28	R3	R8	R13	R18	R23	R28	R33
45	出西	老年人口率(%)	26.27	26.09	24.23	22.78	21.64	21.93	21.7	21.47
		生産年齢人口率(%)	58.42	57.95	59	59.7	60.9	60.49	60.2	59.83
		年少人口率(%)	15.32	15.96	16.77	17.52	17.46	17.59	18.1	18.69
	阿宮	老年人口率(%)	39.96	48.15	51.26	53.3	53.1	53.87	57.56	60.51
		生産年齢人口率(%)	52.38	44.21	41.69	41.39	42.36	41.58	37.67	34.69
		年少人口率(%)	7.66	7.64	7.05	5.31	4.54	4.55	4.77	4.8
46	伊波野	老年人口率(%)	20.6	20.88	20.86	21	21.78	22.92	23.73	24.53
		生産年齢人口率(%)	63.85	65.65	66.42	66.35	65.07	64.17	64.17	64.27
		年少人口率(%)	15.54	13.47	12.72	12.65	13.16	12.91	12.11	11.2
47	直江	老年人口率(%)	25.32	24.04	21.36	19.4	19.22	20.17	21.44	22.36
		生産年齢人口率(%)	59.67	62.47	66.49	68.83	69.26	68.97	68.68	68.51
		年少人口率(%)	15	13.49	12.15	11.76	11.52	10.86	9.88	9.13
48	久木	老年人口率(%)	31.23	32.11	32.48	30.64	30.27	30.28	31.2	31.06
		生産年齢人口率(%)	55.7	55.03	53.97	56.19	56.53	56.23	55.12	55.37
		年少人口率(%)	13.07	12.86	13.55	13.17	13.19	13.49	13.69	13.57





## 分団別人口実態

R5.8 警防課作成

○令和5年出雲市7月末人口から調査したもの

※ 5%↑黄 10%↑赤 15%↑紫

	分団	部数	①	実数	②	③	③/②×100	①/③×100	自治会加入率 (R4年4月1日)
			定数		地区人口(人)	就労人口 (18歳~59歳:人)	地区人口に対する 就労人口比率	就労人口に対する 団員比率 ※	
1	今市	2	27	24	6,268	2,896	46.2%	0.9%	58.7%
2	大津	2	29	21	10,012	4,880	48.7%	0.6%	51.8%
3	塩冶	3	36	36	15,496	8,390	54.1%	0.4%	35.4%
4	古志	2	29	20	2,066	898	43.5%	3.2%	61.8%
5	四絡	2	27	24	12,573	7,023	55.9%	0.4%	30.5%
6	高浜	2	27	25	3,852	1,818	47.2%	1.5%	60.7%
7	川跡	2	32	28	10,400	5,535	53.2%	0.6%	45.1%
8	鳶巣	2	29	25	1,586	707	44.6%	4.1%	70.9%
9	上津	3	39	32	1,088	432	39.7%	9.0%	83.4%
10	稗原	3	39	37	1,541	542	35.2%	7.2%	84.7%
11	朝山	3	39	32	1,597	622	38.9%	6.3%	84.3%
12	乙立	2	25	24	520	180	34.6%	13.9%	88.3%
13	高松	2	33	32	10,830	5,512	50.9%	0.6%	45.0%
14	神門	2	32	29	8,319	4,075	49.0%	0.8%	45.5%
15	神西	2	32	30	3,593	1,685	46.9%	1.9%	63.0%
16	長浜	3	39	38	4,909	2,167	44.1%	1.8%	65.7%
17	平田	2	27	26	6,488	2,870	44.2%	0.9%	67.8%
18	久多美	3	39	39	2,056	861	41.9%	4.5%	78.4%
19	佐香	3	33	27	1,192	422	35.4%	7.8%	87.1%
20	灘分	3	45	42	3,191	1,423	44.6%	3.2%	74.0%
21	国富	3	41	39	2,799	1,270	45.4%	3.2%	73.7%
22	西田	3	33	28	1,441	575	39.9%	5.7%	80.3%
23	鰐淵	3	33	29	557	190	34.1%	17.4%	88.4%
24	北浜	4	51	36	940	338	36.0%	15.1%	91.0%
25	檜山	3	33	33	1,281	525	41.0%	6.3%	87.6%
26	東	3	48	43	2,292	919	40.1%	5.2%	86.2%
27	伊野	3	39	36	1,177	504	42.8%	7.7%	79.4%
28	西須佐	3	48	40	1,610	541	33.6%	16.1%	86.1%
29	東須佐	3	39	37					
30	八幡東	3	39	39	1,227	389	31.7%	20.1%	90.9%
31	窪田	3	39	32					
32	久村	2	27	22	3,166	1,151	36.4%	9.9%	84.4%
33	小田多岐	3	39	26					
34	田儀	3	48	35					
35	湖陵西	3	48	48	4,994	2,081	41.7%	4.6%	79.0%
36	湖陵南	3	48	47					
37	杵築	4	51	47	4,912	1,929	39.3%	2.6%	80.6%
38	日御碕	3	39	35	574	204	35.5%	19.1%	89.5%
39	鵜鷺	2	33	31	165	39	23.6%	84.6%	88.9%
40	荒木	3	48	46	6,043	2,664	44.1%	1.8%	74.5%
41	遙堪	3	48	45	2,230	924	41.4%	5.2%	76.3%
42	莊原北	2	27	21	7,451	3,515	47.2%	1.5%	63.9%
43	莊原南	2	27	27					
44	出東	4	51	46	3,868	1,684	43.5%	3.0%	73.2%
45	出西	4	51	50	5,124	2,562	50.0%	全体 1.9%	61.9%
	阿宮				390	120	30.8%	(阿宮 4.3%)	90.1%
46	伊波野	3	39	39	6,783	3,831	56.5%	1.0%	38.6%
47	直江	2	27	24	3,782	2,026	53.6%	1.3%	44.4%
48	久木	2	27	24	2,458	1,149	46.7%	2.3%	64.5%

130 1779 1596 計 172,841 計 83,431 市全体 44.4% 市全体 2.1% 平均 71.1%



## 平成二十五年法律第百十号

### 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

#### 目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 地域防災力の充実強化に関する計画（第七条）
- 第三章 基本的施策
  - 第一節 消防団の強化等（第八条―第十六条）
  - 第二節 地域における防災体制の強化（第十七条―第二十一条）

#### 附則

##### 第一章 総則

###### （目的）

**第一条** この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

###### （定義）

**第二条** この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

###### （基本理念）

**第三条** 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

###### （国及び地方公共団体の責務）

**第四条** 国及び地方公共団体は、前条の基本理念ののっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することとなるよう、意を用いなければならない。

3 国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

###### （住民の役割）

**第五条** 住民は、第三条の基本理念ののっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。

###### （関係者相互の連携及び協力）

**第六条** 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

#### 第二章 地域防災力の充実強化に関する計画

**第七条** 市町村は、災害対策基本法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

2 市町村は、地区防災計画（災害対策基本法第四十二条第三項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。）を定めた地区について、地区居住者等（同条第三項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。）の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

#### 第三章 基本的施策

##### 第一節 消防団の強化等

###### （消防団の強化）

**第八条** 国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

###### （消防団への加入の促進）

**第九条** 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

###### （公務員の消防団員との兼職に関する特例）

**第十条** 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者（法令に基づき国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第四百四条の許可又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項の許可の権限を有する者をいう。第三項において同じ。）は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第四百四条の許可又は地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない。

3 国及び地方公共団体は、第一項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等（任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう。）により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の協力)

- 第十一条** 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。
- 2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員であること又はあったことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 国及び地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(大学等の協力)

- 第十二条** 国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとする。

(消防団員の処遇の改善)

- 第十三条** 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団の装備の改善等)

- 第十四条** 国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団の装備の改善に係る財政上の措置)

- 第十五条** 国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(消防団員の教育訓練の改善及び標準化等)

- 第十六条** 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとする。

#### 第二節 地域における防災体制の強化

(市町村による防災体制の強化)

- 第十七条** 市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

(自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割)

- 第十八条** 市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ（女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。）、少年消防クラブ（少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。）、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織（以下「女性防火クラブ等」という。）の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自主防災組織等に対する援助)

- 第十九条** 国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(市町村に対する援助)

- 第二十条** 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

(防災に関する学習の振興)

- 第二十一条** 国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条第二項及び第三項の規定 災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
- 二 第十条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

令和4年12月20日  
総務省消防庁

## 消防団の組織概要等に関する調査（令和4年度）の結果

総務省消防庁では、全国の市区町村（消防団事務を実施している消防本部、一部事務組合を含む。）を対象に、令和4年4月1日現在の消防団の組織概要等に関する調査を行い、とりまとめましたので公表します。

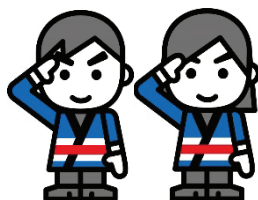
また、上記調査の結果、令和4年4月1日現在の消防団員数は約78万4千人（対前年比約▲2万1千人）と、前年から2万人以上減少し、初めて80万人を下回りました。

総務省消防庁といたしましては、団員数の大幅な減少を受け、消防団員の処遇の改善や広報の拡充等を図っていくこととしています。

- 調査対象 全国の市区町村（消防団事務を実施している消防本部、一部事務組合を含む。）
- 調査時点 令和4年4月1日現在
- 調査結果
  - 資料1 消防団の組織概要等に関する調査結果（概要）
  - 資料2 都道府県別消防団員数の推移
  - 資料3 消防団員数等一覧表（女性・学生・機能別団員数）

## 資料の入手方法

総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄及び消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）の「報道発表」欄に、本日（20日（火））14時を目処に掲載します。

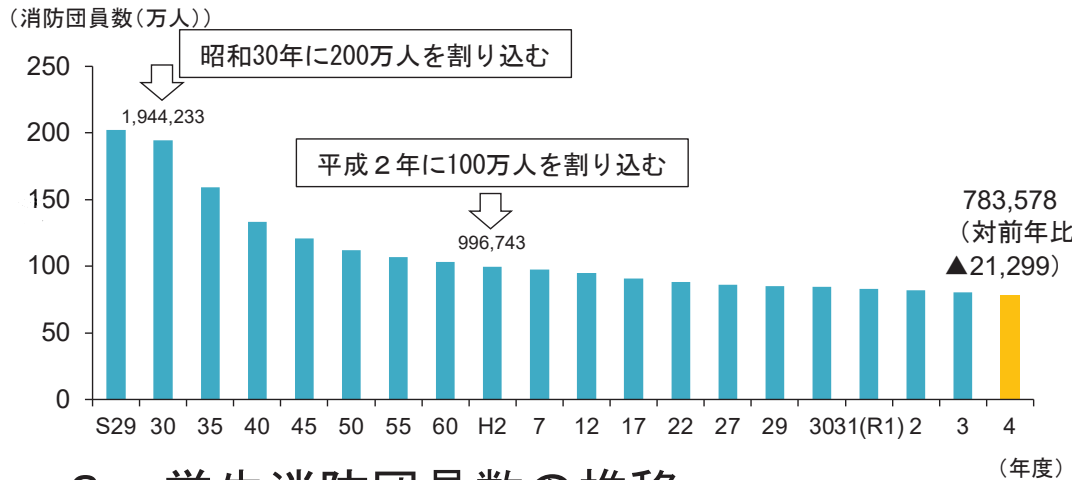


## 【連絡先】

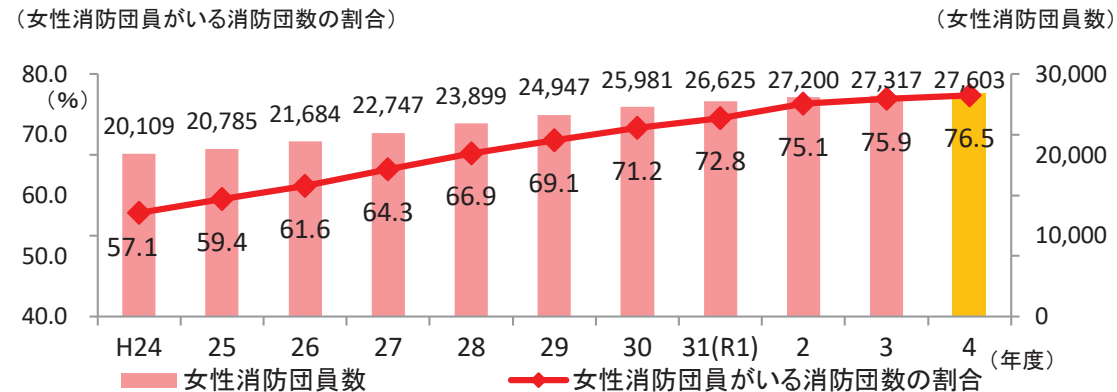
総務省消防庁国民保護・防災部地域防災室  
矢後、青野、早川、野崎、高田  
TEL : 03-5253-7561 FAX : 03-5253-7535  
E-mail : syobodan@ml.soumu.go.jp

- R4.4.1時点の消防団員数は783,578人（▲21,299人（▲2.6%）。入団者数：33,445人、退団者数：54,744人）
- 重点的に取り組んできた女性団員、学生団員および機能別団員については増加傾向。
  - ・ 女性団員 27,603人（+286人（+1.0%）） ※ 女性団員がいる消防団数は1,681団（+13団）
  - ・ 学生団員 5,706人（+319人（+5.9%）） ※ 学生団員がいる消防団数は695団（+27団）
  - ・ 機能別団員 32,118人（+2,747人（+9.4%）） ※ 機能別団員制度は665市町村で導入済（+49市町村）

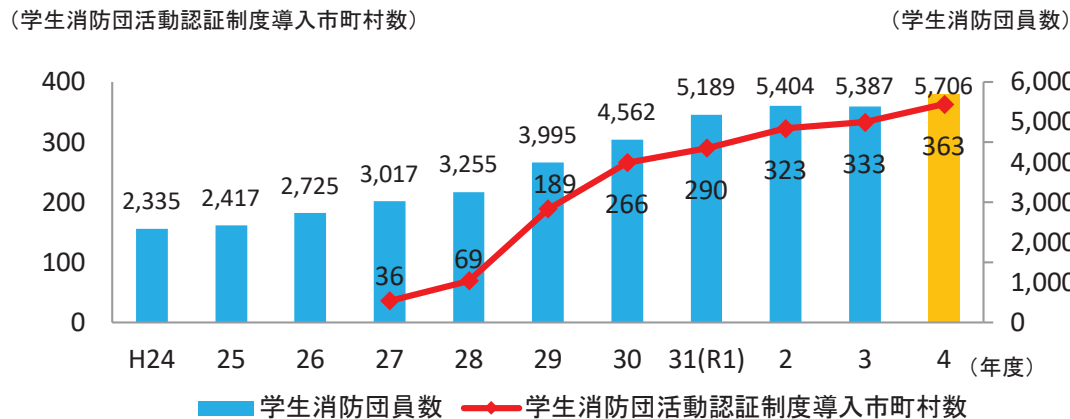
### 1 消防団員数の推移



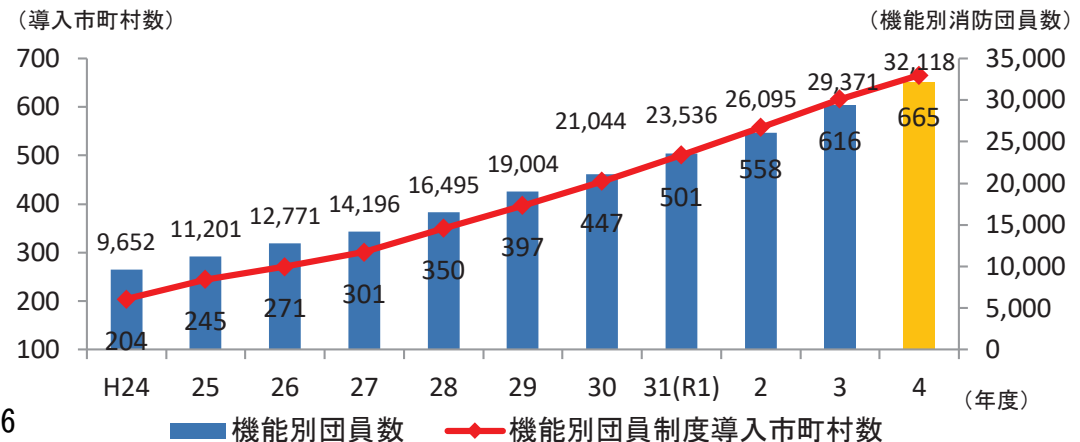
### 2 女性消防団員数の推移



### 3 学生消防団員数の推移



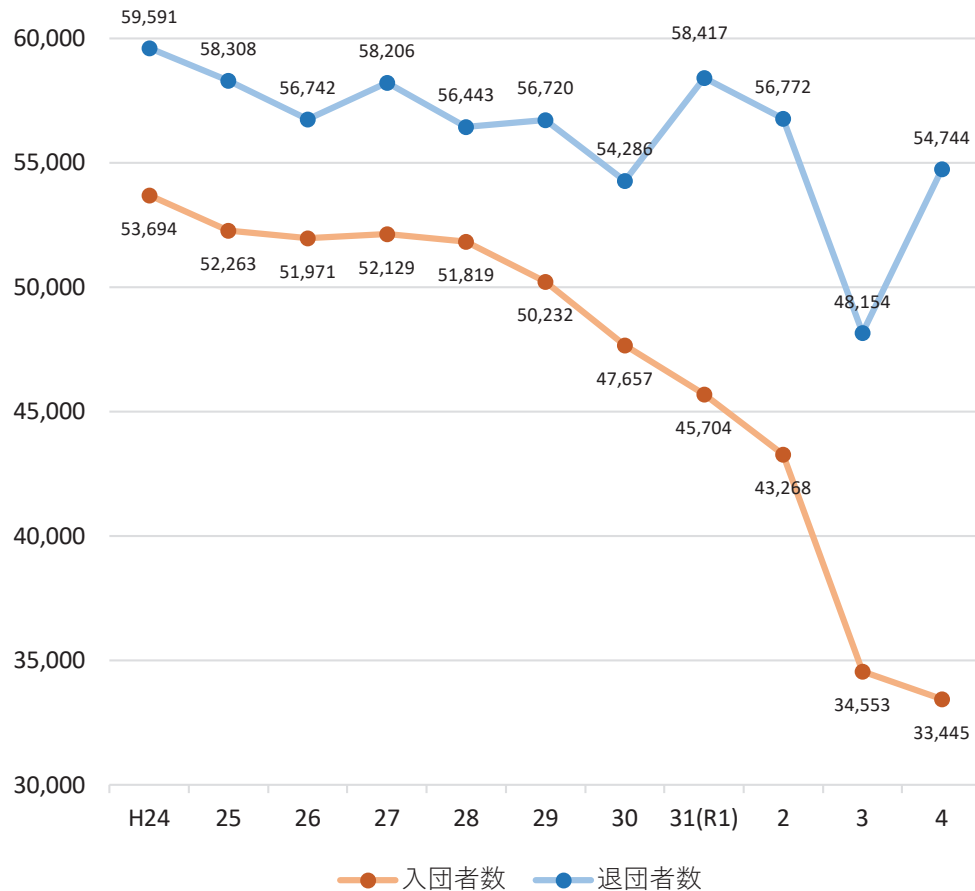
### 4 機能別消防団員数の推移



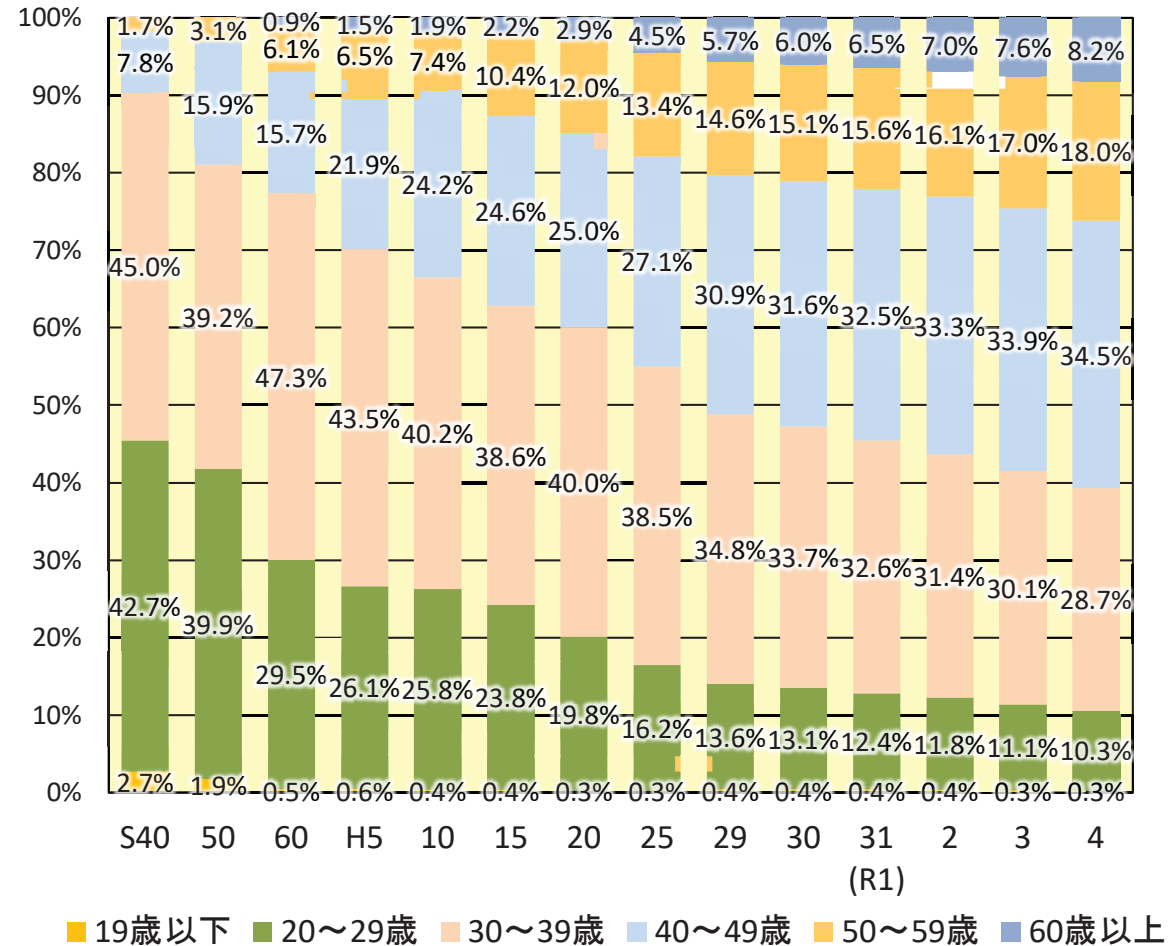
# 消防団の組織概要等に関する調査の結果等（令和4年度）

- R3に比べて消防団員数が大幅に減少している理由は、退団者数が増加し、入団者数が減少傾向にあること。（下図①）
- 年齢階層別に消防団員数を見ると、若年層の団員構成率が減少しており、30代以下は4割程度（39.3%）にとどまる。（下図②）

①入団者数及び退団者数の推移



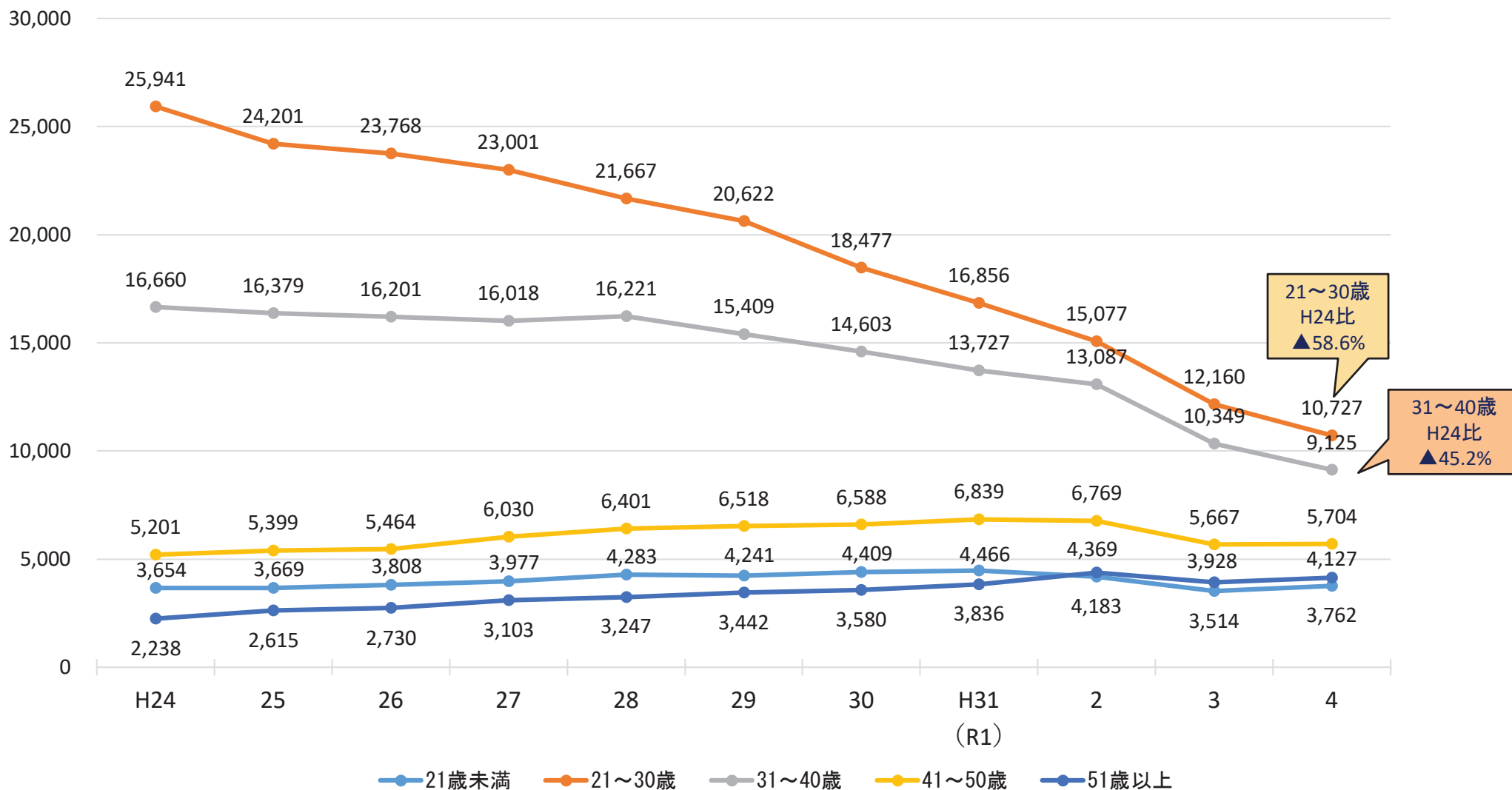
②年齢階層別消防団員数の推移



# 消防団の組織概要等に関する調査の結果等（令和4年度）

- 年齢階層別に入団者数を見ると、**若年層（20歳代、30歳代）**の入団者数は、**減少傾向**にある。  
一方で、**40歳代及び51歳以上の入団者数**は、一定の水準で推移している。

年齢階層別入団者数の推移



# 都道府県別消防団員数の推移

資料2

各年4月1日現在

都道府県	消防団数	R4 条例定数	R4 実員数	人口10万人あたり 団員数	R3 実員数	R4-R3	
1	北海道	206	28,053	23,551	454	23,972	▲ 421
2	青森県	41	20,709	17,308	1,392	17,591	▲ 283
3	岩手県	33	24,169	19,674	1,631	20,335	▲ 661
4	宮城県	42	20,815	17,763	783	18,223	▲ 460
5	秋田県	25	17,898	15,131	1,581	15,473	▲ 342
6	山形県	35	25,199	22,284	2,109	23,204	▲ 920
7	福島県	59	35,526	30,101	1,635	31,169	▲ 1,068
8	茨城県	44	24,735	20,993	726	21,698	▲ 705
9	栃木県	28	15,577	13,787	710	14,052	▲ 265
10	群馬県	35	12,621	11,001	566	11,131	▲ 130
11	埼玉県	64	15,593	13,542	183	13,763	▲ 221
12	千葉県	48	27,792	23,606	374	24,179	▲ 573
13	東京都	98	26,653	21,721	157	22,202	▲ 481
14	神奈川県	59	20,122	17,881	194	17,950	▲ 69
15	新潟県	30	36,937	32,780	1,498	34,323	▲ 1,543
16	富山県	15	10,016	8,743	843	9,016	▲ 273
17	石川県	22	5,909	5,180	461	5,328	▲ 148
18	福井県	18	6,236	5,858	763	5,874	▲ 16
19	山梨県	27	15,715	14,059	1,722	14,380	▲ 321
20	長野県	77	34,992	30,887	1,502	32,477	▲ 1,590
21	岐阜県	44	23,406	20,715	1,037	21,518	▲ 803
22	静岡県	35	21,203	17,358	474	18,093	▲ 735
23	愛知県	345	25,766	21,790	289	22,306	▲ 516
24	三重県	29	14,227	12,622	707	12,886	▲ 264
25	滋賀県	19	9,578	8,545	604	8,746	▲ 201
26	京都府	55	18,853	16,416	654	16,973	▲ 557
27	大阪府	44	11,344	10,097	115	10,259	▲ 162
28	兵庫県	62	43,425	39,651	722	40,553	▲ 902
29	奈良県	39	8,755	7,727	579	7,896	▲ 169
30	和歌山県	30	12,261	11,338	1,213	11,484	▲ 146
31	鳥取県	19	5,214	4,671	846	4,732	▲ 61
32	島根県	19	12,552	11,121	1,669	11,386	▲ 265
33	岡山県	27	28,958	25,778	1,372	26,515	▲ 737
34	広島県	30	22,849	20,068	720	20,732	▲ 664
35	山口県	19	14,428	12,182	909	12,499	▲ 317
36	徳島県	27	11,407	10,309	1,419	10,445	▲ 136
37	香川県	17	8,302	7,380	765	7,583	▲ 203
38	愛媛県	20	21,241	19,197	1,431	19,470	▲ 273
39	高知県	34	8,621	7,575	1,092	7,732	▲ 157
40	福岡県	73	26,710	23,811	466	24,274	▲ 463
41	佐賀県	20	18,889	17,583	2,165	18,061	▲ 478
42	長崎県	21	20,853	18,123	1,373	18,869	▲ 746
43	熊本県	45	34,071	29,840	1,708	30,852	▲ 1,012
44	大分県	18	15,903	13,755	1,216	14,086	▲ 331
45	宮崎県	26	15,435	13,674	1,268	13,971	▲ 297
46	鹿児島県	43	16,615	14,716	917	14,938	▲ 222
47	沖縄県	30	2,091	1,686	113	1,678	8
全国計		2,196	898,224	783,578	622	804,877	▲ 21,299

※人口は本年1月1日住民基本台帳人口による



消防団員数等一覧表(女性・学生・機能別団員数)

資料3

各年4月1日現在

都道府県	女性団員数			学生団員数			機能別団員数		
	R3	R4	R4-R3	R3	R4	R4-R3	R3	R4	R4-R3
北海道	1,969	1,996	27	94	92	▲ 2	188	205	17
青森県	526	542	16	18	39	21	353	547	194
岩手県	498	480	▲ 18	33	34	1	1,296	1,314	18
宮城県	464	485	21	66	80	14	381	421	40
秋田県	429	467	38	106	113	7	1,163	1,287	124
山形県	399	376	▲ 23	15	9	▲ 6	630	764	134
福島県	419	421	2	45	55	10	1,396	1,536	140
茨城県	539	534	▲ 5	32	26	▲ 6	562	620	58
栃木県	266	258	▲ 8	18	28	10	816	865	49
群馬県	157	170	13	99	107	8	338	363	25
埼玉県	726	731	5	229	222	▲ 7	266	272	6
千葉県	630	630	0	169	185	16	960	1,051	91
東京都	3,024	3,069	45	1,092	1,005	▲ 87	633	947	314
神奈川県	1,660	1,741	81	374	480	106	188	224	36
新潟県	679	666	▲ 13	227	298	71	627	670	43
富山県	443	450	7	39	55	16	360	400	40
石川県	208	204	▲ 4	22	22	0	297	286	▲ 11
福井県	358	357	▲ 1	28	27	▲ 1	391	402	11
山梨県	188	196	8	17	14	▲ 3	391	443	52
長野県	1,098	1,048	▲ 50	52	50	▲ 2	1,105	1,232	127
岐阜県	607	608	1	172	124	▲ 48	3,788	3,820	32
静岡県	396	408	12	45	56	11	728	855	127
愛知県	928	939	11	540	536	▲ 4	1,972	1,957	▲ 15
三重県	522	516	▲ 6	95	95	0	517	550	33
滋賀県	184	180	▲ 4	29	44	15	76	89	13
京都府	744	721	▲ 23	290	278	▲ 12	396	544	148
大阪府	260	268	8	64	81	17	891	906	15
兵庫県	593	607	14	192	201	9	451	520	69
奈良県	330	322	▲ 8	23	24	1	77	71	▲ 6
和歌山県	331	341	10	24	30	6	210	221	11
鳥取県	158	151	▲ 7	17	22	5	24	28	4
島根県	261	256	▲ 5	9	7	▲ 2	137	127	▲ 10
岡山県	596	619	23	71	114	43	664	712	48
広島県	557	579	22	77	111	34	242	367	125
山口県	616	603	▲ 13	89	85	▲ 4	139	131	▲ 8
徳島県	337	326	▲ 11	44	62	18	254	247	▲ 7
香川県	214	228	14	71	72	1	134	141	7
愛媛県	621	634	13	180	188	8	853	955	102
高知県	295	301	6	8	9	1	164	154	▲ 10
福岡県	959	968	9	197	210	13	837	885	48
佐賀県	426	431	5	0	2	2	982	994	12
長崎県	354	355	1	40	44	4	427	451	24
熊本県	849	863	14	174	166	▲ 8	1,619	1,861	242
大分県	304	298	▲ 6	20	18	▲ 2	472	470	▲ 2
宮崎県	421	432	11	42	38	▲ 4	661	815	154
鹿児島県	594	626	32	91	131	40	265	338	73
沖縄県	180	202	22	8	17	9	50	60	10
全国計	27,317	27,603	286	5,387	5,706	319	29,371	32,118	2,747

※上記の3項目(女性団員数、学生団員数、機能別団員数)に複数該当する消防団員(例えば、女性団員であり、かつ機能別団員でもある消防団員)については、各項目にそれぞれ、重複して計上している



## 特集 3

消防団を中核とした地域防災力の  
充実強化

火災の発生に加え、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が激甚化・頻発化する中、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する地域防災力の重要性が更に増している。

消防庁では、平成25年12月に成立した消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下、本特集において「消防団等充実強化法」という。）（特集3-1図）を踏まえ、地域で防災活動を担う多様な主体が支える地域防災力の充実強化に向け取り組んでいる。

特に消防団は、

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
  - ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約4.7倍）
  - ・即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）
- といった特性を有しており、地域防災力の中核と

して、更なる充実強化に向け取り組む必要がある。

## 1

## 消防団の現状

## (1) 消防団員の減少

消防団員数は年々減少しており、令和4年4月1日現在、前年に比べ2万1,299人減少し、78万3,578人となっている（特集3-2図）。平成30年以降、前年比1万人以上の減少が続いているが、特に令和4年には、前年比2万人以上減少し、初めて80万人を下回る危機的な状況となっている。

## (2) 若年層の入団者数減少

近年の消防団員の入団者数・退団者数をみると、退団者数はおおむね横ばい傾向であるのに対し、入

## 特集3-1図 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

## 1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1～3条）
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務（4条）
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務（5条）
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務（6条）
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務（7条）

## 2. 基本的施策

## (1) 消防団の強化

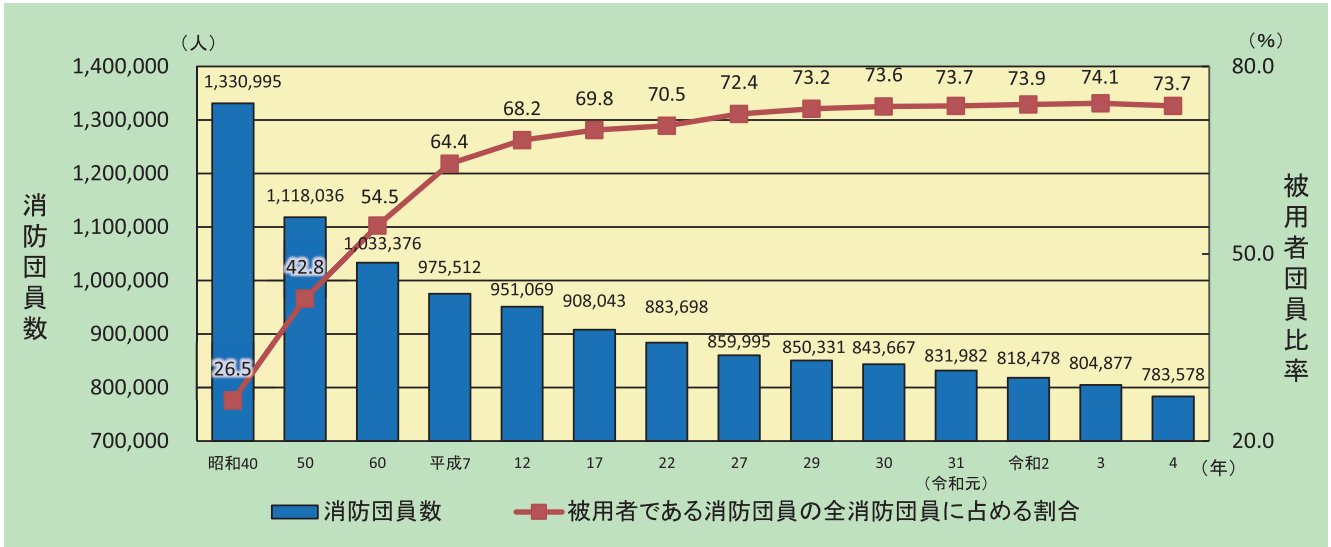
- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定（8条）
- 消防団への加入の促進
  - ・意識の啓発（9条）
  - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例（10条）
  - ・事業者・大学等の協力（11・12条）
- 消防団の活動の充実強化のための施策
  - ・消防団員の処遇の改善（13条）
  - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実（14・15条）
  - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設（16条）

## (2) 地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等（17条）
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置（18条）
- 自主防災組織等に対する援助（19条・20条）
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興（21条）

特集 3-2 図 消防団員数及び被用者である消防団員の割合の推移

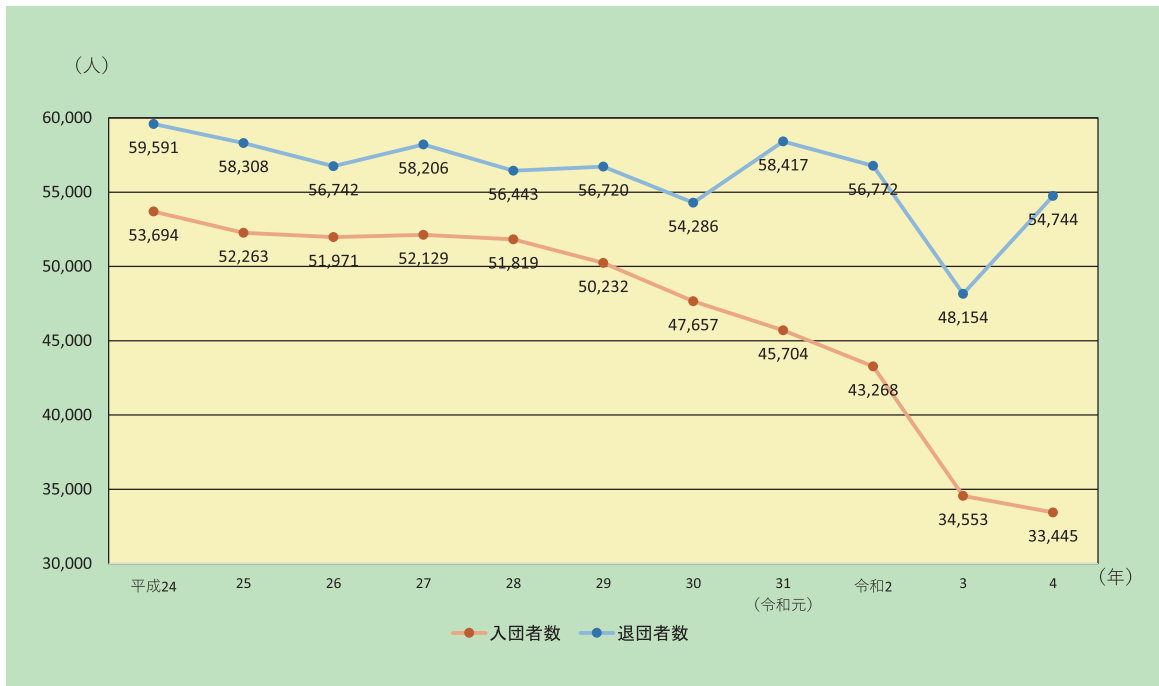
(各年4月1日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

特集 3-3 図 入団者数・退団者数の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

団者数が大きく減少している(特集 3-3 図)。年齢階層別に入団者数をみると、特に若年層の入団者数が著しい減少傾向にある(特集 3-4 図)。

それに伴い、消防団員の平均年齢は毎年少しずつ

上昇しており、令和 4 年 4 月 1 日現在、前年に比べ 0.7 歳上昇し、平均 43.2 歳となっている(特集 3-5 図)。

特集 3-4 図 年齢階層別入団者数の推移

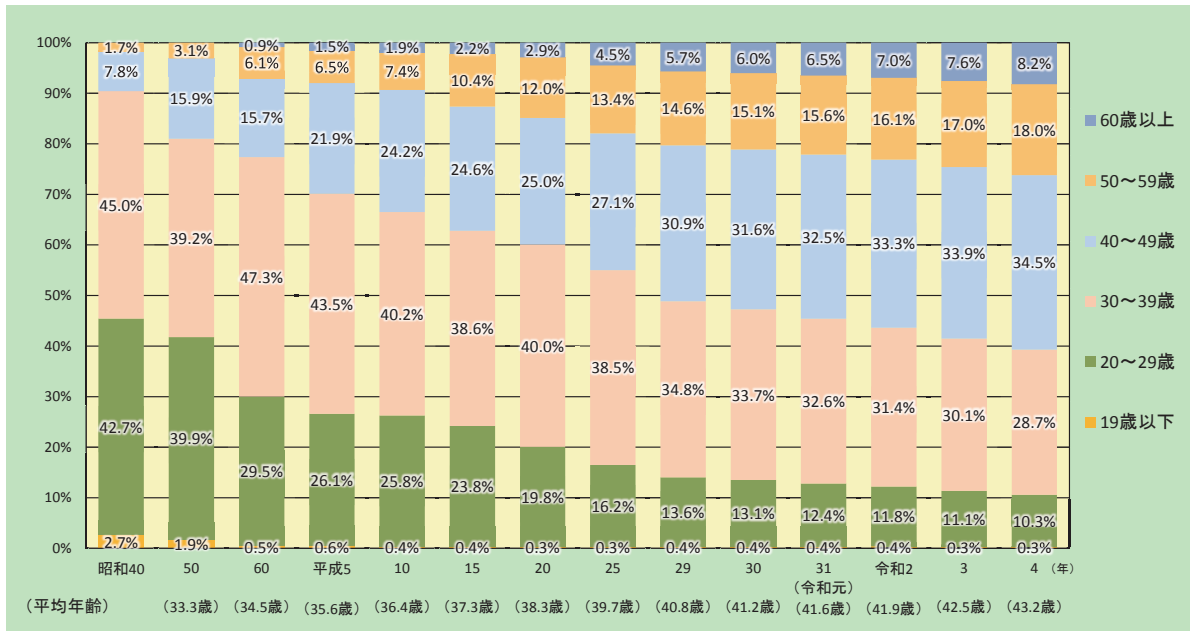
(各年 4 月 1 日現在)



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

特集 3-5 図 消防団員の年齢構成比率の推移

(各年 4 月 1 日現在)



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 昭和40年、昭和50年は「60歳以上」の統計が存在しない。また、昭和40年は平均年齢の統計が存在しない。

### (3) 被用者である消防団員の割合の増加

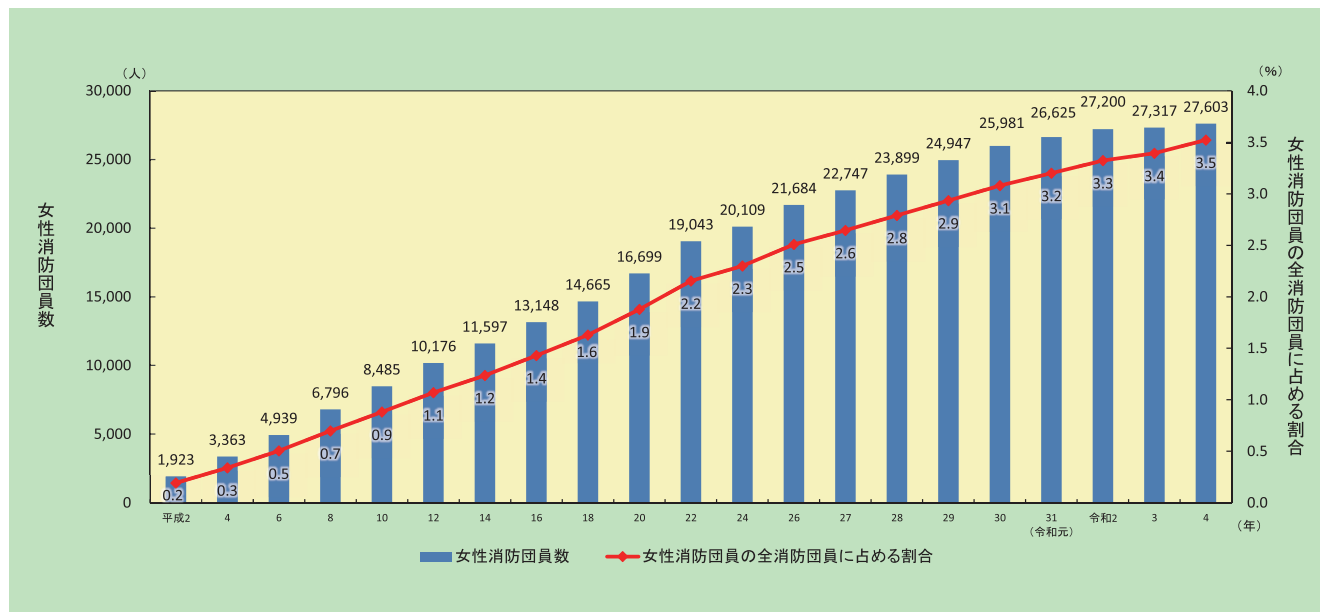
被用者である消防団員の全消防団員に占める割合は高い水準で推移しており、令和4年4月1日現在、前年に比べ若干下降したものの、73.7%となっている(特集3-2図)。

### (4) 女性消防団員の増加

消防団員数が減少する中、女性消防団員の数は年々増加しており、令和4年4月1日現在、前年に比べ286人増加し、2万7,603人となっている(特集3-6図)。また、女性消防団員がいる消防団の割合は、同日現在で、76.5%となっている。

特集 3-6 図 女性消防団員数の推移

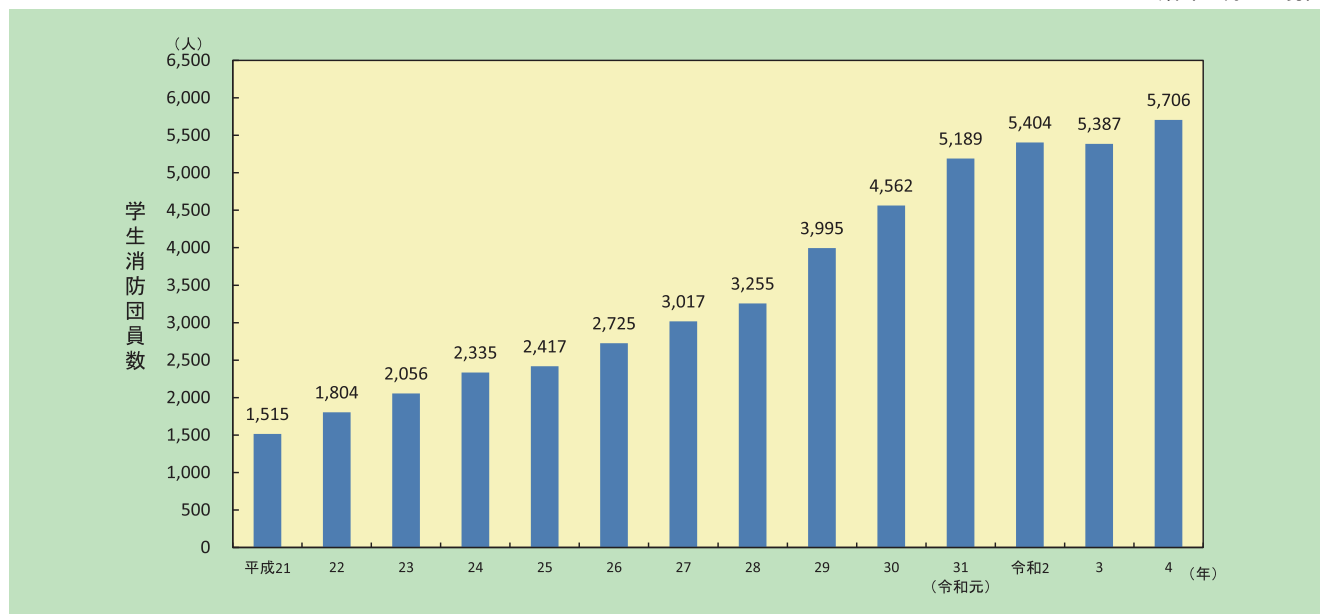
(各年 4 月 1 日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

特集 3-7 図 学生消防団員数の推移

(各年 4 月 1 日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(5) 学生消防団員の増加

大学生、大学院生、専門学校生等の消防団員（以下、本特集において「学生消防団員」という。）の数は令和 4 年 4 月 1 日現在、前年に比べ 319 人増加し、5,706 人となっている（特集 3-7 図）。消防団員数が減少する中、学生消防団員の数は増加傾向にある。

(6) 機能別消防団員の増加

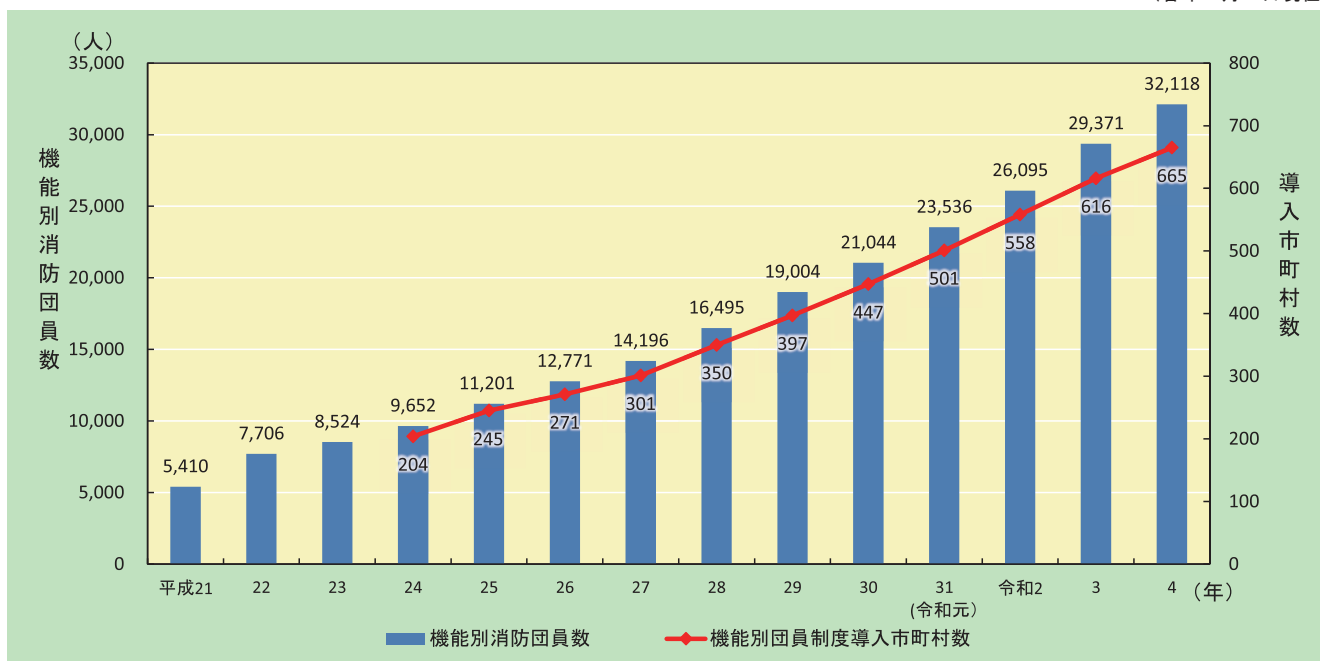
機能別消防団員とは、全ての災害対応・活動に参

加する基本団員とは異なり、入団時に決めた特定の活動・役割を担う消防団員である。例えば、基本団員のみでは人員不足が生じるような大規模災害に限り出動する「大規模災害団員」や、高齢者宅訪問等の火災予防、広報活動等のみに従事する団員などが挙げられる。

基本団員の数が減少する中、機能別消防団員の数は年々増加しており、令和 4 年 4 月 1 日現在の機能別消防団員の数は、前年に比べ 2,747 人増加し、3 万 2,118 人となっている（特集 3-8 図）。

## 特集 3-8 図 機能別消防団員数の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

## 2

### 消防団員の処遇改善及び 団員確保策

#### (1) 報酬等の処遇改善

消防団員数が大幅に減少する中、近年、災害が激甚化・頻発化していることから、消防団員一人ひとりの役割が大きくなっていることを踏まえ、令和2年12月、「消防団員の処遇等に関する検討会」(以下、本特集において「検討会」という。)を立ち上げ、消防団員の適切な処遇のあり方や消防団員の加入促進等について検討を行った。

#### ア 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の策定

令和3年4月9日に検討会から消防団員の適切な報酬等のあり方について中間報告書が取りまとめられたことを受け(報酬等のあり方については中間報告書をもって検討会の結論とされている)、同月13日、消防庁において「非常勤消防団員の報酬等の基準」(以下、本特集において「基準」という。)を策定し、都道府県知事等に通知した(特集3-9図)。基準では、消防団員への報酬は年額報酬と出勤報酬の2種類とし、年額報酬は「団員」階級の者については36,500円、出勤報酬は災害時1日当たり8,000円を標準額とすることや、報酬等は消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接

支給することなどを定め、令和4年4月1日からの基準の適用に向け条例改正等に取り組むよう市町村に要請した。

また、令和4年度から地方交付税措置において、各市町村が負担する消防団員の報酬等に係る財政需要を的確に反映するよう、算定方法の見直しを行った。

特集 3-9 図 消防団員の報酬等の基準

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント  
(令和3年4月13日付消防庁長官通知)

○ 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出するもの

① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定

【基準の内容】

1. 報酬の種類

年額報酬と出動報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

2. 報酬の額 ※以下の基準を踏まえ、市町村が条例で定める。

○ 年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。

「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

○ 出動報酬の額は、災害（水火災・地震等）に関する出動については1日あたり8,000円を標準額とする。

災害以外の出動については、出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

3. 費用弁償

上記に掲げる報酬のほか、団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。

4. 支給方法

報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

② その他(適切な予算措置、留意事項等)

○ 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。

○ ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。

○ ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたいこと。

○ 出動報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、追って消防庁から通知すること※1。

○ 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること※2。

※1 令和4年3月23日付消防庁長官通知にて各都道府県知事等へ通知済。

※2 令和4年1月18日付消防庁次長通知にて算定の見直し内容を各都道府県知事等へ通知済。

特集 3-10 図 都道府県別の消防団員の処遇改善に係る対応状況

消防団員の処遇改善に係る対応状況（令和4年4月1日時点）

都道府県	団体数	年額報酬		出動報酬		直接支給			
		36,500円以上		8,000円以上		年額報酬		出動報酬	
		団体数	割合	団体数	割合	対応団体数	割合	対応団体数	割合
北海道	179	164	91.6%	179	100.0%	173	96.6%	173	96.6%
青森県	40	23	57.5%	28	70.0%	17	42.5%	18	45.0%
岩手県	33	15	45.5%	15	45.5%	16	48.5%	18	54.5%
宮城県	35	32	91.4%	34	97.1%	35	100.0%	35	100.0%
秋田県	25	7	28.0%	11	44.0%	16	64.0%	15	60.0%
山形県	35	13	37.1%	11	31.4%	28	80.0%	25	71.4%
福島県	59	42	71.2%	49	83.1%	39	66.1%	38	64.4%
茨城県	44	18	40.9%	19	43.2%	27	61.4%	22	50.0%
栃木県	25	25	100.0%	18	72.0%	20	80.0%	19	76.0%
群馬県	35	26	74.3%	11	31.4%	21	60.0%	15	42.9%
埼玉県	63	63	100.0%	35	55.6%	60	95.2%	57	90.5%
千葉県	54	26	48.1%	31	57.4%	37	68.5%	33	61.1%
東京都	40	36	90.0%	15	37.5%	36	90.0%	34	85.0%
神奈川県	33	31	93.9%	29	87.9%	33	100.0%	32	97.0%
新潟県	30	15	50.0%	17	56.7%	20	66.7%	18	60.0%
富山県	15	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%	17	89.5%	18	94.7%
福井県	18	1	5.6%	3	16.7%	18	100.0%	18	100.0%
山梨県	27	1	3.7%	1	3.7%	17	63.0%	14	51.9%
長野県	77	38	49.4%	40	51.9%	44	57.1%	41	53.2%
岐阜県	42	37	88.1%	41	97.6%	42	100.0%	42	100.0%
静岡県	35	28	80.0%	25	71.4%	32	91.4%	28	80.0%
愛知県	54	43	79.6%	35	64.8%	46	85.2%	47	87.0%
三重県	29	21	72.4%	24	82.8%	21	72.4%	21	72.4%
(参考)全国計	1,720	1,188	69.1%	1,113	64.7%	1,274	74.1%	1,229	71.5%



## イ 消防団員の処遇改善に係る対応状況の公表

各市町村の取組状況のフォローアップの一環として、「消防団員の処遇改善に係る対応状況調査」を実施し、令和4年4月1日現在の年額報酬額、災害に関する出動報酬額及び報酬等の団員個人への直接支給の状況の3点を取りまとめ、令和4年4月28日に公表した（特集3-10図）。その結果、基準を満たす市町村が約7割となった一方、未だ基準を満たしていない市町村もあることから、今後も、様々な機会を捉えて、年額報酬額や災害に関する出動報酬額、団員個人への報酬等の直接支給について、基準に沿った対応が行われるよう、各地方公共団体に対し働きかけを実施していく。

### （2）消防団に対する理解の促進

地域の安全・安心に欠くことのできない消防団活動について広く認識・評価されることが、消防団員の処遇改善や、今後の団員確保につながるものと考えられることから、消防庁としては以下のような消防団への加入促進策や消防団活動の発信・表彰等の取組を実施している。

## ア 消防団員入団促進キャンペーンの全国展開

消防団員の退団が毎年3月末から4月にかけて多く、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることを踏まえ、毎年1月から3月までを「消防団員入団促進キャンペーン」期間として、入団促進に向け、消防団員募集ポスターやリーフレットを作成して全国の市町村・消防本部等に配布するなどにより、広報の全国的な展開を重点的に行っている。令和3年度は、より女性・若年層に対する広報を強化するため、前年度の取組に加え、ウェブサイト上や電車内モニターに広告を掲出するなどの取組を実施した。令和4年度も引き続き、こうしたキャンペーンを実施している。



消防団員募集ポスター

## イ 消防団活動のPR

消防庁ホームページにおいて、消防団の特設コーナーを設置し、消防庁における最新施策や最新情報のほか、各消防団における取組事例等を掲載し、消防団活動や加入促進のPRに努めている。

（参照 URL : <https://www.fdma.go.jp/syobodan/>）

また、地域住民に消防団をより身近なものとして知ってもらうため、平成29年度から毎年度、各都道府県及び市町村から消防団に関する動画作品を募集し、優秀な作品を表彰する「消防団PRムービーコンテスト」を実施している。

## ウ 消防団等充実強化アドバイザーの派遣

平成19年4月から、消防団の充実強化等に関する豊富な知識や経験を有する消防職団員等を、「消防団等充実強化アドバイザー」として地方公共団体等に派遣し、消防団への加入促進、消防団の充実強化等を図るための具体的な助言や情報提供を行っている。

令和4年10月4日現在、27人のアドバイザー（うち女性10人）が全国で活躍している。

特集 3-11 図 消防団協力事業所表示制度

消防団協力事業所表示制度等について

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

認定要件

＜市町村消防団協力事業所（次のいずれかに該当すること）＞

- ※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
- ・従業員が消防団に相当数入団していること
- ・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- ・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- ・従業員による機能別分団等を設置していること 等



市町村マーク(シルバーマーク) ⇒

＜総務省消防庁消防団協力事業所（次のすべてを満たすこと）＞

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等

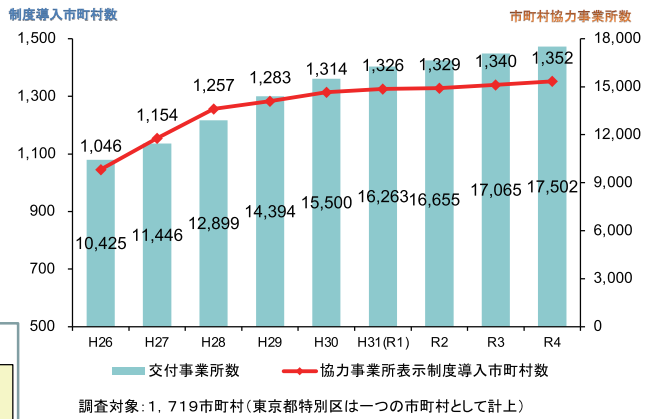


消防庁マーク(ゴールドマーク) ⇒

※ 総務省消防庁消防団協力事業所数 785事業所

(令和4年4月1日現在)

消防団協力事業所表示制度導入市町村数・市町村消防団協力事業所数の推移



自治体による支援策の実施状況

〈都道府県 28団体〉

①金融 5県

- ・県制度融資信用保証料割引(宮城、福島、山梨)
- ・中小企業振興資金における貸付利率の優遇(長野)
- ・中小企業制度融資(山梨、島根)

②入札 23府県

- ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
- (青森、宮城、山形、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、京都、島根、広島、山口、徳島、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎)

③その他 16県

- ・消防団員雇用貢献企業報奨金制度(岐阜)
- ・表彰制度
- (宮城、秋田、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、三重、広島、山口、徳島、愛媛、長崎)
- ・都道府県主催防災士養成講座の受講(愛媛)

〈市町村 389団体〉

①入札 264市町村

- ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など

②その他 138市町村

- ・消防団協力事業所報償金制度
- ・防災行政無線戸別受信機の無償貸与
- ・表彰制度
- ・広報誌広告掲載料の免除
- ・消火器の無償提供
- ・防災ラジオの無償貸与

エ 地域防災力充実強化大会の開催

消防団等充実強化法の成立等を踏まえ、地域防災力の充実強化を図るため、「地域防災力充実強化大会」を平成27年度以降開催している。令和4年度は、11月26日、奈良県奈良市において開催した。

オ 総務大臣による感謝状の贈呈

消防団員の確保等に積極的に取り組む消防団に対し、平成25年度より、総務大臣から感謝状を贈呈している。令和3年度は、前年度に比べて総団員数又は女性・学生消防団員数が相当数増加した43の消防団に対し、総務大臣から感謝状を贈呈した。

カ 消防庁長官による表彰

自然災害や大規模事故等の現場において、顕著な活動実績が認められる消防団等に対し、防災功労者消防庁長官表彰を行っており、令和3年度には12団体が受賞した。

また、平常時の活動により、地域防災力の向上に寄与し、地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団や団員確保について特に力を入れている消防団、また消防団活動に特

に深い理解や協力を示し、消防団員である従業員を雇用しているなどの事業所等に対し、消防団等地域活動表彰を行っており、令和3年度には、消防団表彰を14団体、事業所表彰を18事業所が受賞した。

(3) 幅広い住民の入団促進

ア 社会環境の変化等に対応した制度等の導入

多様な住民が消防団に参画するためには、基本団員の充実を前提としながらも各団員の得意分野を活かせる機能別団員や機能別分団の創設が有効である。また、定年制度の見直しや、居住者だけでなく通勤・通学者も加入対象とするなど、幅広い層の人材が入団できる環境の整備を図ることが必要である。

令和4年1月18日には、消防庁次長から各都道府県知事等に通知(以下、本特集において「令和3年度消防庁次長通知」という。)を發出し、機能別団員・機能別分団の導入について積極的に検討するよう働きかけている。

イ 被用者の入団促進

被用者である消防団員の割合の増加に伴い、消防



団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっている。そのため、平成18年度から、「消防団協力事業所表示制度」の普及及び地方公共団体による事業所への支援策の導入促進を図っている（特集3-11図）。令和4年4月1日現在、当該制度を導入している市町村の数は1,352、市町村消防団協力事業所の数は17,502となっている。令和3年度消防庁次長通知では、令和4年度から消防団加入促進のための企業等への働きかけを都道府県が行う経費について地方交付税措置を講じることを周知している。

また、市町村消防団協力事業所のうち、特に顕著な実績が認められる事業所を総務省消防庁消防団協力事業所として認定しており、令和4年4月1日現在、認定事業所数は785となっている。なお、消防庁認定に当たっては、複数の事業所を持つ企業等は、企業等全体での認定も可能である。

さらに、令和4年9月16日に消防庁長官通知で日本郵便株式会社に対し、同社社員の消防団入団促進への協力を依頼するとともに、令和4年10月に総務省に発足した「郵便局を活用した地方活性化方策検討プロジェクトチーム」において、郵便局と連携した消防団への加入促進方策等についても検討している。

## ウ 女性の入団促進

### （ア）消防団への加入促進

女性消防団員の割合は年々増加しているが、いまだその数は少数にとどまっている。一方、消防団活動が多様化する中で、災害時の後方支援活動、避難所の運営支援等をはじめ、住宅用火災警報器の設置促進、火災予防の普及啓発、住民に対する防災教育・応急手当指導等、広範囲にわたる女性消防団員の活躍が期待されており、今後更に女性の加入促進に取り組む必要がある。

令和3年度消防庁次長通知において、女性消防団員数の増加に向けた取組の継続を働きかけている。

### （イ）女性消防団員の活躍の促進

消防庁ホームページ内に女性の消防団への加入促進を図るためのポータルサイトを開設し、女性消防団員の活躍の様子や活動事例等を掲載している。

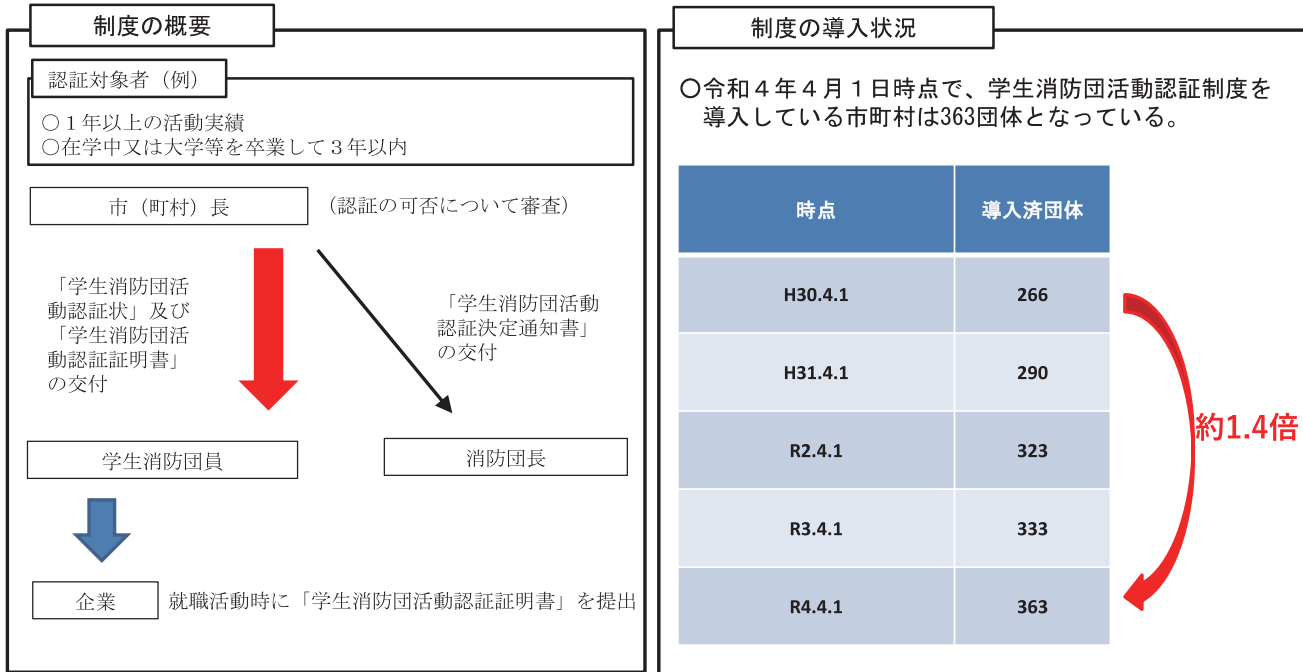
また、女性消防団員の活動をより一層、活性化させることを目的として、「全国女性消防団員活性化大会」を毎年度開催している。全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動成果を紹介するとともに、意見交換を通じて連携を深めている。

令和4年度は、第27回大会を11月22日に徳島県徳島市において開催した。

特集 3-12 図 学生消防団活動認証制度

学生消防団活動認証制度（平成26年11月～）

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生等について、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援することを目的とする。



エ 学生の入団促進

学生は、現在又は将来の消防団活動の担い手として期待されることから、積極的な入団促進に取り組む必要がある。

消防団に所属する大学生、大学院生、専門学校生等に対する就職活動支援の一環として、平成26年11月から「学生消防団活動認証制度」の普及を図っている。この制度は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会に多大な貢献をした学生消防団員に対し、市町村がその実績を認証するものである。

令和4年4月1日現在、当該制度を導入している市町村の数は363となっている（特集3-12図）。令和3年度消防庁次長通知においても、大学等を訪問し、学生消防団活動認証制度の活用を働きかけることなどにより大学生等の消防団への積極的な加入を促進するように各市町村に対して呼びかけており、今後も引き続き導入に向けた働きかけを行っていく。

加えて、「消防団員入団促進キャンペーン」の実施に併せて、大学構内において消防団員募集広告の

掲示やポスターの配布を行うことにより、学生への理解促進を図っている。

オ 将来の担い手育成

災害が激甚化・頻発化する中、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していく防災教育について、その充実に取り組むことが重要である。防災教育に、地域防災力の中核を担う消防団員等が積極的に携わっていくことは、消防団の活動に対する理解、ひいては地域防災力の向上にもつながるものである。

このため、消防庁では、文部科学省と連携し、「児童生徒等に対する防災教育の実施について」（令和3年12月1日付け通知）を発出し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において消防団員等が参画し、体験的・実践的な防災教育の推進に取り組むよう要請した。

また、高校生は、未来の消防団を担う層として、学業との両立に留意しつつ、早い段階で、消防団への加入に向けた意識啓発を行うことが重要であることから、令和3年度消防庁次長通知において、各地

方公共団体に対し、高校生の機能別分団への入団の検討等について要請している。

### カ 新たな社会環境に対応する団運営

災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、消防団に求められる役割が多様化していることや、共働き世帯が年々増加していること、全団員に占める被用者の割合が増加していることなど、消防団を取り巻く社会環境が変化する中で、消防団の運営に当たり、消防団内部での幅広い意見交換や、市町村・地域住民との連携がより重要となっている。消防庁では、社会環境の変化に対応した消防団運営の普及・促進に向け、令和4年度から新たに、「消防団の力向上モデル事業」を開始し、「防災教育の実施」「災害現場で役立つ訓練の普及」「企業・大学等と連携した消防団加入促進」「子供連れでも活動できる消防団の環境づくり」「その他」の5種類の想定事例を紹介しつつ、地方公共団体の工夫を凝らしたモデル事業を募集しており、同年度において128件が採択されている。なお、今後、この「消防団の力向上モデル事業」を活用して実施された各地方公共団体の取組をまとめ、横展開を図っていくこととしている。

## （4）平時の消防団活動のあり方

### ア 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

近年頻発する豪雨災害などにおいては、消防団員が住民の避難誘導・支援や、逃げ遅れた住民の救命ボートによる救助を実施するなど、消防団が果たす役割は多様化している。こうした活動を安全に実施するためにも、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練の重要性がますます高まっている。

消防庁では、救助活動用資機材等の整備に対する国庫補助や、救助用資機材等を搭載した多機能消防車の無償貸付け事業（詳細は（5）及び特集1を参照）を行い、消防団の訓練等を支援している。

一方で、様々な訓練を実施することが消防団員にとって過大な負担となるおそれがあることから、団員に過重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、地域の実情に応じて創意工夫を図ることが必要である。

### イ 操法訓練・操法大会

消火活動の技術力の高さを競い、ひいては消防団

全体の技術の向上を図るため、全国、都道府県、市町村など、それぞれの段階で操法大会が運営されている。操法大会については、近年、大会を過度に意識した訓練の実施や、大会での行動の形式化といった指摘があることにも配慮しつつ、適切な大会運営に努める必要がある。

全国消防操法大会については、主催者の一つである（公財）日本消防協会が中心となって、見直しの検討を行うこととし、令和3年度に3回に分けて実施された、（公財）日本消防協会の「全国消防操法大会の操法実技に関する検討会」に消防庁も参画し、パフォーマンス的、セレモニー的な動作等の一部見直しが行われた。

#### （ア）全国消防操法大会の開催

消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、「全国消防操法大会」を開催している。令和4年度は10月29日に、千葉県市原市において第29回大会を開催した。

#### （イ）全国女性消防操法大会の開催

女性消防団員等の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、「全国女性消防操法大会」を開催しており、令和元年度は、11月13日、神奈川県横浜市において第24回大会を開催した。

## （5）装備等の充実

### ア 消防団の装備の充実強化

消防団等充実強化法の成立を契機として、消防庁では、消防団の装備等の充実強化に向け、平成26年の「消防団の装備の基準」の改正のほか、以下の取組を行っている。

#### （ア）消防団の救助用資機材等の整備に対する国庫補助

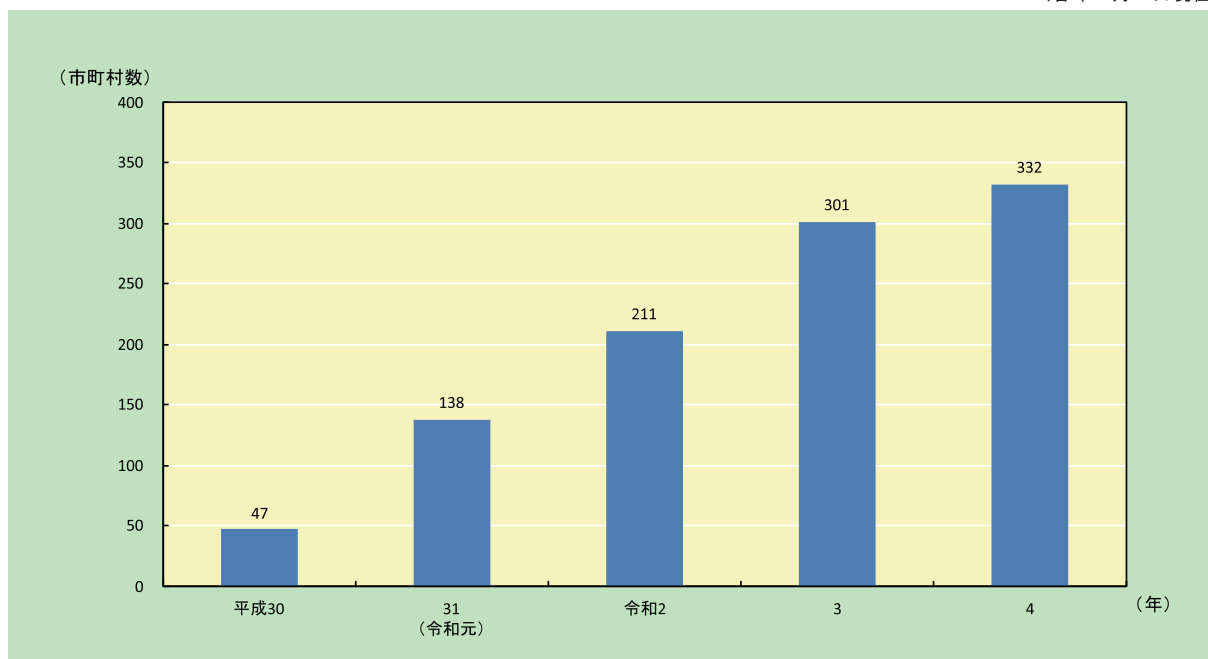
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に引き続き、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、消防団の災害対応能力の向上を図るため、国庫補助金（消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業））を創設し、令和4年度から新たに、補助対象資機材にドローンや水のう等を追加している（詳細は特集1を参照）。

本補助金の積極的な活用を通じ、消防団の装備の充実及び災害対応能力の向上を進めている。

#### （イ）救助用資機材等を搭載した多機能消防車の無償貸付

特集 3-13 図 消防団員の準中型自動車免許取得に係る公費負担制度を設けている市町村数の推移

(各年 4 月 1 日現在)



(備考)「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

同じく 5 年加速化対策として、市町村に対し、救助用資機材等を搭載した多機能消防車両を無償で貸し付け、訓練等を支援している（詳細は特集 1 を参照）。

(ウ) 救助用資機材等の無償貸付

令和 2 年度から、市町村に対し、災害対応能力の向上のための救助用資機材等（発電機や投光器、ボート等）を無償で貸し付け、消防団員に対する訓練等を支援している。

(エ) 消防団拠点施設及び地域防災拠点施設の整備

各市町村が消防団拠点施設や地域防災拠点施設において標準的に備えることを要する施設・機能（研修室、資機材の収納スペース、男女別の更衣室・トイレ等）について、緊急防災・減災事業債をはじめとする地方財政措置等の活用により整備することを促進している。

イ 教育・訓練の充実

令和 2 年度から、消防団員が救助用資機材を安全で円滑に利用できるようにするため、都道府県の消防学校に講師を派遣し、救助用資機材の技術講習を実施している。

ウ 準中型自動車免許の新設に伴う対応

道路交通法の改正により、平成 29 年 3 月 12 日から、準中型自動車免許が新設されるとともに、同日

以後に取得した普通自動車免許で運転できる普通自動車の範囲は車両総重量 3.5 トン未満等とされた。これに伴い、車両総重量 3.5 トン以上の消防自動車を所有している消防団において、将来的に当該自動車を運転する消防団員の確保が課題となる。

そこで、消防庁では、平成 30 年 1 月 25 日、各地方公共団体に対し、消防団員の準中型自動車免許の取得に係る公費助成制度の新設及び改正道路交通法施行後の普通自動車免許で運転できる消防自動車の活用を依頼した。当該公費助成制度を設けた地方公共団体（特集 3-13 図）に対しては、平成 30 年度から地方交付税措置を講じている。

さらに、令和 3 年度から、地域ごとの課題に対しきめ細かく対応するため、消防団員が教習を優先的に予約することを可能とするなどの内容のモデル事業を実施している。

また、普通自動車免許で運転可能な車両総重量 3.5 トン未満の消防車両の活用・普及にも取り組んでいる。

エ 消防団員のマイカー共済

消防団の活動に際しては、自家用自動車を使用する消防団員が多い中、令和元年東日本台風（台風第 19 号）による災害出動などに伴い、消防団員が使用した自家用自動車が水没する被害が生じた。

このような急を要する活動のために、消防団員が

やむを得ず、自家用自動車を使用した場合において、原則、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して活動に従事してもらうことが必要であることから、消防団活動を下支えする取組として、令和2年4月1日から、公用車の損害共済事業を実施する法人が、消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車等に生じた損害を補償する共済を開始した。あわせて、市町村が当該法人に支払う分担金に対しては、令和2年度から地方交付税措置を講じている。さらに、一部の民間損害保険会社において、同様の保険商品が販売されており、市町村が支払う保険料についても、令和3年度から地方交付税措置を講じている。

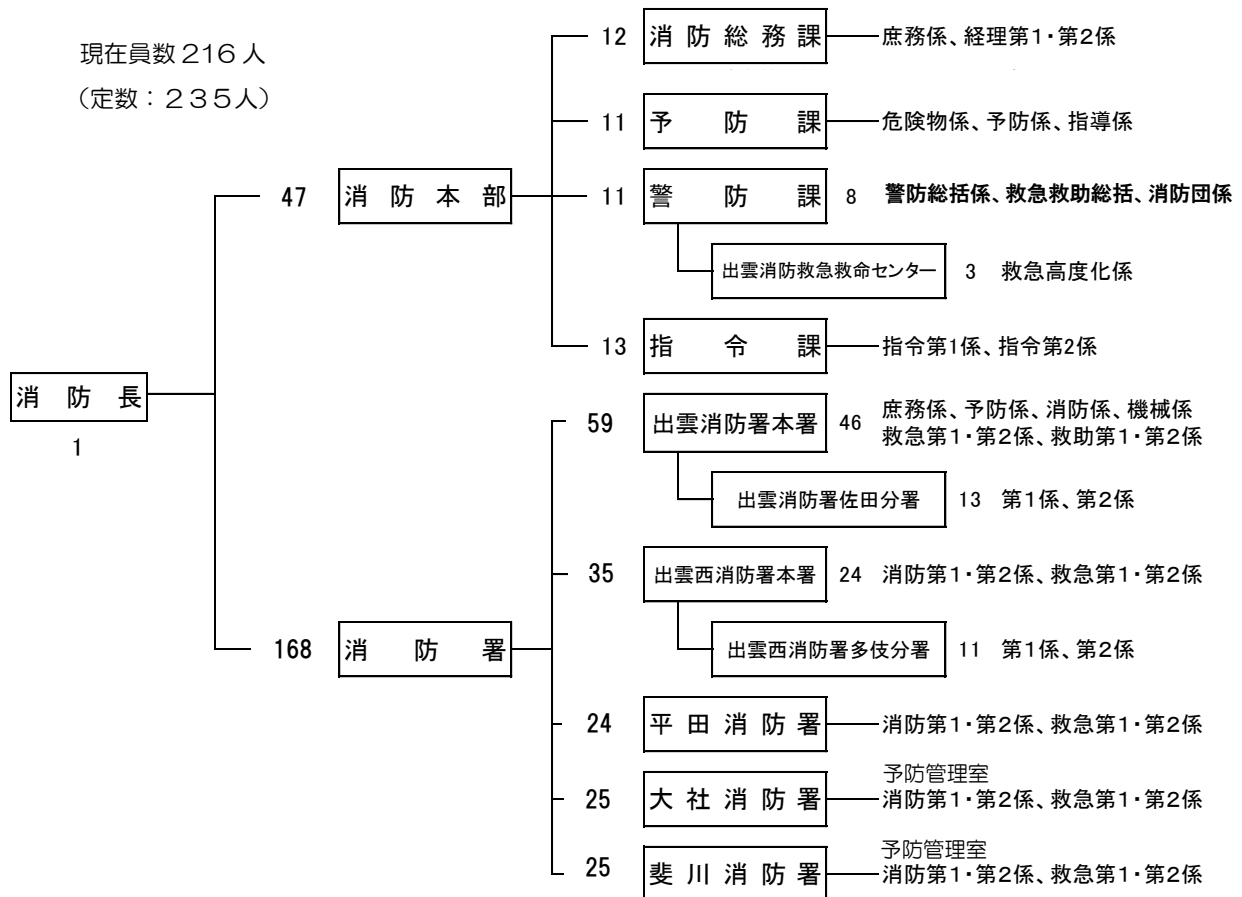


# 常備消防（出雲市消防本部）の現況

消防本部・署位置図



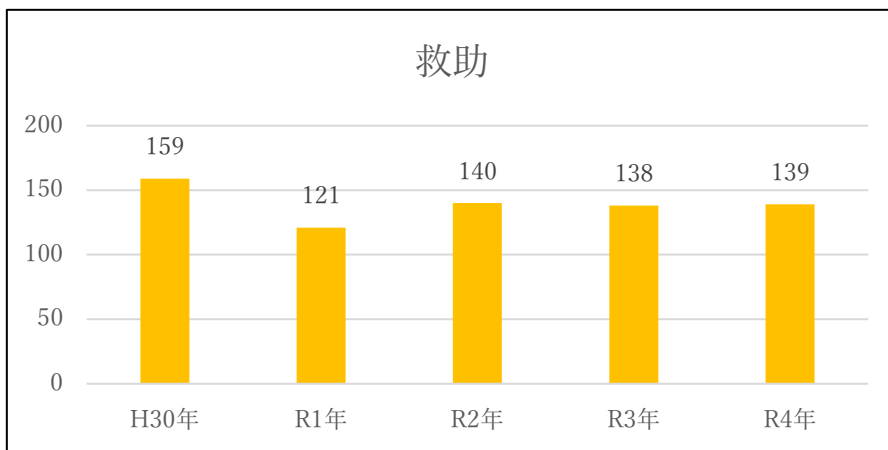
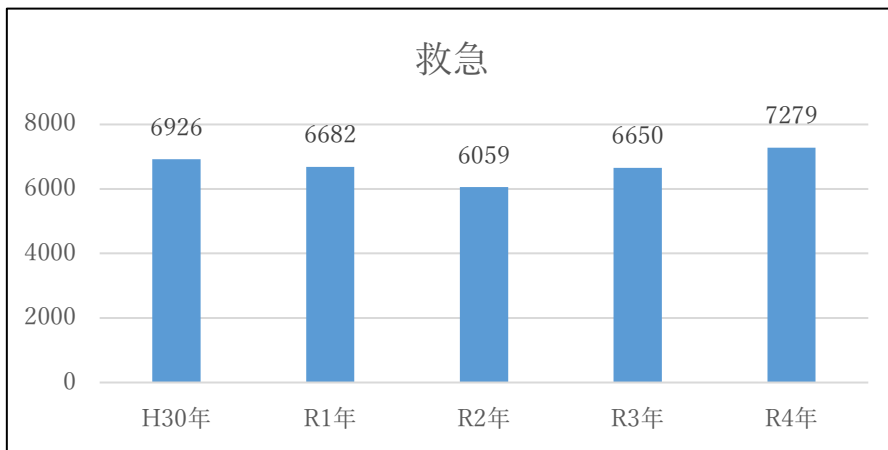
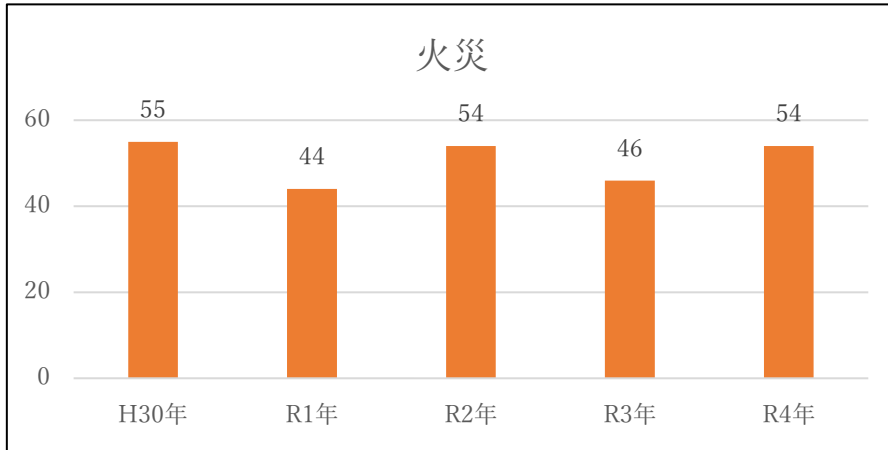
消防本部組織図



消防車両の配備状況

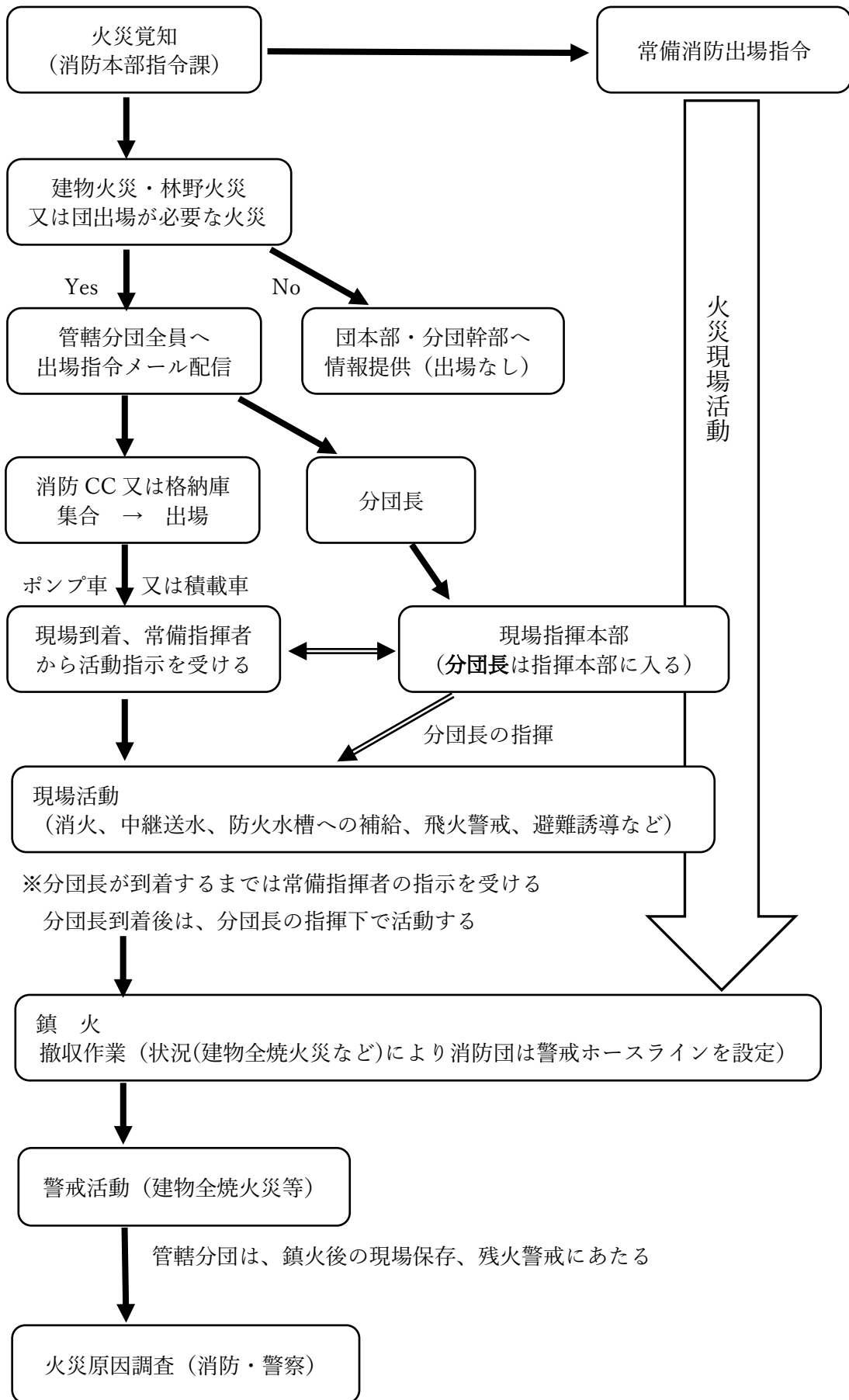
所 属 車 種	消 防 本 部	出 雲 消 防 署 本 署	佐 田 分 署	出 雲 西 消 防 署 本 署	多 伎 分 署	平 田 消 防 署	大 社 消 防 署	斐 川 消 防 署	合 計
	消 防 ポ ン プ 自 動 車		2	1	1	1	1	1	1
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車		2					1	1	4
化 学 消 防 ポ ン プ 自 動 車				1		1			2
は し ご 自 動 車		1							1
救 助 工 作 車		1						1	2
小 型 ポ ン プ 積 載 車			1		1		1		3
緊 急 消 防 自 動 二 輪 車		3							3
高 規 格 救 急 車		4	1	2	1	2	2	2	14
指 令 車		2		1		1	1	2	7
資 機 材 搬 送 車		1				1	1		3
燃 料 補 給 車		1							1
広 報 車 ・ 査 察 車		2		1			1	1	5
水 防 防 災 車				1		1			2
マ イ ク ロ バ ス		1							1
消 火 ・ 通 報 訓 練 指 導 車						1			1
そ の 他 の 車 両		5							5
合 計		25	3	7	3	8	8	8	62

## 過去5カ年の災害件数





# 火災出場時の消防団活動



建物火災で堆積物が多い場合は、堆積物の除去作業にあたる  
火災の規模によっては丸1日、稀に2日間に及ぶこともある

令和3年・令和4年 出雲市消防団各分団活動状況

年	R3(火災件数46件)			R4(火災件数54件)		
	火災 出場 [人]	警戒 活動等 [人]	出場者 合計 [人]	火災 出場 [人]	警戒 活動等 [人]	出場者 合計 [人]
今市分団	16		16			0
大津分団			0	15	30	45
塩冶分団			0	44	10	54
古志分団			0			0
四絡分団			0	7		7
高浜分団			0			0
川跡分団	60	71	131	4		4
鳶巣分団	10		10			0
上津分団			0			0
稗原分団	35		35			0
朝山分団	29	12	41	40	43	83
乙立分団	18		18			0
高松分団			0	13		13
神門分団	22	10	32	11		11
神西分団	15		15	14		14
長浜分団	35	34	69			0
平田分団			0			0
久多美分団			0	20		20
佐香分団			0			0
灘分団	57	26	83			0
国富分団	64	30	94	30		30
西田分団			0	6		6
鰐淵分団			0			0
北浜分団			0			0
檜山分団	21		21			0
東分団	15	18	33	14		14
伊野分団			0			0
西須佐分団			0			0
東須佐分団			0			0
八幡東分団	42	15	57			0
窪田分団			0	4		4
久村分団			0			0
小田多岐分団	11		11			0
田儀分団			0			0
湖陵西分団			0			0
湖陵南分団			0			0
杵築分団			0	39	78	117
日御碕分団			0			0
鵜鷺分団			0			0
荒木分団	90	35	125			0
遙堪分団	7		7			0
莊原北分団			0			0
莊原南分団			0	7		
出東分団	64	15	79			0
伊波野分団	82	32	114			0
出西阿宮分団	28	28	56			0
合計	721	326	1,047	268	161	422



令和3年度(2021)7月・8月 水防団出場人数

区分	7月出場(7/7,8,9,12,13) [出場延べ人数]	8月出場(8/9) [出場延べ人数]	合 計 [出場延べ人数]
団本部	40	15	55
今市分団	23	20	43
大津分団	7	15	22
塩冶分団	23		23
古志分団	13		13
四絡分団	27		27
高浜分団	55	14	69
川跡分団	38	15	53
鳶巣分団	53	13	66
上津分団	24		24
稗原分団	39	23	62
朝山分団	38	18	56
乙立分団	18	16	34
高松分団	19	21	40
神門分団	21		21
神西分団	28		28
長浜分団	12	10	22
平田分団	14		14
久多美分団	54		54
佐香分団	41	10	51
灘分分団	44		44
国富分団	83	41	124
西田分団	33		33
鰐淵分団	24	8	32
北浜分団	40		40
檜山分団	41		41
東分団	40		40
伊野分団	32		32
西須佐分団	64		64
東須佐分団	29		29
八幡東分団	22		22
窪田分団	30		30
久村分団	2		2
小田多岐分団	3		3
田儀分団	6		6
湖陵西分団			
湖陵南分団	9		9
杵築分団	40		40
日御碕分団	38	16	54
鵜鷺分団	68	21	89
荒木分団	84		84
遙堪分団	20		20
莊原北分団	9	9	18
莊原南分団	1		1
出東分団	7		7
伊波野	20		20
出西阿宮	42		42
直江分団	31	6	37
久木分団	15	2	17
合 計	1,464	293	1,757



令和5年度(2023)7月 水防団出場人数

区分	7月8日 〔出場延べ人数〕	7月13日 〔出場延べ人数〕	合 計 〔出場延べ人数〕
団本部	28	3	31
今市分団	14	5	19
大津分団	12	5	17
塩冶分団	27		27
古志分団	12		12
四絡分団	8		8
高浜分団	20		20
川跡分団	19		19
鳶巣分団	17		17
上津分団	17		17
稗原分団	20		20
朝山分団	17		17
乙立分団	14		14
高松分団	24		24
神門分団	18		18
神西分団	22		22
長浜分団	12		12
平田分団	15		15
久多美分団	21		21
佐香分団	12		12
灘分分団	21		21
国富分団	34		34
西田分団	19		19
鰐淵分団	9		9
北浜分団	21		21
檜山分団	22		22
東分団	26		26
伊野分団	20		20
西須佐分団	19		19
東須佐分団	23		23
八幡東分団	22		22
窪田分団	14		14
久村分団	8		8
小田多岐分団	10		10
田儀分団	7		7
湖陵西分団	2		2
湖陵南分団	2		2
杵築分団	29		29
日御碕分団	20		20
鵜鷺分団	10		10
荒木分団	29		29
遙堪分団	23		23
莊原北分団	11		11
莊原南分団	12		12
出東分団	27		27
伊波野	31		31
出西阿宮	19		19
直江分団	17		17
久木分団	17		17
合 計	873	13	886

令和4年度 出雲市消防協力組織 一覧表

地区	種別	団体名	人数
1	地区消防協力隊（平田）	平田地区消防協力隊	17
2	地区消防協力隊（平田）	灘分地区消防協力隊	15
3	地区消防協力隊（平田）	西田地区消防協力隊	16
4	地区消防協力隊（平田）	鱈淵地区消防協力隊	10
5	地区消防協力隊（平田）	久多美地区消防協力隊	15
6	地区消防協力隊（平田）	檜山地区消防協力隊	10
7	地区消防協力隊（平田）	東地区消防協力隊	10
8	地区消防協力隊（平田）	伊野地区消防協力隊	13
9	地区消防協力隊（大社）	日御碕自衛消防隊	25
10	地区消防協力隊（出雲）	馬木町自治消防団	12
11	地区消防協力隊（多伎）	田儀地区消防協力隊	8
12	地区消防協力隊（多伎）	田岐地区消防協力隊	10
13	地区消防協力隊（多伎）	久村地区消防協力隊	7
14	地区消防協力隊（出雲）	上津地区防災隊	30
15	地区消防協力隊（出雲）	四絡災害時支援隊	49
		地区消防協力隊	247

出雲3 平田8 佐田0 多伎3 湖陵0 大社1 斐川0 合計15

一般	種別	団体名	人数
1	一般消防協力隊（平田）	万田特設消防隊	10
2	一般消防協力隊（平田）	河下自衛消防隊	12
3	一般消防協力隊（平田）	一畑特設消防隊	15
4	一般消防協力隊（平田）	北浜相代自衛消防隊	12
5	一般女性消防隊（平田）	美保町消防OB隊	11
6	一般消防協力隊（平田）	坂浦消防協力隊	9
7	一般女性消防隊（平田）	東地合女性消防隊	12
8	一般女性消防隊（平田）	三津町女性消防隊	5
9	一般女性消防隊（平田）	小伊津女性消防隊	6
10	一般女性消防隊（平田）	塩津町女性消防隊	7
11	一般消防協力隊（大社）	日御碕女性消防隊	8
12	一般消防協力隊（出雲）	下新宮私設消防団	14
13	一般消防協力隊（出雲）	姫原自治消防団	15
14	一般消防協力隊（出雲）	別所自警団	12
15	一般消防協力隊（出雲）	所原中自主防災隊	10
16	一般消防協力隊（出雲）	所原上自主防災隊	14
17	一般消防協力隊（出雲）	芦渡北自衛消防隊	22
18	一般消防協力隊（出雲）	川西町内自衛消防隊	11
19	一般消防協力隊（出雲）	北組自治消防隊	41
20	一般消防隊（出雲）	中組自治消防隊	17
21	一般消防協力隊（出雲）	徳連私設消防団	17
22	一般消防協力隊（出雲）	新宇賀私設消防隊	16
23	一般消防協力隊（斐川）	阿宮上出西自主防災隊	10
24	一般消防隊（平田）	小津本郷区自衛消防隊	24
25	一般消防隊（平田）	多井区自衛消防隊	7
26	一般消防隊（平田）	十六島消防協力隊	6
27	一般消防隊（平田）	釜浦自衛消防隊	10
28	一般消防隊（平田）	塩津自衛消防隊	12
		一般消防協力隊	365
		総計	612

出雲11 平田15 佐田0 多伎0 湖陵0 大社1 斐川1 合計28

## 私設消防団（斐川地域）

令和5年3月1日現在

	地名及び名称	隊員数	ポンプ等 保有状況	活動状況
1	黒目下区私設消防団	19名 (2自治会11名、協力員8名)	有(宝)	毎月1回2自治会4名 で放水訓練及び巡回
2	自彊私設消防団	16名 (8自治会)	有	4か月に1回放水訓練
3	いかり私設消防団	17名 (2自治会)	有(宝)	2か月に1回放水訓練

(宝) 宝くじ助成

## 消防団員アンケート調査

消防団員に対して火災出場、災害対応、消防団加入などに関して、下記のとおりアンケート調査を実施しましたので報告します。

- 1 方 法:WEB アンケート方式(Google Forms)
- 2 調査期間:令和3年10月20日～令和3年10月31日
- 3 対 象:1,623名(分団長以下)
- 4 回 答 数: 919名
- 5 回 答 率:56.6% (信頼度95%での許容誤差2.1%)
- 6 調査内容:下記のとおり

### 1 回答者自身について

- ① 所属分団は? (選択)  
「〇〇分団」
- ② あなたの年齢は? (選択)  
「10代」「20代」「30代」「40代」「50代」「60代以上」
- ③ 消防団員経験年数は? (選択)  
「5年未満」「5年～10年」「11～15年」「16～20年」「20～25年」「26～30年」「31年以上」

### 2 火災出場に関して

- 1) 所属する分団の管轄と仕事場・居住地を調査し、火災出場への初動対応の実態を調査する
  - ④ 居住地は? (選択)  
「居住は所属分団の管轄範囲内にある」「居住は市内の所属分団の管轄範囲外にある」  
「居住は市外にある」
  - ⑤ 居住地から所属する部のコミュニティ-消防センター(格納庫)までの距離は約何キロですか? (選択)  
「0～2km」「3～5km」「5～7km」「7～9km」「10～12km」「13～15km」  
「15km以上」
  - ⑥ 勤務地は? (選択)  
「職場は所属分団の管轄範囲内にある」「職場は市内の所属分団の管轄範囲外にある」  
「職場は市外」「営業など移動する」「現場によって変わる」「その他」
  - ⑦ 勤務地から所属する部のコミュニティ-消防センター(格納庫)までの距離は何キロですか? (選択)  
「0～2km」「3～5km」「5～7km」「7～9km」「10～12km」「13～15km」  
「16～20km」「21～25km」「26～30km」「30km以上」「常に移動」  
「現場による変わる」

2) 職場からの火災出場について実態を調査する。

- ⑧ 仕事の業種は？ (選択)  
「会社員・団体職員・公務員」「工員」「店員」「土木作業員」「農業」「漁業」「林業」「自営業」「会社役員」「学生」「無職」「その他」
- ⑨ 勤務形態は？ (選択)  
「日勤(昼間の勤務)」「交代勤務(夜勤)」「交代勤務(2交代又は3交代)」「働いていない」「その他」
- ⑩ 勤務中のスマートフォンや携帯電話の所持は？ (選択)  
「可」「否」「その他」
- ⑪ 勤務中の災害覚知は？ (選択)  
「工作中的火災発生の連絡可能」「工作中的火災発生の連絡不可」「その他」
- ⑫ 勤務中の火災出場は？ (選択)  
「勤務中の出場可能」「勤務中の出場不可能」「その他」

3) 消火活動に対する意識について調査する。

- ⑬ 消火活動にやりがいを感じますか？ (選択)  
「大いにやりがいを感じる」「やりがいを感じる」「やりがいは感じない」「その他」
- ⑭ 火災に対する所属する分団の団員数は？ (選択)  
「分団員の増員が必要」「現状の分団員数でよい」「常備消防などが対応するので現状より少なくてよい」「分からない」「その他」

### 3 地震、風水害等の災害に関する調査

1) 地震、風水害等の災害に対する消防団活動の意識について調査する。

- ⑮ 地震、風水害等の災害に対する消防団活動にやりがいは感じるか？ (選択)  
「大いにやりがいを感じる」「やりがいはある」「やりがいは感じない」「その他」
- ⑯ 地震、風水害等の災害に対する所属する分団の団員数は？ (選択)  
「分団員の増員が必要」「現状の分団員数でよい」「常備消防などが対応するので現状より少なくてよい」「分からない」「その他」

### 4 団員確保に関する調査

1) 団員確保に関する問題点を調査する

- ⑰ 団員の勧誘は、どのような方法ですか？ (選択)  
「個人の責任で勧誘する」「分団(部)として勧誘する」「分団(部)と自治会・町内会と共同で勧誘する」「自治会・町内会(地域ルール)から選任される」「分団(部)で公募する」「分からない」「その他」
- ⑱ 団員確保の実情はどうか？ (選択)  
「現在の方法で確保できている」「現在の方法では確保が厳しい」「分からない」「その他」

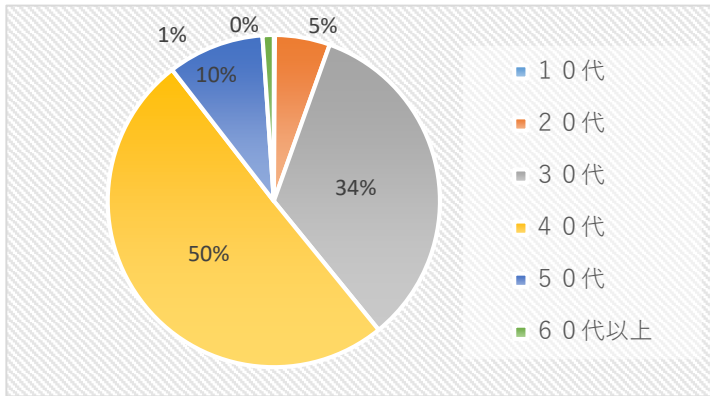


- ⑱ 分団の管轄内に団員候補はいますか？（選択）  
「候補はいる」「候補者の若者が少ない」「候補の若者が全くいない」「候補の若者がいるかどうかわからない」「その他」
- ⑲ 団員確保が困難な理由は何ですか？（複数回答可）  
「活動を担う人材がいない」「活動が誤解/理解されない」「親世代の嫌悪がある」「配偶者の嫌悪がある」「消防団の「地域を自分たちで守る」気概が相手(団員候補者)に伝わらない」「消防団活動の負担が大きい」「消防団活動そのものが知られていない」「団員確保は困難でない」「その他」
- ⑳ 消防団員を確保するためには、具体的に何が必要と考えますか？（複数回答可）  
「報酬手当のアップ」「報酬手当の個人支給」「分団による地元住民への広報活動」「行政による市民への広報活動」「将来の消防団員を育成するため、消防団員が地元小中学生への防災教育に関わる」「その他」
- ㉑ 分団(部)の定員についてどう考えますか？（選択）  
「定数を満たすことが必要」「定数を満たせなくても仕方がない」「分からない」「その他」

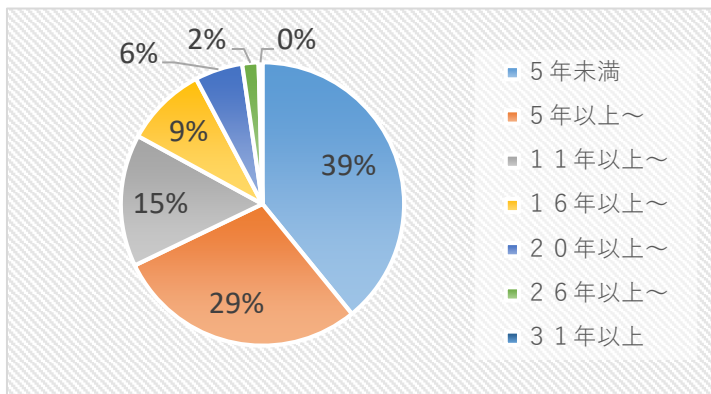
## 5 その他

- ㉒ 消防団に入って良かったことは何ですか？（複数回答可）  
「地元知り合い、仲間ができたこと」「災害対応の知識、技術が身についたこと」「地域貢献ができること」「地域で尊敬されていること」「職場で尊敬されていること」「家族に尊敬されていること」「報酬がもらえること」「消防操法にやりがいを感じていること」「酒席が楽しいこと」「良かったことはない」「その他」
- ㉓ 消防団で困っていることは何ですか？（複数回答可）  
「他の団員との付き合いが大変なこと」「災害対応の知識、技術の訓練、研修が少ないこと」「地域貢献が思ったよりできないこと」「職場の理解がないこと」「地域の理解がないこと」「家族の理解がないこと」「報酬が少ないこと」「操法訓練が多いこと」「酒席が多いこと」「困っていることはない」「その他」
- ㉔ その他、消防団に関すること（自由記載）

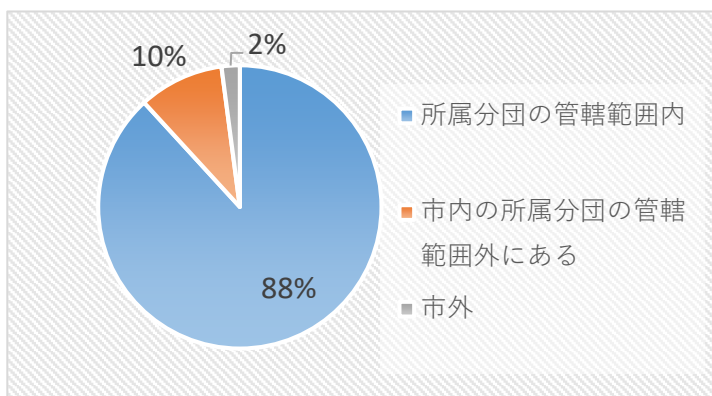
② あなたの年齢は？



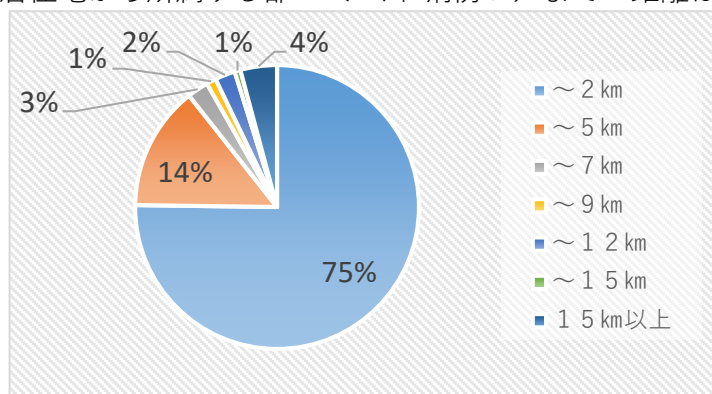
③ 消防団員経験年数は？



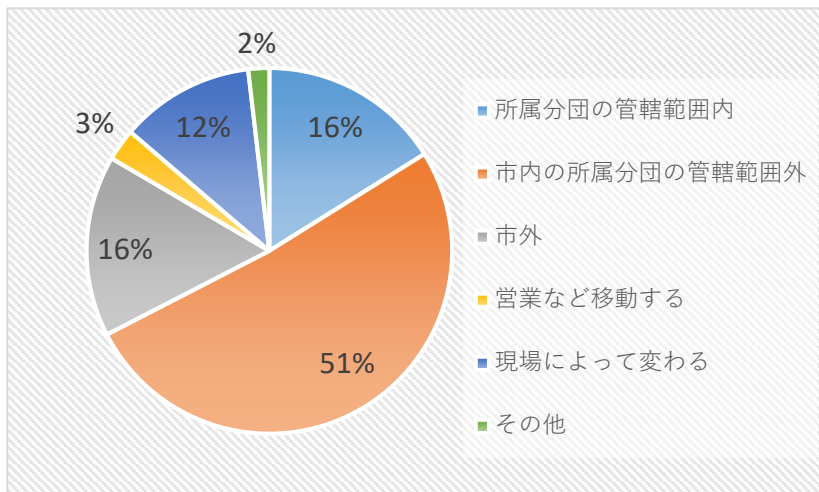
④ 居住地は？



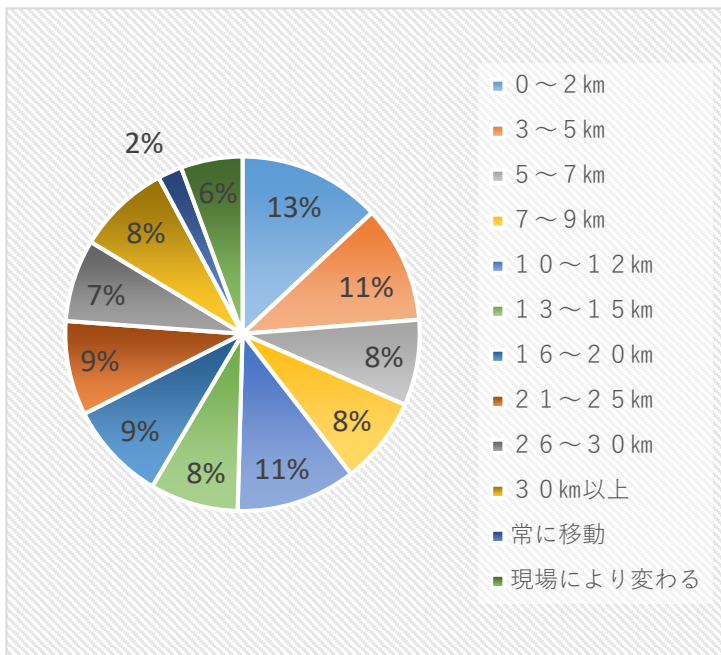
⑤ 居住地から所属する部のコミュニティ-消防センターまでの距離は約何キロですか？



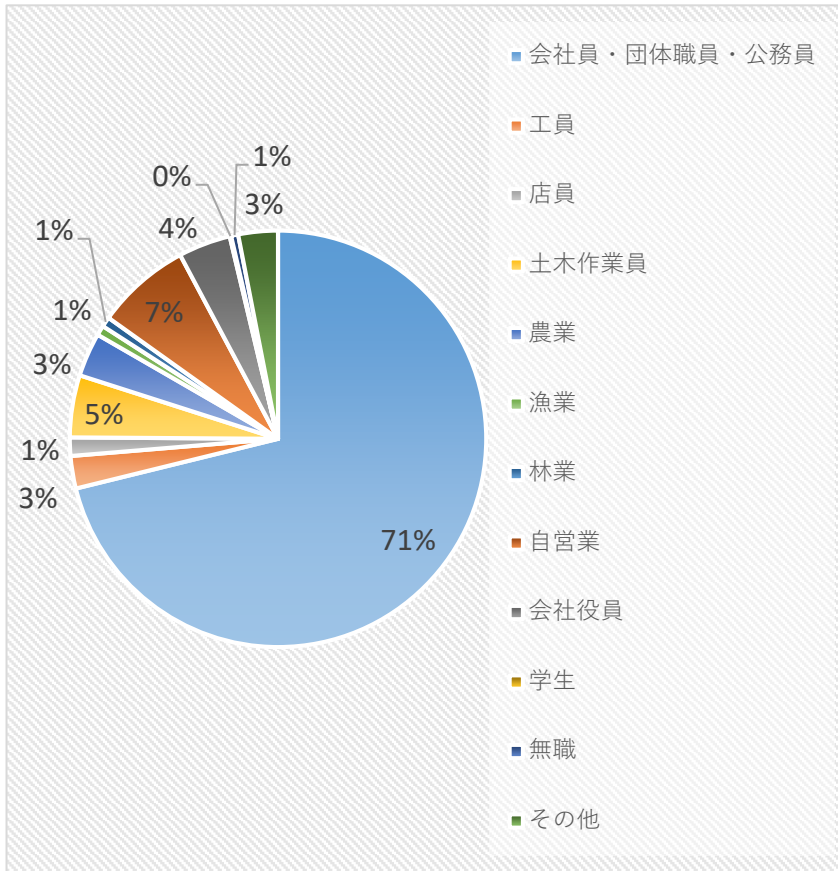
⑥ 勤務地は？



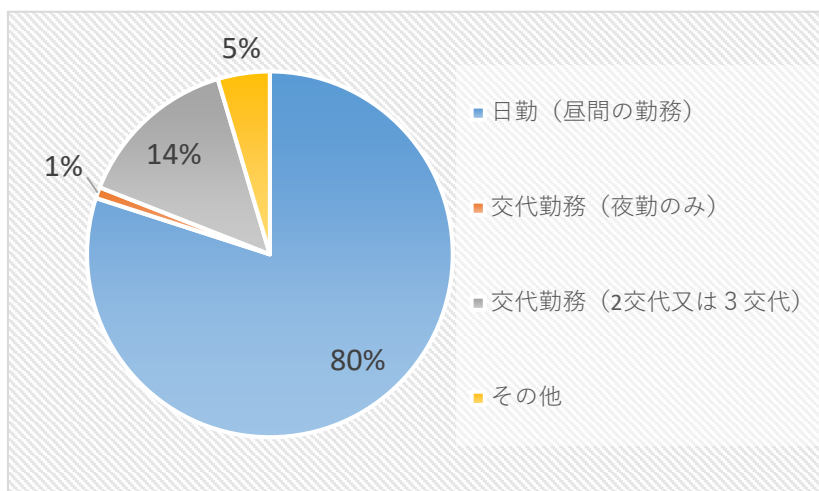
⑦ 勤務地から所属する部のコミュニティ-消防センターまでの距離は約何キロですか？



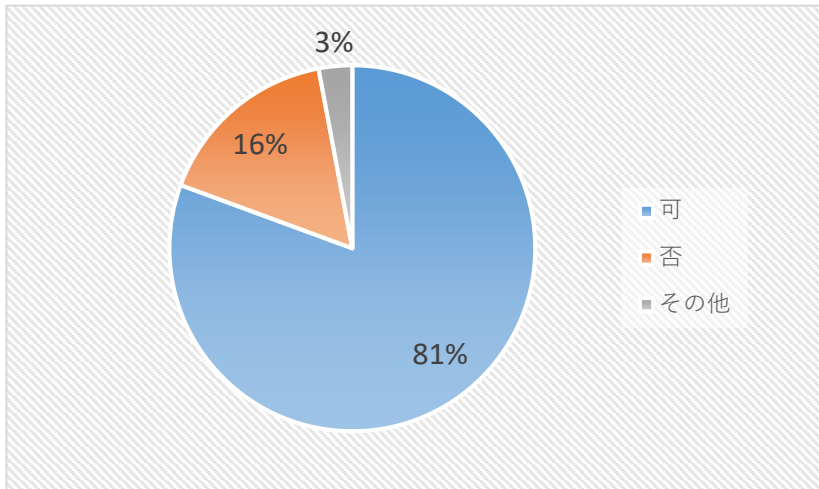
⑧ 仕事の業種は？



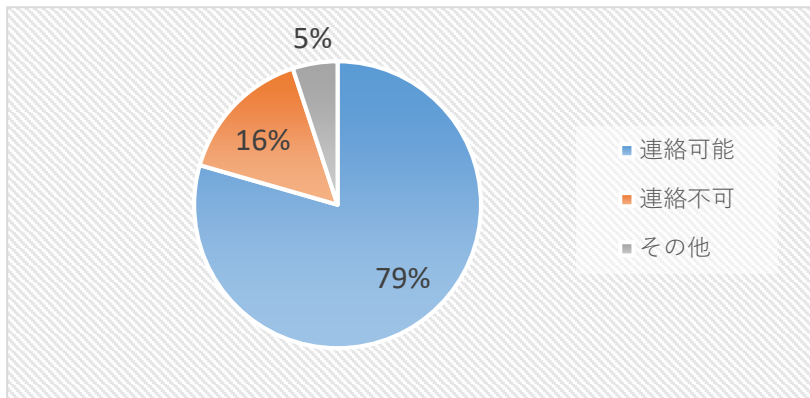
⑨ 勤務形態は？



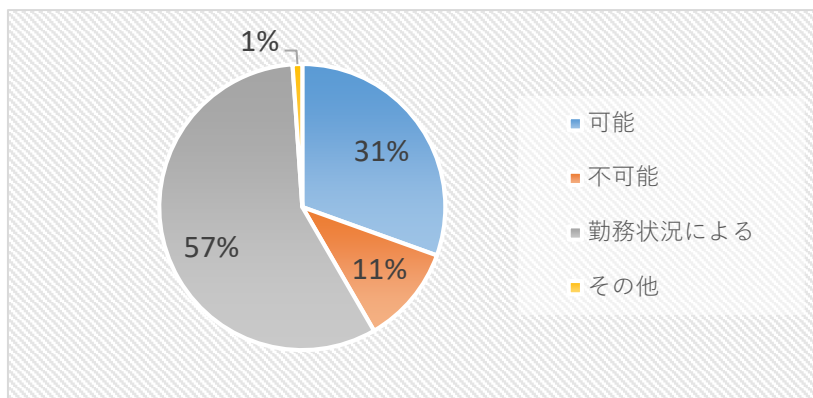
⑩ 勤務中のスマートフォンや携帯電話の所持は？



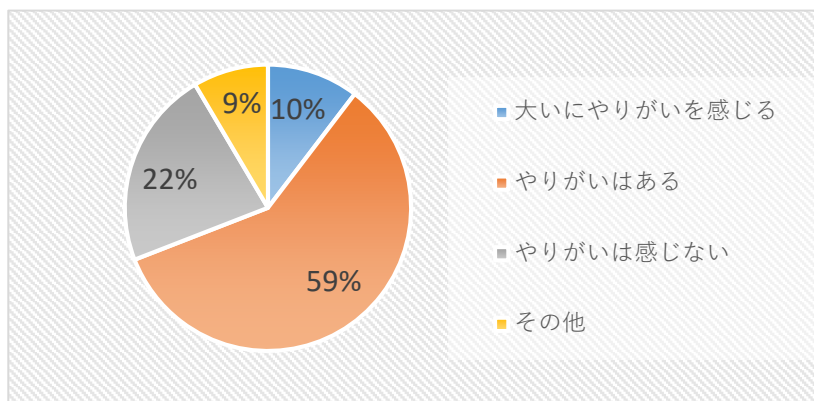
⑪ 勤務中の災害覚知は？



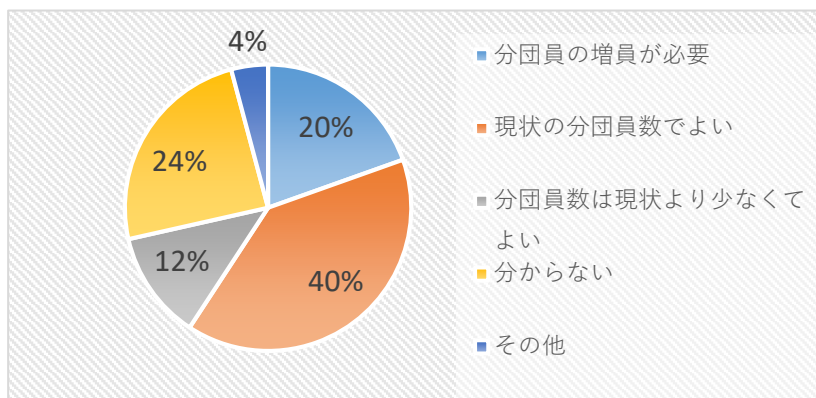
⑫ 勤務中の火災出場は？



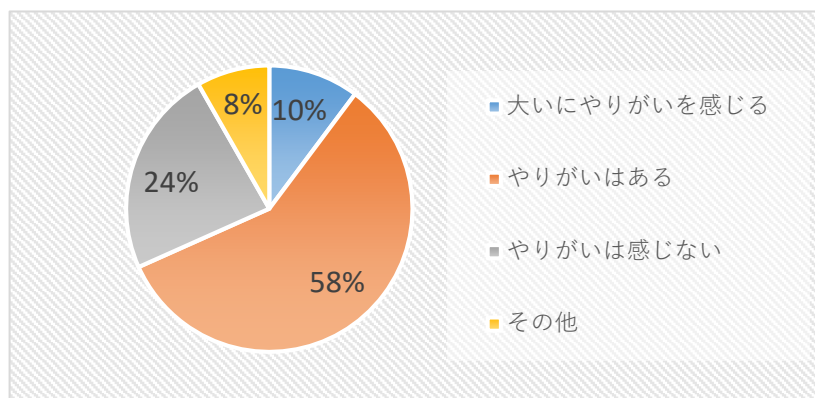
⑬ 消火活動にやりがいを感じますか？



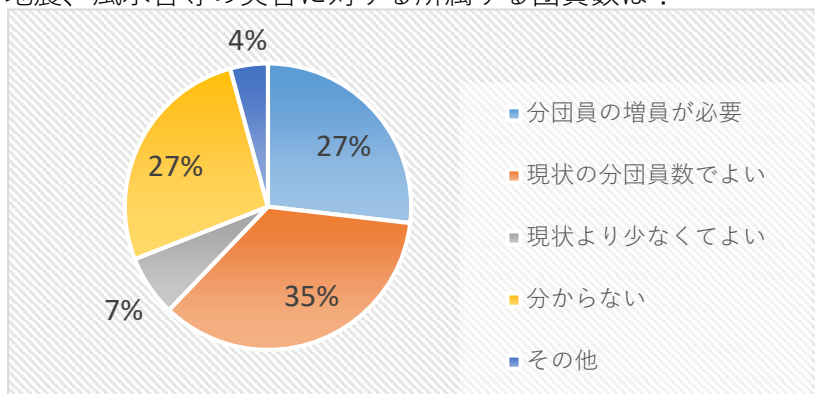
⑭ 消火活動に対する分団員数は？



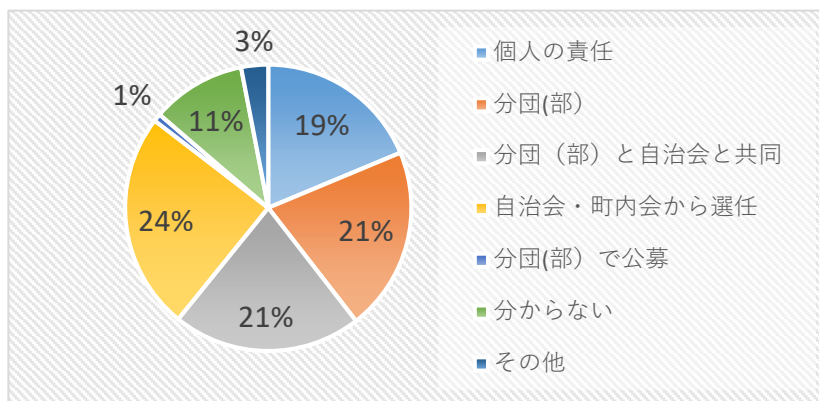
⑮ 地震、風水害等の災害に対する消防団活動にやりがいを感じますか？



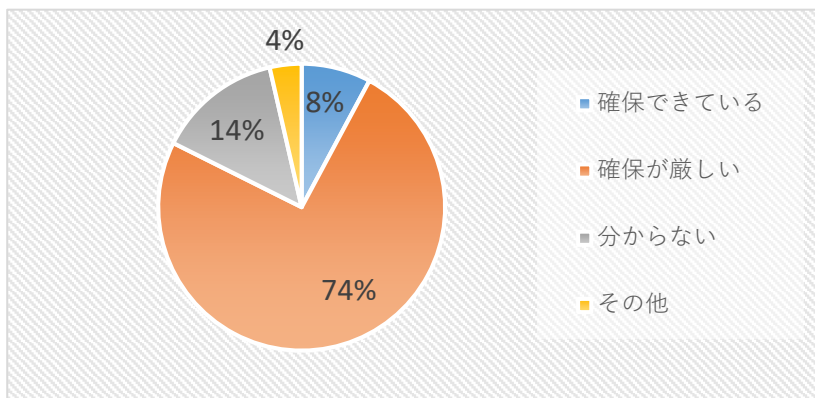
⑯ 地震、風水害等の災害に対する所属する団員数は？



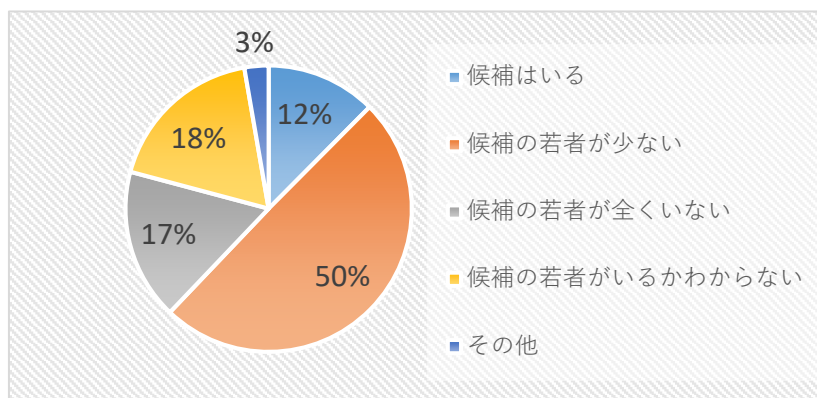
⑰ 団員の勧誘は、どのような方法ですか？



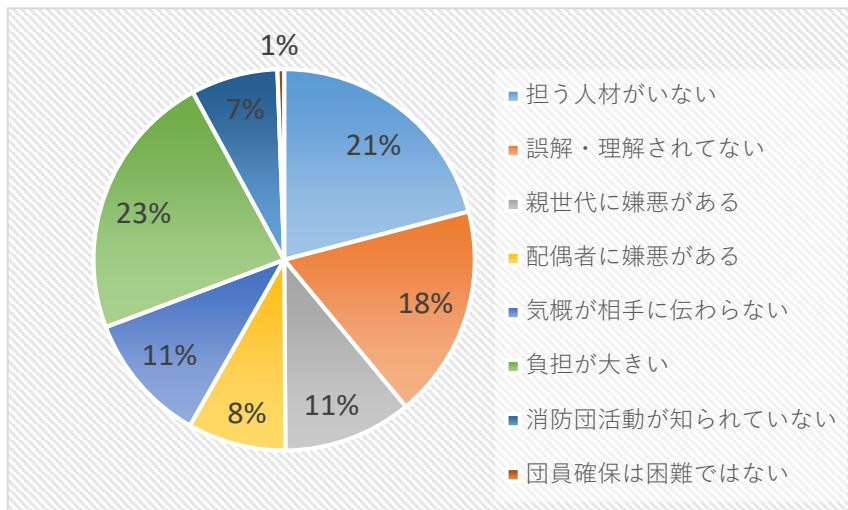
⑱ 団員確保の実情はどうですか？



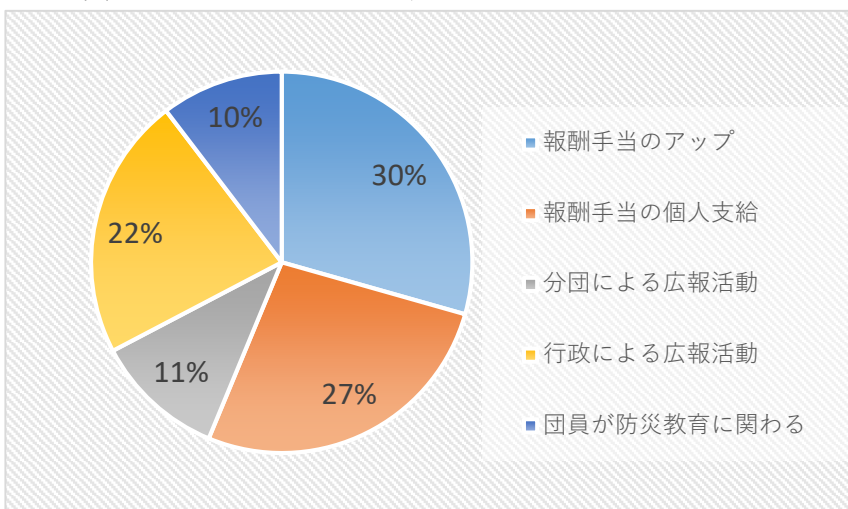
⑲ 分団の管轄内に団員候補はいますか？



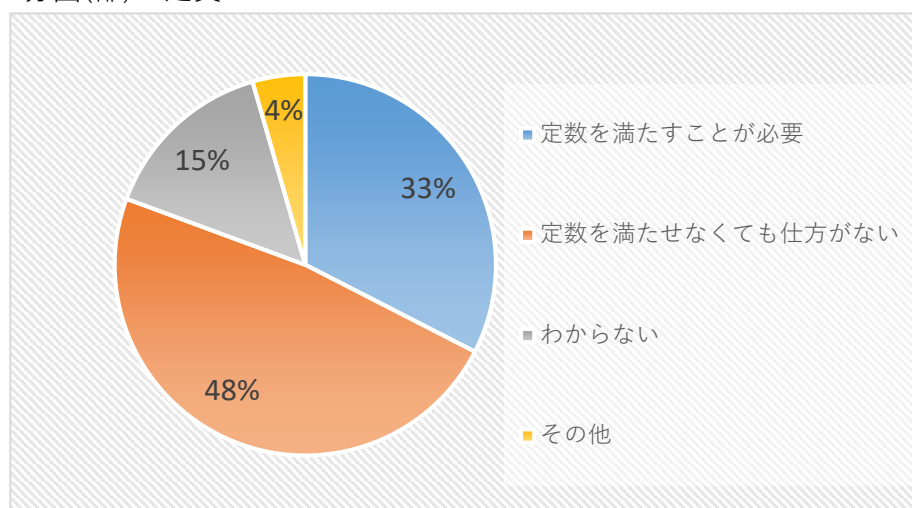
⑳ 団員確保が困難な理由は何ですか？（複数回答可）



㉑ 消防団員を確保するためには、具体的に何が必要と考えますか？（複数回答可）

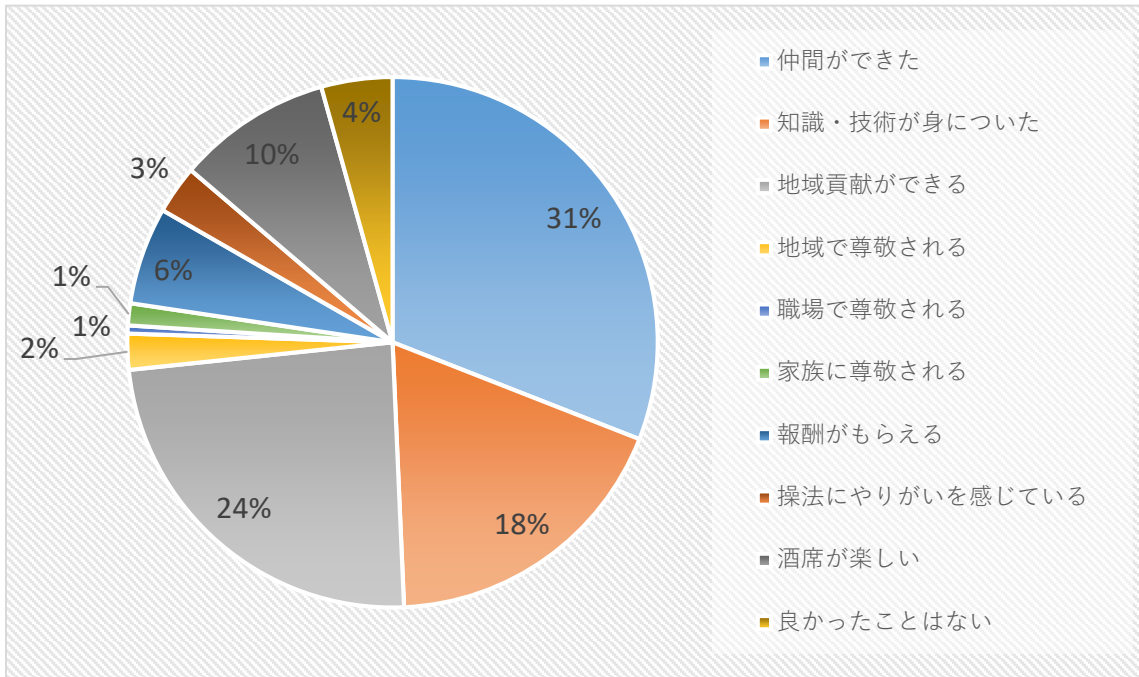


㉒ 分団(部)の定員について

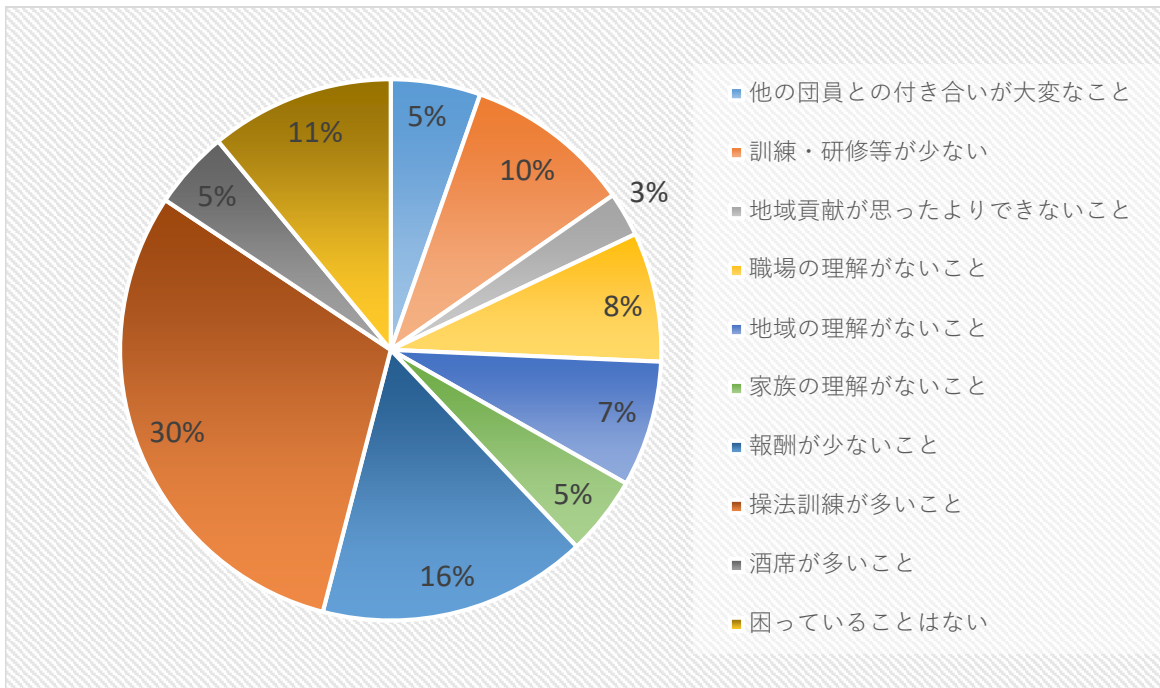




②③ 消防団に入って良かったことは何ですか？(複数回答可)



②④ 消防団で困っていることは何ですか？(複数回答可)



## 団員アンケート自由記載（抜粋）

### 【前向き意見】

- ・ 仲間ができた
- ・ 地域のことが知れた、地域の人と顔見知りになれた
- ・ やってみると地域のためになり、楽しい（悪くない）
- ・ 実災害への活動はやりがいを感じる
- ・ 地域の人たちに災害時の対応や備えを伝える集団であれば理解者が増える
- ・ 基本的には皆さんボランティア精神旺盛で前向きに活動している
- ・ 「地域を守る」という思いは、ほとんどの団員が持っている
- ・ 地域の方が安心して生活できるような活動をしていきたい
- ・ 地元と同世代の仲間ができることが、いかに大切でありがたい事かを伝えたい
- ・ 現場想定 of 訓練をすると充実感を覚える

### 【負担】

- ・ 行事が多すぎる
- ・ 無駄な集まりが多い
- ・ 活動が多く、拘束時間が長い、ボランティアの域を超えている
- ・ 休日に出初式などのイベント、憂鬱になる
- ・ 活動が土日に集中→無理して参加→家庭不和 辞めれない（悪循環のスパイラル）
- ・ 操法のために活動している、人生の多くの時間を使っている
- ・ お金より時間が欲しい
- ・ 活動のために仕事を休まなければならない
- ・ 仕事の都合で出れなかったのに、文句を言われる
- ・ 無理をしてやるのが当たり前という風潮
- ・ 強制参加
- ・ 団員確保が負担（プレッシャー）
- ・ 退団の条件が、交代要員の確保（自分で探さないといけない）
- ・ 辞めたくても辞められない
- ・ 飲み会が多い

## 【訓練、研修】

- ・ 操法は大事だと思うが、分団等でやればよい
- ・ 操法大会に向けた訓練は必要ない
- ・ 操法訓練が現場に役立つのか疑問
- ・ 実災害に役立つ訓練がしたい
- ・ 常備との合同訓練が必要
- ・ 火災対応より自然災害の対応力強化に力を注いでほしい
- ・ 知識が身につく講習、研修を増やしてほしい
- ・ スキルを身につけたい
- ・ シミュレーション訓練、映像を見ながらの研修、机上訓練を常備が企画してほしい
- ・ 地元コミセンと連携した災害対応訓練が必要
- ・ 緊急車両の運転講習がしてほしい
- ・ マニュアルを読むだけでは理解できない、職員が直接指導しないと意味がない
- ・ 訓練は効率よく短時間とする
- ・ 機材等を使いこなせるような訓練や講習をやった方が役立つと思う
- ・ 操法より、コロナ禍に行われた講習がはるかに有意義であった
- ・ 団員がマルチに災害対応できるよう、チェーンソーや建設機械などの特別教育があればよい
- ・ 初期の応急手当や防災、避難に関する訓練がもっと必要と感じる
- ・ 火災後の調査結果や予防対策も教えて欲しい
- ・ 火災以外の災害対応に対する知識がない、必要である
- ・ あまり知識が得られていないことが残念
- ・ 訓練が少なく不安
- ・ 新たに部長となる団員への研修が必要
- ・ 幹部のハラスメント研修を行うべき

### 【団員確保】

- ・ 地域の理解、サポートが必要
- ・ 団員確保、勧誘には地元自治会の協力が絶対的に必要
- ・ 自治会の一役員として推薦していただく
- ・ 個人の勧誘に頼ることはあってはならない
- ・ 仕事を理由に断られる
- ・ 親が反対する（親世代が消防団に対する不快感を持っている）
- ・ 引退した者が再入団しなくてはならない状況
- ・ 定年制にしていただきたい（やめれない）
- ・ 上層部からの対策案提示、具体的指示が必要（末端に任せっきり）
- ・ 若者へ関心を持っていただくことが必要
- ・ 職場から「消防団に入れ」と言われるような環境があればよい
- ・ 会社などを中心に団員を募る
- ・ サポート的な役割の女性団員がいるとよい
- ・ 地域によっては高齢者の入団を！若者にこだわる必要なし
- ・ 新しい団地が 20 世帯、自治会未加入の為、消防団に入らないのは不公平
- ・ 行政が本気で考えなければならない
- ・ 団員確保に、もっと行政が関わるべき
- ・ 消防本部も団員勧誘に協力するべき

### 【イメージが悪い】

- ・ 職場の理解がない
- ・ 家族の理解が難しい
- ・ 操法訓練ばかりしている、大変そう
- ・ 酒飲み集団というイメージが定着
- ・ 地域の人に感謝されていると思わない
- ・ 消防団の良いイメージを行政が地域に広めて欲しい
- ・ 頑張っているところを市民に伝えて欲しい

### 【広報】

- ・ 広報誌、誰も見ていません
- ・ 地域貢献や防災に取り組む姿がもっとクローズアップされるようにしてほしい
- ・ 言葉だけの実態の分からない、当たり障りのない広報は、消防団の悪いイメージを払拭できない
- ・ 各世代ごとに消防団活動の理解を求める
- ・ 仕事に出場、職場、企業に理解を得られるよう市から話してほしい
- ・ 努力や奉仕の精神が地区民に伝わらないことがつらい

### 【メリット】

- ・ 見返りが無い
- ・ 魅力的な条件を整えるべき
- ・ 消防団員であることのメリットがほしい
- ・ 地元商店や温泉割引等の恩恵があればよい
- ・ 団員へ、企業と連携して何かしらの特典、勤務先からの特典をつける
- ・ 家族への配慮が形として必要（家族の協力があってのもの）

### 【資機材、装備】

- ・資機材不足、装備品が古いので更新してほしい
- ・操法訓練をやめ、その予算を現場の装備、備品、設備、団員確保の為に使って欲しい

### 【提案】

- ・現場経験が足りない、出動範囲を分団から方面隊に拡大してほしい
- ・小学生から防災教育をしてほしい、子供のころから興味が持てるような教育が必要
- ・団員（若手）の意見を聞く、アンケート調査は定期的にして欲しい
- ・現場で、分団、部が判別できるようなもの（腕章、ベストなど）が欲しい
- ・地域と連携した防災、その仕組みをつくり、実施していくことが求められている
- ・役割の分担（高齢者ができる活動、昼間の広報活動のみ、災害活動のみなど）
- ・行事の時短を図る
- ・出初式をやめる、時短  
ドームでの出初式はやめる（地元だけでよい）、ドームが寒い  
方面隊出初式はやめる（旧市町単位でやる意味がわからない）

### 【その他】

- ・楽しくないと続かない
- ・酒席、操法を完全にやめ、消火活動、消火訓練、火災予防、地震水害訓練など、地域貢献できるものに限定した活動とする。
- ・ワークライフバランスを重んじる時代に、消防団活動の大きな負担は団員が減る一方である
- ・目と鼻の先が火災なのに、管轄外なので出場しなくてよいというのはおかしい  
消防団が何のためにあるのかに反して役所側が出場させないのは矛盾している
- ・巡回が火災の減少に繋がるのか疑問
- ・現在の活動は、本当にやらないといけないことなのか
- ・格納庫点検、順位をつけることが理解できない
- ・消防、行政、地域の連携が必要、連絡会議などの開催が必要
- ・安心して退団できる仕組みを考えて欲しい
- ・原子力災害に消防団という考え方は、拒否反応を示す団員が多い
- ・福利厚生面をもう少し手厚くしたほうが団員確保に繋がる

## 地区災害対策本部における消防団の関わりについて

### 1. 本部構成

分団長等が構成員の地区が多数あり、中には副本部長となっている地区もある。

副本部長	
① 自治協副会長	26 地区
② コミュニティセンター長	25 地区
③ 消防団分団長	19 地区
③ 土木委員長	19 地区
⑤ 社会福祉協議会会長	15 地区
⑥ 交対協等会長	13 地区
⑥ 民児協会長	13 地区

構成所属	
① 自治協会	43 地区
① コミュニティセンター	43 地区
③ 土木委員	40 地区
④ 消防団	35 地区
④ 社会福祉協議会	35 地区
⑥ 民生児童委員	31 地区
⑦ 交通安全協会・交対協	29 地区

\*多伎・湖陵地区は、方面隊長が副本部長。

### 2. 組織連携

ほとんどの地区災害対策本部が消防団を連携組織としている。

連携組織	
① 消防団(分団)	42 地区
② 警察(交番・駐在所)	9 地区

### 3. 消防団担当業務

- 被災状況確認
- 初期対応
- 危険箇所監視
- 避難誘導
- 救助活動

### 4. 消防団の位置付け

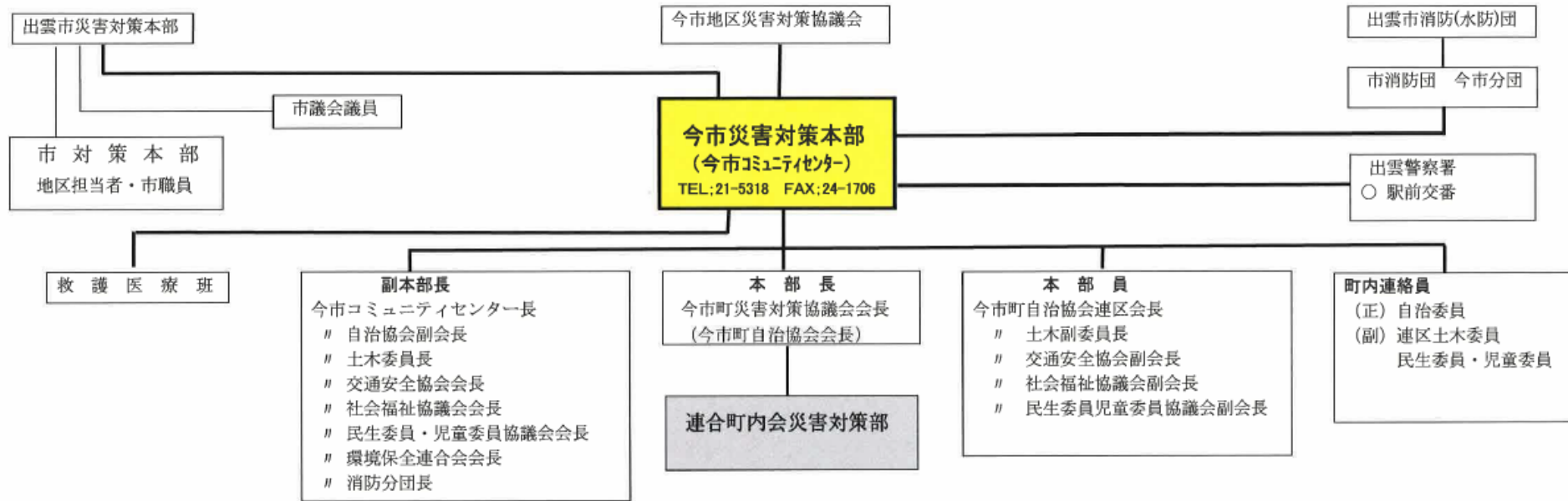
組織面や実働面において、地区災害対策本部で消防団の担う役割は大きい。

地区によっては、消防団OB等も組織に加えて実働面を補強している。

(消防後援会・消防協力隊等、計7地区)

# 今市地区災害対策本部組織編成表

## 1、組織



## 2、事務分担

総務	災害調査	交通避難	緊急救援
○ 本部長 コミュニティセンター長 コミュニティセンター チーフマネジャー 事務局長	○ 土木委員長 土木委員 自治協会連区会長、副会長、中央幹事	○ 交通安全協会会長 交通安全協会役員 消防団OB	○ 社会福祉協議会会長 今市自治協会副会長 民生委員・児童委員協議会会長他委員 環境保全連合会会長 コミュニティセンター マネジャー
△ 連絡伝達、自治委員より各戸へ △ 情報収集、自治委員より本部へ △ その他担当に属さない事項	△ 土木、農林災害緊急対策 △ 堤防、人命、家屋災害状況並びに緊急対策	△ 道路交通緊急対策 △ 避難所の確認と避難誘導 △ 土のう積み	△ 応急救護対策 △ 救護医療班の設置 △ 緊急生活物資、炊き出し等の収受配付

## 3、避難所開設予定場所

- 風 水 害
- 雪 害

- ・出雲高校 (第1体育館)
- ・出雲高校 (第2体育館)
- ・今市小学校 (体育館)
- ・JAしまね 出雲地区本部
- ・オン・アパレルズ いずも
- ・今市コミュニティセンター
- ・出雲市役所 (本庁舎)
- ・出雲科学館
- ・ビッグハート出雲
- ・バルメイト出雲
- ・出雲医療看護専門学校

- 火 災
- 地震災害

- ・今市小学校校庭
- ・北本町中央公園
- ・北本町東公園
- ・新町児童公園
- ・二京町公園
- ・今市幼稚園園庭
- ・一の谷公園
- ・出雲高校校庭
- ・JR駅北口広場
- ・JR駅南広場
- ・だんだん広場



別紙 資料②

地区名	本部構成						連携組織	本部内での消防団の役割	
	本部長	副本部長							
1 今市	自治協会会長	CCセンター長 民児協会長	自治協会副会長 環境保全連合会長	土木委員長 消防団分団長	交通安全協会会長	社協会長	自治協会連区会長 土木副委員長 交通安全協会副会長 社協副会長 民児協副会長	今市分団 駅前交番	副本部長
2 大津	自治協会会長	CCセンター長	自治協会副会長	消防団分団長	交通安全協会会長	社協会長	自治協会副会長 土木副委員長 交通安全協会副会長 社協副会長 民児協副会長	大津分団	災害調査部 清水防班
3 塩治	自治協会会長	CCセンター長 土木委員長	自治協会副会長 交対協会長	民児協会長	社協会長	社協会長	自治協会副会長 土木副委員長 交通安全協会副会長 社協副会長 民児協副会長	塩治分団 駅前交番	
4 古志	自治協会会長	CCセンター長	自治協会副会長	消防団分団長・副分団長	交通安全協会会長	社協会長	自治協会副会長 土木副委員長 交通安全協会副会長 社協副会長 民児協副会長	古志分団 私設消防団	本部構成員
5 高松	自治協会会長	自治協会副会長	CCセンター長	消防団分団長	交通安全協会会長	社協会長	自治協会副会長 土木副委員長 交通安全協会副会長 社協副会長 民児協副会長	高松分団	被害状況把握班
6 四絡	自治協会会長	CCセンター長	各地区自治協会会長	消防団分団長	交通安全協会会長	社協会長	自治協会副会長 土木副委員長 交通安全協会副会長 社協副会長 民児協副会長	四絡分団	副本部長 消防班
7 高浜	自治協会会長	市議会議員 交対協会長	CCセンター長 民児協会長	土木委員長 地域防災リーダー会長	自治協会副会長	消防団分団長	自治協会副会長 土木副委員長 交通安全協会副会長 社協副会長 民児協副会長	高浜分団	副本部長
8 川跡	自治協会会長	自治協会副会長 (会長職務代理)					自治協会副会長 土木委員長 環境保全連合会長 交通安全対策協議 CCセンター長	検討中	
9 鷹巣	自治協会会長	CCセンター長 社協会長	自治委員会 民生委員会	自治協会災害担当 消防団分団長	土木委員長 女性災害対応隊長	交対協会長	自治委員会副会長 自治協会副会長 土木副委員長 交対協副会長 社協副会長	鷹巣分団	副本部長 本部員
10 上津	自治協会会長	自治協会副会長					土木委員長 土木副委員長 消防団分団長 社協会長 防災隊長	上津分団	本部構成員
11 稗原	自治協会会長	消防団分団長	土木委員長	自治協会副会長			自治会長 CC	稗原分団 小学校	副本部長 避難誘導・安否確認 被災箇所等情報収集
12 朝山	自治協会会長	自治協会副会長	土木委員長	消防団分団長	CCセンター長		CCセンター長 土木副委員長 消防団副分団長 交対協会長 民児協会長	朝山分団	副本部長・本部委員 災害防止・危険箇所 監視・避難者誘導
13 乙立	自治協会会長						自治協会副会長 社協会長 民生児童委員会 CCセンター長 土木委員長	乙立分団	本部付
14 神門	自治協会会長	社会福祉協議会長	CCセンター長				自治協会副会長 土木委員長 交対協会長 自治協会副会長 民児協会長	神門分団	本部構成員
15 神西	自治協会会長	土木委員長 CCセンター長	交対協会長	社協会長	民児協会長	消防団分団長	自治協会副会長 土木副委員長 交通安全協会副会長 社協副会長 民児協副会長	神西分団	副本部長
16 長浜	自治協会会長	自治協会副会長	CCセンター長				社協会長 土木委員長 民生児童委員会 交対協会長 環境保全連合会長	長浜分団	
17 平田	自治協会会長	自治協会副会長	CCセンター長				防災安全委員会 土木委員長 消防団分団長 交通安全協会支部長 社協会長	平田分団	水防消防局長 水防活動・救助活動
18 灘分	自治協会会長	自治協会副会長 消防団分団長	CCセンター長 交対協会長	土木委員長 防災委員会	社協会長 民生児童委員会	消防後援会長	各区代表	灘分分団	平田広域交番 交通・避難部
19 国富	自治協会会長	自治協会副会長 小学校長	CC運営委員会 交対協会長	各自治会長 社協会長	CCセンター長 民児協会長	消防団分団長	土木委員 CC	国富分団	平田広域交番 副本部長
20 西田	自治協会会長	自治協会副会長 社協会長	CCセンター長 交通安全自治会	土木委員長 消防後援会長	消防団分団長		自治会長	西田分団	平田広域交番 副本部長 災害初期対応
21 鰯淵	自治協会会長	CCセンター長	土木委員長	消防団分団長	社協会長	交対協会長	自治会長	鰯淵分団	副本部長 交通・避難部
22 久多美	自治協会会長	町内会長	CCセンター長				社協会長 消防後援会長 土木委員長 民生児童委員会 交通安全協会	久多美分団	平田広域交番 本部員 水防消防班
23 檜山	自治協会会長	自治協会副会長	CCセンター長				社協会長 土木委員長 民児協会長 交対協会長 消防後援会長	檜山分団	本部員
24 東	自治協会会長	災害対策委員長	自治協会副会長				CCセンター長 社協会長 教育会 土木委員長 消防団分団長	東分団	被災情報集約班 救護班
25 北浜	自治協会会長	自治協会副会長					土木委員長 社協会長 交通対策自治会 CCセンター長 土木委員	北浜分団	十六島駐在所 交通・避難部
26 佐香	自治協会会長						CCセンター長 各自治会長	佐香分団 JF佐香出張所	
27 伊野	自治協会会長	自治協会副会長	防災士	CCセンター長			土木委員長 社協会長	伊野分団	
28 須佐	コミュニティセンター長	自治協会会長	消防団分団長	民生児童委員代表	地区社協代表		土木委員代表 佐田アサヒ無線クラブ 地区代表者	西須佐分団	東須佐分団
29 窪田	コミュニティセンター長	地区振興協議会連 合会長	消防団分団長	民児協地区代表者	社協地区代表者		土木委員会地区代 表者 佐田アサヒ無線クラブ 地区代表者	八幡東分団	窪田分団
30 多伎	自治協会連合会会 長	土木委員長	消防団方面隊長				自治協会連合会副会 長 社協代表 民児協会長 交対協会長 市議員	多伎方面隊(久村・ 小田多岐・田儀分 団)	副本部長 避難誘導班
31 湖陵	区会連合会長	区会連合会副会長	土木委員長	地区社協会長	消防団方面隊長	民児協会長	各支部(地区)	湖陵方面隊(湖陵 西・湖陵南分団)	副本部長 警戒・避難誘導・応 急処置等
32 大社	自治協会会長	自治協会副会長	消防団分団長				消防団分団長 自治協理 土木委員 青パト隊 交通指導員	大社分団	副本部長
33 荒木	自治協会会長	防災有識者	土木委員長	交対協会長	福祉・安全推進協議 会会長	民生児童委員会	CCセンター長 土木委員 消防団OB	荒木分団	副本部長
34 遙峯	自治協会会長						学識経験者 CCセンター長 土木委員長	遙峯分団	本部構成員
35 日御碕	自治協会会長	各区長					CCセンター長 土木委員長 交推協会長 社協会長 民生児童委員	日御碕分団	水難救済会
36 鶴鷺	地区代表	各区長	消防団分団長	CCセンター長			自治協会会長 土木委員長 青パト隊 各町内会長等 婦人会会長	鶴鷺分団	副本部長
37 荘原	自治協会会長	自治協会副会長	代表土木委員				自治協理 民児協 更生保護女性会 教育振興会長 交対協 社協 CCセンター長	荘原北分団 荘原南分団	
38 出西	自治協会会長	CCセンター長 交対協会長	自治協会副会長 消防団副分団長	土木委員長 振興区長代表	民児協支部長 地域安全推進委員	社協会長	自治協理 民生児童委員 土木委員 交通指導員 青パト隊	出西阿宮分団	副本部長 交通・避難部 災害初期対応等
39 阿宮	自治協会会長	自治協会副会長	土木委員長	民生委員	自主防災隊隊長	消防団	青パト隊 社協代表 CC	出西阿宮分団	避難班 避難誘導・災害状況 確認等
40 伊波野	自治協会会長	自治協会副会長 CCセンター長	土木委員代表	交通安全協議会代表	社協会長	消防団分団長	自治協理 交通安全協会支部代 表 青少年育成協議会代 表 民児協支部長 チャイプの会長	伊波野分団	消防水防部
41 直江	自治協会会長	CCセンター長	自治協会副会長				直江分団長 民児協支部長 土木委員会代表 農業振興区長 交対協副会長	直江分団	総務班副班長 災害実施把握・対策 避難支援
42 久木	自治協会会長	代表自治会長	中部分団長				土木委員長 交対協会長 社協会長 民児協会長 CCセンター長	久木分団	副本部長
43 出東	自治協会会長	自治協会副会長	土木委員会委員長	交対協会長	社協会長	民児協支部長		出東分団	副本部長 交通・避難部

(注1) 本表は、各地区の様式で作成された災害対策本部組織表から、分る範囲で消防団の関わりについて整理して作成したもの。(R5.9月作成)  
(注2) ●略称/民児協=民生児童委員協議会、社協=社会福祉協議会、交対協=交通安全対策協議会、CC=コミュニティセンター  
(注3) ●連携組織/次の組織は除く。[市災害対策本部・地区組織(自治協会、地区土木委員会、地区交対協、地区社協、地区民児協等)・コミュニティセンター]  
組織表上明記がなくても、地区災害対策本部に分団長等が入っていれば、消防団を連携組織とする。